

第百三回 参議院商工委員会會議録第二一號

昭和六十年十一月二十一日(木曜日) 午前十時開会

委員の異動

十一月十三日

井上 計君

補欠選任

栗林 卓司君

十一月十四日

栗林 卓司君

井上 計君

十一月二十日

市川 正一君

補欠選任

十一月二十一日

伏見 康治君

補欠選任

矢原 秀男君

出席者は左のとおり。

委員長

下条進一郎君

理事

前田 勲男君

松岡満寿男君

福岡 知之君

委員

岩本 政光君

沖 外夫君

佐藤栄佐久君

斎藤栄三郎君

杉元 恒雄君

鈴木 省吾君

降矢 敬義君

梶原 敬義君

对馬 孝且君

田代富士男君

楠本 敦君

國務大臣

通商産業大臣

井上 計君

木本平八郎君

國務大臣

村田敬次郎君

(経済企画庁長官)

金子 一平君

政府委員

公正取引委員会

樋口 嘉重君

事務局審査部長

齋藤 成雄君

経済企画庁物価

勝村 坦郎君

局長

丸茂 明則君

経済企画庁調査

田沢 智治君

局長

児玉 幸治君

通商産業政務次

鎌田 吉郎君

官

鈴木 直道君

通商産業大臣官

福川 伸次君

房務審議官

黒田 明雄君

通商産業省通商

杉山 弘君

政策局長

野々内 隆君

通商産業省立地

逢坂 国一君

公官局長

島山 襄君

通商産業省機械

高橋 達直君

情報産業局長

資源エネルギー

庁長官

資源エネルギー

庁長官

資源エネルギー

庁長官

事務局側

常任委員会専門

山本 幸助君

木下 博生君

照山 正夫君

説明員

通商産業大臣官

高瀬 和夫君

房務審議官

戸矢 博道君

運輸大臣官

松井 隆平君

有鉄道部官

深井 道雄君

道再建実施対策

日本銀行総務局

室長

日本国有鉄道事

業局事業課長

参考人

日本銀行総務局

本日の會議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○産業貿易及び経済計画等に関する調査
(灯油価格、電気料金等の円高差益消費者還元問題に関する件)
(国鉄の分割・民営化と産業輸送等に関する件)
(円高の輸出関連中小企業に対する影響に関する件)
(内需拡大に関する件)
(中小企業の情報化に関する件)
(貿易摩擦とドル高是正に関する件)
(原子力発電所事故に関する件)
(わじ業界の振興対策に関する件)
(中小企業の海外進出に関する件)
(航空機の開発と安全性に関する件)
(国鉄の中小企業事業分野進出に関する件)

(生協に対する灯油出荷停止に関する件)
(製品輸入の拡大に関する件)
○一般電気事業者及び一般ガス事業者の社債発行限度に関する特別法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨十一月二十日、市川正一君が委員を辞任され、その補欠として楠本敦君が選任されました。

○委員長(下条進一郎君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
産業貿易及び経済計画等に関する調査のため、本日の委員会に日本銀行総務局長深井道雄君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(下条進一郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(下条進一郎君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。

○对馬孝且君 まず最初に、円高差益に伴う消費者への還元の問題につきまして質問いたしてまいりたいと思います。
十一月八日の新聞報道によりますと、金子経済企画庁長官は、「灯油値下げ指導」ということで、「円高還元」と経企庁長官と、こういう見出しで内容が出ていますが、円高差益による消費者への還元として、とりあえず灯油の値下げ指導をいたしてまいりたいという趣旨の内容が載っております。

○委員長(下条進一郎君) 産業貿易及び経済計画等に関する調査を議題といたします。
これより質疑を行います。
質疑のある方は順次御発言願います。
○对馬孝且君 まず最初に、円高差益に伴う消費者への還元の問題につきまして質問いたしてまいりたいと思います。
十一月八日の新聞報道によりますと、金子経済企画庁長官は、「灯油値下げ指導」ということで、「円高還元」と経企庁長官と、こういう見出しで内容が出ていますが、円高差益による消費者への還元として、とりあえず灯油の値下げ指導をいたしてまいりたいという趣旨の内容が載っております。

ます。これ今までも、円高差益にまつわる五十二年のときも質問いたしておりますし、その前狂乱物価の時代にも当委員会が質問いたしましたことがありますが、かつてない、大臣としては初めての積極姿勢を示したというのはこれ金子長官でありまして、この点はひとつ姿勢としては高く評価をいたしたいと思っております。私も十一年この石油問題をやってきております。そういう意味で歓迎をいたします。

そこで、具体的にどういうふうなこれから灯油値下げ指導をしていくのかという考え方をひとつお聞かせ願いたいと思えます。まず、金子長官の基本姿勢を確認したい。

○国務大臣(金子一平君) 今後の灯油等の石油製品の価格の動向につきましては、為替のレートの動きなりあるいは製品の需給動向、あるいはまた石油関係企業の経営動向によって大きく変わってきますので一概には申せませんけれども、円高が定着し、差益が十分蓄積できました段階では、価格に反映できるように関係方面と十分連絡をとりながら行政指導というか、要請をしてまいりたい、差益は極力消費者に還元していただく方向で努力してまいりたい、基本的にはそういうふうな考えでおる次第でございます。

○対馬孝且君 今長官から、差益は極力消費者に還元をしたいという基本方針が述べられましたから、これは非常に了といたします。

そこで、具体的にそれではどういうふうな灯油の値下げ指導をしていくのかという点がこれ問題になるのでありまして、この点ひとつ、どういふふうな具体的に値下げ指導をしていくかという具体的な指導のあり方をちょっと明示をしてもらいたいと思えます。

○国務大臣(金子一平君) これは何と申しましても通産省傘下の業界のごときでございますので、通産省とも十分連絡を密にしなごらなければならない措置をとっていきなごらというふうな考えをおるわけでございます。

先般来、札幌でいろいろ消費者との間に交渉が

持たれたようでございますけれども、これは幸いと妥結に至ったというふうな聞いています次第でございます。東北におきましても今そういうような問題も出ておるやに聞いておるのでございまして、必要な手を迅速に打っていくことがこういう問題解決のために一番大事なことであるかと考えておる次第でございます。

○政府委員(野々内隆君) 円高によって差益ができた場合、それを基本的に消費者が受け取るというの、私としてはそういう方向だろかと思っておりますが、ただ、そこで考えなきやならぬ点が幾つかあると思ふんです。

一つは、現在石油産業といひますのは、大変な過当競争のために大幅な赤字を出しております、この上の上期に千数百億の赤字を出しております。かつ自己資本比率が既に一〇%を割るという状態でございます。製造業一般が自己資本比率が二〇%から三〇%あることに比べますと大変脆弱な基盤になっております。したがって、これ以上赤字が続きますと債務超過になり、一部の会社では上場ができなくなるおそれもあります。そういういたしますと、むしろ四万人という働いている職員は非常に不安定な状況になりますし、また逆に言いますと、まず日本のエネルギーの六〇%を供給している石油産業、これがしっかりとした状態で、従業員が安心して働けるような状態にするということも大事かと思ひます。

他方、価格につきましては、石油につきましましてはこれは自由価格でございますので、どういふ方法でコストというものが市場価格に反映していくのかという点が、政府規制によりますものと若干といひますか、基本的に異なっておりますので、その辺円高のメリットというものがどういふタイミングで、どういふ形で消費者に渡っていくのか。この辺は今後の推移を見ながら考える必要があるというふうな考えをしております。

○対馬孝且君 まあ長官の、今後の推移を見ながらというところもあれですが、問題は何と云つても、これは我々が一方的に判断しているんじゃないや

くて、例えば電力業界の場合でも、御案内のとおり、原価変動調整積立金が二期にわたって連続留保しておるわけでございます。積み立てをなさっているわけですから、これは紛れもない電力業界の発表で、これは我々が発表しているんじゃないやなくて、業界自身が原価変動調整積立金というのは二期実は連続積み立てしております、これはまさにそれだけの利益が上がつっているからできることであつて、それだけの利益がなげできないことであつてね。したがって問題は、そこで抽象論を言つてもあれですから、これは私、私なりに今までもずつと手がけてきましたから、実際どう試算をしてみました、正直に申し上げて、とりあえず電力と石油の関係、これは九電力の小林電事連会長の考え方を基礎にして出した数字です。

どういふことになりましたかという、今の電力の料金設定時は一ドル二百四十二円になりました。これは間違いございません、九電力の発表です。一円円高になった場合には大体業界全体としては百二十億出ると、こう言つています。したがって、百二十億の差益が出るということになりますと、為替レート平均一ドル二百十円で安定していくと、これはもう大蔵、閣僚会議、率直に言いますけれども、日本政府の意思としても二百十円台がやっぱり一応望ましいと、円高としては、安定成長傾向としては望ましいということも言つていられるわけでありませぬ。

そうすると、二百十円のレートで換算をしますと、一円高で業界全体が百二十億ですから、下期分だけで下期です。もつとも今までの分は見るわけにいきませんから、下期だけで見ましてもこれは千九百二十億出ると、はつきり申し上げまして、千九百二十億を電灯需要、家庭の消費需要が三〇%ですから、これを電力需給と掛け出してみますと、千九百二十億掛ける三〇%、これは電灯世帯、家庭世帯三千五百万世帯、六カ月を推算しますと二百七十五円消費者に返すことができる。これは半年です。だから一年の場合でいけばこれに二を掛けてもらえばわかりませぬか

ら、結局大体五百五十円程度のあれができる。五十二年のときは二百七十円で、コーヒー一杯程度返したつてしようがないんじゃないかと、これは現に私がここで質問しまして、当時の河本通産大臣でありました、これははつきり覚えております。そういうものはあつたけれども、やっぱり五百円を超えるということになると、これは今の家計消費の中では極めて大きいわけでありまして、半年で二百七十五円ですから、一年でいきますと結果的に五百五十円になるわけですから、そういうこともひとつ基礎的に考えて、まあ私の試算ですから、これは今までの電気事業連合会の試算を基礎にして出してもこれだけ出ると、こう出ておりますので、これはひとつ参考意見として、どういふふうにお考えになつておるか、これが一つ。

それから、石油の関係で言いますと、これも同じであります。製品仕切り価格、これも日本石油連盟が出した数字を基礎に私の方でやってみました。製品仕切り価格、ガソリン、灯油等における差益分、一リッター当たり原油価格の値下がり分だけで二円あります。これは石油連盟の発表です。二円というのは、したがって、円高が十五円と仮定した場合には結果的に三円、原油価格の値下がり分が二円と円高十五円と見込んだ場合には三円、こういうのが可能である。こういう計算でいきますと、二百四十二円から二百十円とした場合の在庫期間などを調整いたしました。考えますと、八円を灯油の消費者に還元ができる、リッター当たり八円は可能である、こういう試算を私なりに出したのでありますが、これは抽象論を言つてもしようがありませんのでこの点は率直に……

もちろん、これは下期以降のことを言つているのであつて、今までのことを私は言つていられるんじゃないや。そういう値下げする状態が出てくるということ、これは試算をいたしましたので、この点もひとつ長官、こういう数字は一方的な見解ではないのであつて、電事連と石油連盟の発表を基礎にしたとしてもこれだけの引き下げは

可能である、こういう見解に到達をいたしましたので、この点についてどういふふうにかこれから御検討をさせていただけるかということをお伺いしたいと思います。

○政府委員(野々内陸君) 御指摘の数字、私詳細に存じませんが、大体そういう感じかなという気がいたしますが、まだちょっと詳細に検討いたしておりません。

したがって、問題は、まず電力につきまして、今後円高がどのくらい定着するかという点を見きわめ、その段階で将来の、例えば一年か二年のコストの動きというものをしながら、一体その差益というものを国民経済的にどう使うのが最も望ましいのであろうかということをお断すべきではないかと思っております。そういう時期として、いつがいつかわかりませんが、本年度の決算がわかりますが、来年三月に決算を締めますと大体六月ごろにはわかってくると思っております。そのころになりますと将来の動向というものもかなりの程度見きわめがつくのではないかなと思っております。五十二年のときには、御承知のように二年間にわたって約百円の円高になりました、その段階で判断をしたわけでございますが、今回の時点での判断をするかという点が一つあるかと思っております。

それから灯油につきまして、実はこれは先ほど申し上げましたように自由価格になっておりますので、政府といたしまして何円上げろ、何円下げろと言ふのはちょっと難しゅうございますが、いづれにしても非常に重要な物資でございますので、その辺、今後の価格交渉の動きというものを十分ウオッチしてまいりたいというふうな考えをしております。

○対馬孝且君 一応今後の価格動向を見きわめながら、こういつた数字も今、大体長官もそういう感じかなということもちょっと言われましたから、ほぼまた私はこういう数字が出るというふうな考えをしております。ただ、この機会に申し上げておきたいことは、

確かに設備投資も必要だけれども、これはまた大臣にお伺いしなきやならぬが、設備投資、設備投資と言ふけれども、消費者への還元も考えての設備投資でない、ただ内部留保が出たからあとと設備投資に回せばいいんだということも一つの理屈ですが、それだけではやっぱり、円高というものはこれは何人も人的努力の結果でなつたわけでも何でもないわけですから、言ふなれば人力でも得たものではないんだから。そうだとすれば、当然これは設備投資も一面検討の要はあるけれども、金子大臣が今おっしゃつたとおり、そういう面での消費者に還元をする、こういう努力をやつぱりしてもらいたい。この点について、大臣からまとめてひとつお伺いしたいと思います。

○國務大臣(村田敬次郎君) 対馬委員にお答え申し上げます。

電力の場合の円高差益、それからまた石油産業の場合のそれ、これは事情が違いますことは御承知のとおりでございます。

電力料金につきましては、野々内長官からもお答えを申し上げましたが、まだ実は円高が始まりましたからちょうど二カ月足らずという時点でありまして、率直に申し上げて、まだこれがどの程度続いてくれるのか、そういうことについては判断を下すのに時期が余りにも早過ぎるというのが私の基本的な考え方でございますが、判断の時期としては、来年の決算その他が出そろつて、いろいろな計画を立てる六十一年度の六月ごろまでずうつと今のような為替レートの状況が続いたとすれば、それについてどういふ判断をしていくかということを考えていく問題であるかと思つております。

対馬委員は、設備投資その他の繰上げ、その他消費者への還元ということを当然考えるべきだといふ御意見、これはよくわかります。ただ、実は電力もガス会社も、全面的に内需振興という政府の方針に対応してくれておりまして、現在の段階では、私はなお今後のレートの動向等を見定めた上で、このように考えております。

それから、お触れになりました灯油価格でござ

います、これは資源エネルギー庁長官からもお答えを申し上げましたように、公共料金とは違いますが、これは市場メカニズムによって決定されることと基本であつて、政府は価格に対する介入は行つていないという建前の差があるわけでございます。この問題につきましては、非常に現在、石油製品についてすべて製品の市況が低迷して価格の低落が顕著である、そのために石油産業の本年度上期の赤字は全体で千七百億円にも上るといふこととございまして、経営状態が極めて悪い、したがつてまず構造改善等によつて体質強化を図つてもらわなきやならないという考え方を前提としてございまして。

しかし、消費者の立場、一般国民の立場は、対馬委員の申されるとおり、すべての基本でございますから、そういう御主張になられました点は拝聴いたしましたわけでございまして、今後、製品価格の問題は、市場メカニズムが決定するということと基本でございますけれども、そういうことと対していろいろと注視してまいりたい、このように考えております。

○対馬孝且君 大臣、時間もあれですから、ほかの問題もありませんから。

いづれにしても、具体的に数字を私も出して申し上げたわけですから、そういう点で、金子経済企画庁長官が表明されたように、極力やっぱり消費者に還元をするというこの姿勢を両大臣で、その方向でひとつ努力をしてもらいたい。これはよろしゅうございませぬ。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今申し上げましたように、国民全般の立場、消費者の立場を考慮するのほもちろん政策の最も基本の問題でございますから、ただそういう通産政策をとる者として、業態、いろいろなものをお断しなから判断をしていく、こういうこととございまして。

○対馬孝且君 まあいづれにしてもそういうことと、極力ひとつ消費者還元ということを基本に据えながらやつていただくことを特に申し上げておきます。

一つだけ、エネルギー庁長官、北海道の問題なだけけれども、この問題はどうかということになりますと、率直に申し上げてLPガスの問題なんです。つまり、十キロボンベでLPガスが、北海道の輸入価格、これは当時三十二ドルが実際今二十八ドルに下がつておりますね、原油そのものが、ところが、LPの状態は相変わらず、北海道の道民からいつも出る問題だけれども、格差がますます広がつていっているんです、十キロボンベで、LPガスが。

格差は何ぼあるかといつたら、当時、忘れもしない、これ今でも会議録ありますけれども、五十二年、時の福田副総理、経済企画庁長官はこう言つたんだ。将来必ずこれは格差解消しますと、北海道と本州との格差がね。北海道価格というのはまだあるんだ、これ。何ぼあるかといふ、これことしの十月現在です、一番新しいやつ。これで見ますと、北海道は二千八百四十円、本州は二千五百三十二円なんです。これ格差見ますと、逆に三百強格差開いていっているんですよ。当時は百五十円だったんだ。最後には解消するよ、というのが当時の福田副総理、経済企画庁長官時代、五十二年ですよ、私がここで言っているのは、

ところが、これだつて問題があつて、私は円高のことを言っているんじゃないんだ。原油バレル当たり三十二ドルの体制がまだに続いているんですよ。これやっぱり矛盾じゃないですか。少なくとも二十八ドル体制になつた限り、その分だけ当然下がらなきやならないわけですよ。下がつて当然、これやつてもらわなきやならない、還元してもらわなきやならない。こういう問題はひとつ、時間もありませんから、ほかの問題、国鉄問題ありますから入りませぬけれども、これだけ実態私申し上げましたから、もう一度ひとつ点検をして、極力北海道価格差解消をせひやつてもらいたい、これどうですか。

○政府委員(野々内陸君) 北海道価格が存在し、いろいろの品物についても北海道価格というものがあるという話は聞いておりますが、もちろん自

由市場価格で決まるわけでございますので、価格差そのものを不当というわけにいかぬと思ひますが、やはり経済的に説明のつく範囲というところが必要かと思つておりますので、その辺今後ともよく注意してまいりたいと思つております。

○対馬孝且君 これは極力ひとつ、時々大臣は解消するという言葉は必ず出るだけけれども、百五十円が三百八円に広まつていつていっていることを申し上げておきますから、これはひとつ縮めるように、五十一年だからもう約十年近くなるんだから、本当は解消しなきゃならぬのがまだ解消してないんだ。ますます広まるばかりだということですから、これは極力ひとつ指導検討していただきたい、それから対応してもらいたいということをお願い申し上げます。

そこで、大臣は行かれるそうですから、大臣どうぞ、経済企画庁長官は行かれて結構ですから、国鉄問題について基本問題をちよつと。

一つは何といつても今日国鉄民営・分割という重要な課題が今出されております。私は、これは北海道の立場で率直に、今道民は非常に不安と動揺をいたしております、大臣になぜこれを聞くかと申しますと、北海道は産炭地路線を抱えているわけです、大臣御存じのとおり、幌内炭鉱、歌志内炭鉱を抱えている。しかも、紙パ産業、それから石油、御案内のとおり、それに農産物というような、いづれにしても多大な問題が出てきておるわけです。

それで、私は基本的な態度をちよつとお伺いしたいんですが、これは北海道の国鉄改革に対する意見書を見ますと、まず収入三十一%の実績を示す貨物輸送分野の関係では、考え方としては一応これから検討するという抽象的な、十一月をめどに監理委員会としては貨物の問題について出すということになつておるわけです。

ところが、それどうなつていくか後で聞きますけれども、私通産大臣に聞きたいのは、今この民営・分割という問題は重要な課題である、北海道は、しかも、貨物というのは北海道の輸送分野で

は三十一%を占めております、はつきり申し上げて。そして、今当面なぜこれが重要かと申しますと、大臣も御承知のとおり、幌内炭鉱が今大変な危機に來ている。これは政府にも、通産省にもいろいろ御指導を願つて協力をいただいておりますが、もし幌内線がなくなり、歌志内線がなくなるといふことになれば、これは事実上北海道は産業壊滅しますよ。御案内のとおり北海道の国鉄の歴史というのは、明治以来この方開拓の歴史であります、率直に言つて、これは農産物あるいは産業の分野、そしてもちろん住民の足。それは北海道の歴史は開拓の歴史だつたというふうに考えた場合に、民営・分割で北海道の産業分野を含める貨物線は一体守れるのか。この基本的態度をまず私お伺いしたいと思つております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 国鉄問題非常に重要でございます。また、対馬委員の御指摘、北海道についてのお話は非常に私によくわかるような気がいたします。というのは、北海道は明治以後急速に発展をした地域で、明治初年においてはたしか人口は十数万人しかいなかった、現在までに数十倍にふえたわけでございますから、日本国じゅうどの県をとらえてみても北海道のように急成長したところはない。そして、その急成長した原動力はいわゆる北海道開拓使、あるいは一級町村制、二級町村制というような全国にもまれな特別な制度をさまざまして、国が特別の助成をしてきておる。そして公共投資を非常に重点的に投資をしておる、そういうことだと思ひますし、そして、その間に国鉄の果たしてきた役割というものは、例えば西部劇における鉄道、あるいは満州における満州鉄道と同じような、いわば輸送面を強力に引き受けることによつて北海道経済の発展、そしてまた北海道の文化の発展のために大変な貢献をしてきた、そのことは私は全く対馬委員と同感なんです。それで、実は私は以前からも国鉄の地方線の廃止問題にはいろいろな形で参画しておつたんでござい

ますが、現在は閣僚としてこの問題にはやはり触れておるわけです。御承知のように国鉄改革について去る七月二十六日に国鉄再建監理委員会が出した「国鉄改革に関する意見」というものを最大限に尊重することと決定をしました。そして、この意見に沿つて国鉄改革を推進するに当たり重要な施策等について協議、調整を行うために、内閣に国鉄改革に関する閣僚会議を設置しているわけでございます。通産省としては、地域交通、地域貨物輸送の確保ということが関連地域の振興を図る上で重要であると考へております。特に北海道の産業の実態は、先生は一番お詳しいわけでございますが、必ずしもハイテク産業とか新しい時代に対応するような産業の進出が非常に早いということではなくて、従来の産業の体質改善を行わなきゃならないという意味で、地域輸送の問題は非常に重要であると思ひます。こういった点は、この会議に私も閣僚として参画をいたしました、関係省庁と協力してよく相談をしたいと思います、このように考へておるところでございます。

わ。こういう状況を考へていつた場合に、非常に人口の割合に、確かに乗客の数というのはもちろん問題ですけれども、結論的に言うと、長大路線というのはかなり北海道にあるわけです。この長大路線の関係で、他の県と違ふ意味でやっぱり一定の赤字現象というのが出ておる、これは一つ挙げられると思つております。

二つ目の面では積雪寒冷地です。これは北海道はもう既に雪が三十センチ、幌加内というところで雪が三十六センチ降つてしまつておるだけけれども、問題は冬になつた場合のディーゼル車、一番寒いときになると全部これ休止しちゃうんですよ。そのときの除雪費とかあるいは酷寒期の場合の運転をできるような暖房その他も、どうやって暖めるかとか、そういう問題が出てくる。それから施設の体制をどうするかとか、こういう問題が全部出るわけだ。これはほかの県にはないんですよ、率直に申し上げて。その分だけがやっぱりコストであるわけだ。結果的に除雪だ、機関車が動かないから、ディーゼル車が動かないから、これを一定の温度で暖めてそして準備をするとか、これらの対応が大変なやっぱり積雪寒冷地における手だてというのは大変なことになつておる。

それから先ほど言つたように、明治以来、大臣も言つたとおり全くすべてを国鉄が産業路線として担つてきた。これはある意味では、北海道道民にそれなりに経済が潤つたわけですよ、そうでしょう。もし国鉄がなくなつたら、北海道道民の、これは我々携わる石炭産業にしても、あるいは紙パ産業にしても、あるいは鉄鋼産業にしてもこれは何一つできないわけですよ。たまたまそれだけ北海道五百七十万道民が今日に発展し得たというのは、やっぱり国鉄が担つた輸送の役割におけるそういうものが生活に非常に反映されてきた。一面、北海道五百七十万道民の生活の一助を国鉄の貨物輸送で担つてきた、こう言つてもこれは過言ではないと思つております、実際、実態論だから、そういう条件が、私はやっぱり北海道という地

ただ問題は、それじゃどうするかということになるわけですよ。私は率直に言つて、北海道の貨物問題もさることながら、なぜ北海道の国鉄は赤字になつたのかという認識について、これ誤つておらうては困ると思つておるんですよ、私は率直に申し上げますけれども。一つは、今も私は申し上げましたけれども、北海道は広大な地域ですよ。これは路線といつても百キロ延長線というのは五つあるんですよ。百キロ以上の路線というのが五つ以上ありますよ。タマネギとかパレイシヨだとか米だとか、これは全部農産物輸送がありまして、そのほかに紙パ、木材等があります。石油の輸送、これは陸地の輸送ですけれども、それに石炭とあるわけですよ。

域を見た場合に、非常に赤字になるという要因がそこに特徴的に一つはある。特に貨物の問題では、特徴的にそういう現象が出てきている。こういう問題についてどういうふうな認識をされているか、これ一つ。

私は三点挙げたけれども、こういう実態論が北海道の最大赤字を生んだ一つの理由であるということについての考え方はどうですか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 実態論は、私は対馬委員のおっしゃるとおりだと思っております。地域が広大である、寒冷地帯である、また積雪地帯である、そういった非常に輸送に困難な条件があります。また現在北海道の持つておる産業から農産物やあるいは石炭産業、紙パルプその他非常に輸送に依存している面が高い。したがって北海道の場合、国鉄の再建整備ということが相当もろな形でぶつかってくるという事情はよく承知をしております。

例えば、そのために幌内線などについては特定地域交通線として承認をされて、現在ことしの七月から幌内線対策協議会で輸送の確保に関して協議が行われておるといふふう聞いております。我々としてはこの協議会の推移を見守ってまいりたいと思っておりますが、通産省としての対応で、地域経済の振興のために北海道について特に何を考えていかなければならないか。例えば工業再配置促進法上の誘導地域に指定をして、当該地域への工業の再配置を促進していくというような対策、あるいは函館テクノポリス構想の推進などいろいろやっておるわけでございますが、いずれにしても私は北海道については一工夫も二工夫も産業政策上あることはよく承知をしておるつもりでございます。

したがって、今までも地元とはたびたび私自身が北海道に参つて相談をしたりしておるのでございますが、逆に言うと、北海道が非常なフロンティアであつて、すばらしい開発ポテンシャルを一つ持っている、こういう点をひとつ民間側と、そしてまた官の側とが十分に協力をし、そし

てどこまでも民間企業の活力というものを主体に置きながら、政府としてもいろいろ問題について相談をしていかなければならない、このように思っております。

ただ、輸送問題は運輸大臣が所管でございますので、私の方では産業政策上いろいろ申し上げるべきことはしっかり申し上げたい、このように考えております。

○対馬孝且君 そこで大臣、大事なことは、私が指摘をした北海道の今の特徴三つですね、これは全くそのとおりだと。一つは端的に申しまして長大路線である、二つ目は寒冷地、積雪地帯である、第三は先ほど言った、そういう条件に伴う地域社会を守るという側面がある、そういう意味での国鉄の役割というのは大事だと、この三つ言つたね。これはそのとおりだと、先ほど認識は同じだと、こう言われたんですが、認識が同じであれば私は民営・分割ではできないというんです。先ほど幌内線も対象に出たから、引き合ひに私も申し上げますが、詳しい資料全部持っています。

問題はどうかということかと、第三セクターで今同意したわけではないでしょう。対策協に市長が参画しているというだけのことであつて、幌内の問題は一口に言うと、幌内炭鉱は御存じのように百二十九万トンの出炭を見ているんです。そのうちの三十六万トンというのは、道南苫小牧の、御案内のとおり期待している北電のこれは一号機、二号機の方に、これは二号機は海外炭ですが、けれども、いずれにしましても、ユーズの要望によつて活用しているわけですよ。これがなくなるといふことになりましてどういふことになるかといつたら、十二秒に一台ずつトラックが走るんですよ。

北海道は今日日本の交通事故、この汚名を返上しなければならぬといふときに、今どういふふうで走っているかといふと、大体三十分ぐらいで走っています。今度は十二秒に一台ずつトラックを走らせるなんていふたら、道路の拡張はしなければならぬ、設備はつくらなければならぬ、それで

も交通事故の減少が果たして保証されるかどうかわからぬ。こうなつたら、大臣率直に言うけれども幌内炭鉱は閉山ですよ。もし幌内線廃止されたら閉山になりますよ。歌志内も同様の結果になりますよ。そこで私は言つておるわけですよ。

だから、仮に百歩譲つて第三セクターでやるとしたら、これ聞いてみる設備費だけで三億二千三百万ぐらいかかるというんです。引き込み線をつくるだけで、これあなた、出す金だつて、幌内炭鉱は大臣にえらいお世話になつて、長官にもお世話になつて今やつておるけれども、大変なことですよ。四苦八苦でしょう。そこへ三億強の、これは市、自治体、会社にも出してくれと、こう言うわけだ、市長は、こつちはそう言うんだから、それで、第三セクターでこれ整うかと、やってみたら、これは当然もう行き先はわかつておるんだ。これはもうあなたセクターではできませんよ。第三セクターでできないものが民営・分割でできるのか。問題はここなんだ、大事な点はここですよ。

あなたは、私の考え方に認識も同じだし実態論も賛成だと、こう言つておるのだから、それであればやっぱり民営・分割に反対してもらわなければならぬ、これははっきり言つて、いや、そうなるでしょう。認識は一致しているし考え方もある一致している、こう言う限りは、これは民営・分割に反対してもらわぬことにはどうにもならないんだ、率直に言つて。私は基本姿勢としてそういう考え方に立つとするならば、私が言いたいのは、時間がたつたから幌内炭鉱の例を一つ引き合ひに出しているのだけれども、とてもでないが幌内炭鉱はこのまま推移をしますと、第三セクターと言われる方程式でやつたにしても、今それが成立できない。それは会社はともがた一文出せない、自治体にも限界がある、こういうことなんです。

そうすると、おのずからこれ、三十六万トンという輸送体制が一体どうなるのか。こうなると、結果論だけれども、非常に幌内炭鉱も歌志内炭鉱

も同様なんだが、これは例ですよ。だからこれだけでないんだ。紙パルプだ、やれこれから今度は石油だ、農産物のジャガイモだ、タマネギだ、こうくるわけだから、これはそうなつてくるわけですから、北海道の貨物輸送は、だから、政府が言う貨物が一社体制という、監理委員会が出していますけれども、これでは実際百歩譲つてもセクターでは今できないんだ。成立条件が整わない。ましてや民営・分割できるわけはないではないか。どこが引き受けるんですか、はつきり申し上げて。

ただ、私が言つておるの、大臣も非常にいいお答えを出していただいているので、考え方を持つていらつしやるから、それは結構なんだけれども、そうであれば、それから政府として法律をつくるわけですから、そうでしょう、話聞くと百二十本ぐらいの法律、政令が二百になるとか三百になるとかという話があるけれども、それは別に、これからそういう民営・分割体制に臨むに際して、大臣としては実態論を踏まえて、私はやっぱりこういう実態なんだから民営・分割というのには慎重にやらねばならぬじゃないかという点の考え方を持つてもらいたい。これ、いかかでしょう。

○国務大臣(村田敬次郎君) 私は対馬委員の意見を最大限尊重しておりますと申し上げます意味は、地域が広大である、積雪地帯である、そしてまた農産物や石炭や紙パルプの輸送等、非常に輸送に依存する面が多い、こういうことは対馬委員の御意見と一緒にこのこととございまして、国鉄再建について、国鉄改革に関する意見は、これは最大限尊重するといふ政府の意思には私も全く閣僚の一人として従うわけでございますから、国鉄の再建問題について対馬委員と意見が同じだといふ意味ではございませんので、この点はひとつ誤解のないようにお願ひをいたしたいと思います。

それから、北海道の今後の開拓のためにいかなる知恵を出すべきか、これは通産大臣としてできる限りのことはいたしたいと思つております。ただ、運輸大臣の所管の問題についてまで私が云々

をする事はできませんので、その点だけはひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○対馬孝且君 運輸大臣の所管だといふのはなくて、通産大臣として、北海道のような産業路線という位置づけが今認識は一致したといふ、また私も同じ考えですと言ふから、それであれば今言つたように、所管は所管だけれども、産業政策を守るという立場で産業路線を守らなければいかぬといふこの考え方に立つて、やっぱり僕は考え方を訴えてもらいたい、申し上げてもらいたい、これを言つてゐるんであつてね。なぜかといふと、これは絶対のものではないんですよ。

これは私も最近読ましてもらつたけれども、「日本人永久繁栄論」といふ、これはあなた、紛れもない、皆さん一番よく知つてゐる元運輸大臣ですよ、日本の政界の自民党の実力者ですよ。小坂徳三郎という大先生がこれ、「日本人永久繁栄論」といふのを書いてゐるんだ。これ読ましてもらつたら、国鉄のことを書いてゐるんですよ、元運輸大臣だから。これは長い時間じゃないから端的に申し上げますよ。

「単純な民間企業感覚では国鉄は失敗する」と。これはあなた、元運輸大臣がはつきり言つてゐるんだ。民営・分割は拙速にやつたつてこれ失敗する、はつきり。どういふ言ひ方をしているかといふと、これちよつと読んでいきますとね、特にここに出てくるんだけれども、物の考え方はやっぱり公共性を無視したやり方であつては、例えばはつきりここに出てきますよ。「四国、九州の人や北海道に住む人たちに」は非常に気の毒である、申しわけない。「申し訳が立つまい。やはり国鉄といふものの公共性を評価すべきだし、再建計画を考へるにしても、しかるべき総合交通体系のつとつて、国民のために不可欠な地方線などの影響をも洞察し、事に当たらなければならぬ」と考へた。「極めて明快なんだ、この元運輸大臣の小坂徳三郎。これはいい本だなと思つて私読ましてもらつたわけだ。参考意見で読ましてもらつた。こういう説があるんだから、やつぱりこれはこ

もつともだと思ふんですよ。特に北海道、九州、四国の人には気の毒だと、しかも、こういう悪条件の中で。そういうことを考へれば、民営・分割が何かすべての——今大臣も最大限尊重してまいりたいと言ふ、中曾根内閣の一人であるからそういうわざるを得ないんだらうけれども、しかし実態論としてはこういう提言もあるんですよ。公共性をやつぱり今直ちに無視することはできない。

今、この小坂試案によれば、二つの考え方がこゝに出ておられますけれども、一つは何と言つても日本鉄道保有公団、もう一つは鉄道事業を運営する会社、特殊法人の日本鉄道運営会社、こういう二つのアイデアで、鉄道公団と鉄道を運営する特殊法人会社、極めてこれ明快な一つの僕は卓越した議論だと思ふね、やつぱりこの考え方は。これは一つの参考意見として、私示し合せて言つたわけじゃないけれども。そういう点から考へまして、やつぱり大臣、今中曾根内閣の一人として尊重しなければならぬと言ふけれども、実態論がわかつた限り、少なくともあなた、北海道の実態わかつたと言ふのであれば、北海道の実態から考へて、とても民営・分割という問題では北海道のこの開発路線は守れないと、貨物というものは守つていけなかつた、こういうことぐらひはやつぱり大臣言わなかつた。一体それどうですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 私、対馬委員の御意見は、非常に御主張の点は一生懸命承つておるわけでございます。そして、北海道の置かれておる実態の基本的認識においては、大分共通の点があるわけでございますが、ただその国鉄の民営化、国鉄改革というものは、日本が全国にわたつてすることでございますので、これはやはりその方向は是認をし、そしていろいろと推進をしていかなければならぬと考へておりました。ただ、今までのいろいろこの委員会の席上で対馬委員の御指摘になつた石炭政策の問題あるいは北海道開発の問題、北海道を愛するといふ一念から出でられる議論はよくわかりますので、そういう御意見もよく拝聴しながら産業政策を進めていくと、こ

いうことでございます。○対馬孝且君 まあ産業政策を進めていくといふ考へ方は結構ですから、ひとつぜひあらゆる機会に、これは当然まだこれから法案をつくるわけですから、法案の段階では当然これ閣議決定されるわけですから、そういう段階を踏まえて、私は実態論としてぜひ、これではとても、民営というだけではやつぱり北海道の開拓路線、産業路線は守られないんだという認識をした限り、大臣これはひとつ閣議で反映をしようとして、認識に立つてもらう、努力しようといふことをやつてもらわなかつた、結果はそれはあなたの方中曾根内閣が決めることですが、それまで中曾根内閣があるかどうかかわからぬけれども、まあそれは別にして、いづれにしてもこれが私がつてゐるんじゃないですよ。

これは率直に申し上げるけれども、北海道道庁も、それから三笠の自治体の市町村も、これは農業団体あるいは商工団体全部そろつて対策協議会連絡会といふのをやっています。こういう方々の意見を私がつてゐるんであつて、何も自分の個人的感覚でこれは物をしゃべつてゐるだけじゃないんですよ。そういうことをしかと踏まえた場合に、対馬個人の、議員の一人の発言ではなくて、これは三笠全体の自治体の産業政策全体の、北海道五百七十七万人の、私にあえて言わしてもらえばそういう産業に携わる者の総意だと、それをしかと踏まえて、ひとつこれからの国鉄民営・分割に臨んでもらいたい、こういう考へ方を言つてゐるわけですからね、大臣、決して追ひ詰めるとかそういうことじゃなくて、これを今踏まえた考へ方を、もう一度ひとつ大臣の所見を聞かしてもらいたいと思ふ。

○國務大臣(村田敬次郎君) 承りました。ただ、これは対馬委員が北海道の立場を考へながら言われることは非常によくわかるのでございしますが、今行政合理化を進め、そして小さな政府をつくるという建前から言へば、対馬委員の御意見で直ちに聞くことのできないものも相当あると、こ

つた立場の差でございまして、対馬委員が繰り返して望まれておられる御要望自体はよくわかりますので、政策の違ふ点は違ふこととしてまたディスプレイしたすことといたしまして、北海道を愛するといふ気持ちでは全く同様でございますから、努力をいたしたいと思ひます。

○対馬孝且君 大臣は一応そこまで、そういう意見として要望として、政策次元の違いはあるけれどもといふことですから、一応そういう認識を踏まえてひとつ対応するよう強く求めておきます。そこで、国鉄側来ているんでしよう。運輸省来ていますね。

今この問題について率直にやりとりを聞いてみるとわかると思ふが、あなたの方が今日まで随分民営・分割論に立つて今作業を進めてゐるんだけれども、実際貨物はどうなつてゐるの、率直に言つて。十一月をめどに、大体監理委員会の答申によればある程度プログラムができてゐるはずだけれども、これはどうなつてゐるんですか。

○説明員(戸矢博道君) 国鉄の貨物部門につきましては、先生まさに御指摘のとおり、監理委員会の意見を踏まえて、輸送形態の違いでございまして、先ずかあるいは経営責任の明確化といふような観点から旅客会社から分離させまして、全国一社の国鉄の出資による特殊会社をつくるということ考へておりました。去る十月十一日の「国鉄改革に関する基本的方針」といふ中でそういう方針を閣議決定したところでございまして。ただいま私どもの方でこの新しい貨物鉄道会社のあり方、その基本的な方向について今月末をめどに一応検討してゐるところでございまして。もう少しお時間を今いただきたいと思います。

○対馬孝且君 時間をいただきたといふ言つたつて、今日まであなた実際に手がけてきて、実態論を踏まえて考へてやつてゐるんだらうけれども、実際に貨物一社体制で北海道の貨物は守れるんですか、やつていけるんですかこれ、はつきり申し上げて。

率的な輸送体制の確立とかあるいはコストの低減というようなことを行いまして、今後ともその大量、定型的しかも長距離輸送というような、非常に貨物鉄道の特長が発揮できる分野というところにおきましては、輸送需要に適合したサービスを提供していくということが十分可能であるというふうに考えております。

○対馬孝且君 根拠はどうなんだ。根拠がなければ。いわゆるどういふ根拠で可能性があると云うんですか。

○説明員(戸矢博道君) 要するに、貨物鉄道というのは、三百キロからあるいは七百キロと、そういう中長距離の輸送については非常に交通機関の間で特性があるわけでございまして、そういう分野については十分今後とも競争力を発揮してサービスを提供していくことが可能であるというふうに考えております。

○対馬孝且君 可能であるという、君そんなことで住民を説得できると思っているか。何の根拠もないじゃないか。君。どういふことになっているか。言おうか。君。今日の貨物、北海道の現状を言うと、国鉄の道内貨物の取扱駅は四十八年度末で四百一駅あったんだよ、君、四百一。具体的に言えよ、物事を。そういうことだから国鉄民営・分割が成功しないんだ、そんなものは。そんな間違ったことを提案するんだよ、君らは。四百一駅四十八年になって、五十六年には二百一でしよう、半分になつたんでしよう。しかも五十九年度末にはわずかに四十三の駅しか残っていないんだ。その四十三の駅で、はつきり言うけれど石炭と石油を中心にして、それに紙パルプ、パルプ輸送、これ全体を含めて一千万トンですよ、これ、道内の国鉄の貨物輸送の依存率というのは、フレートライナー、コンテナ輸送、これは逆に増加の傾向が出てきていっているんですよ、一面では。

こういう実態把握の中で、実際にそれじゃ民営・分割という、一社の中でやっていると云うのか。これはむしろ業界の方で、こういうことは全く我々ではできませんと言っているんだ、業界が。こ

の間も横路知事が各業界団体を全部集めて、率直な民営・分割に対して意見を聞いたんだ。そのときに、これがここに今こういう全部、これ道が取りまとめたあれですよ。きのうの監理委員会の公聴会やっていますよ。公聴会では横路知事がこのことも訴えていますよ。これは業界の声なんだ。業界の声というよりも、むしろ北海道民の声なんだ。こういう状態の中で民営・分割なんかできるわけがない、貨物一社体制なんといつたかやっていますか。た、今の答弁では、いや何と云うか、そんな抽象論じゃだめだよ、君。だから、きょうはもう時間があれだから、具体的になぜこういうことをやっているのかという具体的な数字、実績論、全部出して持ってくださいよ、どうだ、そんなものじゃ議論にならないよ。具体的にどういふことでそれができるんだ、それじゃ。

○説明員(戸矢博道君) 先ほどから申し上げておりますように、その鉄道特性がある分野について重点的にサービスを行っていくというふうなことで、私どもとしては独立し得る貨物会社をつくるという方向でやっています。早く早くお示ししたいというふうに考えております。

○対馬孝且君 いや、これはいつ出るの。できるだけ早くなんて抽象論言つたて困るんで、これ北海道民が今困っているんだから、これをひとつきちつと次回の、いづれ委員会があるわけですか、この次の委員会、いつになるかは別にして、次回に開かれる委員会までに具体的な貨物の独立採算でやっていると云う北海道版をきちつと出してもらいたい。いいですか、それで。

○説明員(戸矢博道君) 北海道版ということじゃ必ずしもございせんけれども、要するに、どのような貨物会社をつくるかという基本的方向については、今月末を目途に今作業をしているところでございますので、今月末を目途といたしてございまして、今月末、次回の委員

○対馬孝且君 そうすると、今月末、次回の委員

会で明確に持つてこいよ、これ。要求しておきます。貨物の具体的な構想、それから具体的計画、そのことよって採算性があるということとをきちつとひとつ提出してもらいたい。委員長、そういうこととひとつ。

それじゃ産業政策局長の福川さんにちよつと一通産省の関係で、先ほど時間もあれでしたので、この幌内対策で、当面对策協に望んではいらんで、問題はこれからの見通しも含めてになるんだけれど、今監理委員会の方向というものは、二次路線というのはいま整理しちゃつて、その上に民営・分割がスタートする、こういうわけですよ、今の考え方は。そうすると、つまり六十二年四月に民営・分割をスタートする前に、これは言うならば、北海道の産業路線というものをあ

るいは地方ローカル線、第二次線を全部整理つけからスタートすると、こう言うんでしよう、私の方で理解しているのは、
そうだとすると、これは現実には幌内炭鉱と歌志内線の問題なんだけれど、これはあしたからどうするかという問題で今対策協でもやっていますけれども、この点は通産省で、しばしば高橋部長も運輸省とかけ合つていただいで努力はしていただいたことは多とするわけですが、この点、産業局長として当面どういふふうか、つまり民営・分割に踏み切る前の対応としてどういふ手だてがひとつ考えられるのか。それから民営・分割という段階を迎えて、もちろんこれは国の大方針なんだが、我々は絶対承認することはできませんけれども、それまでの対応というのはいづれいふうなことが政府として手を打つていだけるか、手を打つてもらわなきゃならぬというふうか、考えますので、この点ちよつと産業政策局長の立場からひとつお聞かせを願いたいと思つてます。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘の幌内線につきましては、五十九年の六月に国鉄第二次特定地方交通線として運輸大臣の承認が行われたわけでございます。現在それに基づきまして、ことしの

七月から幌内線の対策協議会において地元で協議が行われておるわけでございまして、私どもとしてもその推移を関心を持って見守つておるところでございます。恐らくこの場合、地元と関係者との間でいろいろ御議論が行われます過程で、例えれば第三セクターによる輸送の効率性が保てるかどうか、あるいは代替輸送手段がほかにあり得るかどうか、これは国鉄全体の大きな経営の問題の中で進められておる方策でございまして、ただいまおっしゃいましたように、地元関連産業という立場から、そういった代替輸送手段の検討等々を見ながら恐らくこの地元の協議会が行われておると思つております。また私どもとしても、石炭部でもこの問題については関心を持っておると思つております。

今後地元との話し合い、これを関心を持つて見守りながら、また必要に応じて、こういった代替輸送手段の効率性等についての判断あるいは今後の対策について、必要がございすれば私どもとしても所要の話し合いを関係省庁と持つこともあろうかと考えております。

○対馬孝且君 これはぜひ当面对策として、石炭だけじゃなくて、三笠の場合御存じだと思いますけれども、新興団地というのがございまして、百三十世帯あるわけで、これ全部実は幌内線を利用してはいるわけなんです。新興団地区域というのがありまして、これは新たにできたわけでありまして、これはほとんど通勤通学ということで国鉄を利用してはいるという実態。

それからもう一つは、これは御存じだと思ひますけれども、道立自然公園桂沢の観光対策の一環として桂沢周辺の整備と、桂沢開設スキー場というのが完成したわけでございます。そして、この年々見ますと、五十六年から桂沢スキー場に来る観光客の数が非常にふえていまして、例を申し上げますと、五十五年度は二十五万一千三百六十五人が、五十九年度は三十二万七千六百四十四人と非常に利用がふえていまして、これも聞いてみますと、かなり幌内線を利用してはいる、こういう

七

実態があるんですよ。だから、これは日曜日より土、日にかけてかなり急激な増加傾向になってきている、こういう実態があるということをおひつと申し上げておきたいと思うのです。

それから先ほど言った新興団地の問題、それと幌内線の先ほど言った三十六万トンというユーザ一に呼応する輸送をやっている、こういう問題三つを総合的にひとつ判断していただいて、これから運輸省で第二次線の問題、対策協などもやっていきますけれども、ひとつ通産省としてもそういう考え方に立つてこれから取り組んでもらいたい、ぜひ対応をしてもらいたい、こういうふうな考え方をしておりますので、この点ひとつ最後にお伺いをして質問を終わりたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 今御指摘の、将来の輸送需要あるいはまた輸送の効率性等についての判断というのは、恐らく第三セクターを含めまして代替輸送手段を考える中で一つの要素になり得るものと思っております。私どもとしてもいろいろそういった諸般の問題が地元の関係者の間でいろいろのお話し合いが行われ、また展望が検討されてまいると思っております。

いわゆる産業の立場から輸送手段の重要性がありますことは私どもとしても十分承知をいたしておるところでございます。今後の貨物の輸送ということについて支障のない方向で考える、その一環の中で御指摘の点も踏まえて検討して対応を考えてまいりたいと思っております。

○対馬孝且君 今、福川産業政策局長からそういうこれからの対応についての考え方が述べられました。大臣、最後に、今産業局長に申し上げましたけれども、そういう考え方に対応してひとつ大臣としても積極的な対応をしてもらいたい、こう考えますが、よろしくごいますか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 承りました。今、福川産業政策局長から申し上げたとおりでございます。通産省としては誠実に実態を検討いたしながら対応してまいりたいと思っております。

○委員長(下条進一郎君) 委員の異動について御報告いたします。本日、伏見康治君が委員を辞任され、その補欠として矢原秀男君が選任されました。

○梶原敬義君 経済企画庁長官がまたすぐ退席されますので、これは順番がかわってややこしいのでやりにくいのでありますけれども、前やつてまた後に返つたりしますからよろしくお願ひします。最初に、建設省が今概算要求をしております流水水占用料につきまして、それから農林省の水源地、これにつきまして、きょうは経済閣僚であります大臣に對しまして、私はぜひこれは反対の立場で真剣に取り組んでいただきたいと思うのであります。

理由は、中曽根総理大臣が増税なき財政再建をうたいながらそういう方向を一生懸命やろうとしている裏で、国民生活に多大な影響が出ます流水水占用料あるいは水源地税について、これはもう本当にけしからぬと、こう思っているわけであります。多くの地方自治体の皆さんや各団体の皆さんから、私どもこれはどうしても反対してほしいと、こういう強い要望も受けております。産業におきましては、水を使う産業は存廃を迫られるような非常に重要な問題でもありますし、ぜひ両大臣の前向きな御意見を賜っておきたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 今、梶原委員の御指摘になられました流水水占用料それから水源地の問題は、非常に重大だと考えております。梶原委員も御指摘になりましたとおり、この流水水占用料、水源地税がもし制定をされるというようなことになれば、紙パルプ、化学工業、鉄鋼業、食品製造業その他関係業界にとっては大変な負担を持つことになりまして、また通産省が所管をしております工業用水においては、いわゆる地下水くみ上げをできるだけやめて工業用水に切りかえ

るといふ趣旨から申し上げても、こういった新しい税の創設というものを認めるわけにはいかない、このように思っております。現在は予算要求段階でございまして、各省が歩みがそろっていない点がございまして、この両税の創設については基本的に全く反対でござい

ます。○国務大臣(金子一平君) 流水水占用料と水源地税につきまして、関係省から予算要求、税制改正の立場で案が出ておることは承知いたしておるのでございまして、これは今村田通産大臣からお話しのございましたように、単に財源確保という点からだけではなくて、受益と負担の対応関係をどう考えるか、特に物価、国民生活並びに産業にどう影響を与えるかという点を十分配慮して決めるべき筋合いの問題であると考えておりますので、具体的に議論されるのはこれからのことだと思っております。今申しましたような消費者への影響、産業への影響等も十分に配慮して対処してまいりたいと考えております。

○梶原敬義君 今両大臣の前にあります水、これは私はやっぱり天からの授かり物で、それにやみくもに、国民が飲む水に、十分議論もせぬまま水源地あるいは流水水占用料をやみからやみの中で税金をかけるようなやり方については、ぜひ閣議でも経済企画庁長官も強く反対をしていただきたいと思うし、通産大臣は先ほど言われましたような方向はきちつとしておりますから、一緒にぜひ頑張つていただきたいと思っております。

次に、国鉄の分割、民営化の問題で先ほど対馬委員から北海道の例を出しながらいろいろと質問がありましたし、通産省からも答弁がありました。私はこの問題について、きょうはぜひ経済企画長官にもひとつ前向きによく理解をして我々の意をくんでいただきたいと思うのであります。七月の二十六日に国鉄再建監理委員会の答申が出ましたが、この答申に對しまして地方紙がそれぞれ論説とかあるいは社説をずつと書いておられますが、この中で賛成をしている地方紙というのは

長野県の信濃毎日の主張が答申に賛成だということと、あとのローカル紙は全部これはあくまで答申は一つの試案だと、したがって国会の審議あるいは地方自治体の民意も十分聞いて、そして慎重審議をして国会で方針を決めてほしい、こういう地方紙の論説にもなつておるわけでありまして、そういうことを前提にしまして、先ほど対馬委員の質問とも少し関係をするんですが、今道路をトラックや貨物車や自動車がどんどん走つております。これは石油資源が十分供給できるからであります。果たしてあと五十年あるいは百年そういう状況を見渡して、今のよう自由自由ガソリンあるいは石油が供給できるような状態が資源の観点から一体あるのかどうか、そういう点について通産省の方から先に状況を聞いておきたいと思ふんです。

○政府委員(野々内隆君) 今、日本のエネルギーの六〇%が石油に依存いたしております。石油の場合は今後、今の統計でいきますと三十五年ぐらひ掘れるわけでございますが、しかしやはり限界があるということでエネルギーの多様化を圖つていかなきゃならぬというふうな考え方をしております。したがって、今後石油への依存度というものも極力下げて、現在六〇%ですが、十年後にはこれを五〇%にするということをとらながら、他方、原子力、石炭、LNG、あるいは水力というような他のエネルギー源というものを開発をしていくということによりまして、全体としてエネルギーの安定供給ということを圖りたいというふうな考え方をしております。

我が国における国内資源といたしましては、石油はもうほとんどないに等しいわけでございます。石炭が一般炭で大体半分、四割程度でございますが、原料炭は非常に少ない。あとは水力、地熱でございますが、ただコストの問題もございまして、経済性並びに安全保障あるいは地元経済というものを考えながらエネルギー政策全体の中の位置づけというものを今後考えていきたいと思つております。

八

○梶原敬義君 私が聞いているのは、世界の石油資源は私はずばり有限だろと思うんです。この有限の石油資源が一体五十年、百年先にあるいはもつと先に一体どうなるのらうか、世界の需給の關係からして、その辺のことをまず先に聞きたいわけでありませう。それだけちよつと先に。

○政府委員(野々内隆君) 現在の世界の石油の確認・可採埋蔵量、これを現在の生産量で割りますと三十五年ということになります。この三十年程度の数字というのは、実はもう過去十何年続いております。石油の値段が上がりまして新しい油田が開発をされ、下がるとそれがスピードが落ちるというので、大体そのくらいのスピードでいっております。したがって、この三十年ぐら

いの可採年数というものが一体今後どのくらい続くものか、これはちよつと価格と埋蔵量両方いかざるを得ません。何ともわかりませんが、しかし、いずれにいたしましても有限であることは事実だろつと思ひます。したがって、私どもとしては有限ということ前提にして今後のエネルギー政策を考へたい、かように考へております。

○梶原敬義君 国鉄の政策というのは、やはり線路上の上を走りますから効率が非常にいいわけでありまして、これはやつぱり百年の計なんといふことをよく政府の方も言ひますが、非常に五十年あるいは百年の時期、タイムを区切つて、あるいは見渡して判断をしなければならぬ問題だろつと思ひます。今言われますように三十五年だつと、こういうことで、いつときするともまた新しいのを掘るからもう少し延びるだろつと言ひますが、いづれにしても有限だつと。私はかつて木材からパルプをつくる企業で仕事をしたことがあるんですが、計算上は国内の雑木の資源というのは非常に限界があるだろつ、しかしだんだんだんだん切つても切つてもまだまだあるだろつ、こつ言つておりましてが、いつときしましたらやつぱり限界がずつと出てきたんですね。ですから私は、これはやがて石油というものはやつぱり行き着くと、貴重な

資源だ、貴重な資源でありますから有効に使わなきゃいけないと思ひます。そういう点からいいますと、国鉄を分割・民営化してしまふ、そして分割・民営化すること、しかも六つに分けるという点からいいますと、過疎地は国鉄路線がもうほとんどなくなるわけなんです。それはもう商売成り立たぬと、六つに分けたら六つの会社、それでも独立採算で各企業それぞれ赤字を出してはいけぬから結局何とかする、そうしますと採算の悪い路線はなくなつてしまふ、こういう状況になりますと、これは結局五十年あるいは百年たつたときにまた何とか路線を、こういうことに話になりかねない。

私はそういう意味では、やはり国家の五十年、百年の長期の展望に立つて、国鉄を一体どうするかという問題については、当面する採算と将来の問題と、これは両方に立つて考へていただかなきゃならぬんではないか、こつ思ひます。見通しをひつくるため、先ほど通産大臣は、閣僚は答申を尊重するといふことで来ていますからその枠を出ないような答弁でありましたけれども、ひとつその枠を出るような話を今私もしているわけでありまして、ぜひお願いをいたしたいと思ひます。

○國務大臣(金子一平君) 大変難しい梶原先生の御質問でございます。御承知のとおり国鉄にちよつと身動きがならぬような状況になりましたので、こつしの七月二十六日の分割・民営の骨子が答申されたこと承知いたしております。この方針につきましては、去る十月の十一日でございますが、閣議決定をしたばかりでございますけれども、六つに分割することによるいろいろな都合が出ないよう、利用者の不便を来さないようにすることは、これはもう私どもとして大きな責任と考へておりますので、人の輸送、貨物の輸送両面にわたつて、極力被害を最小限に食い止められるだけの努力はしてまいりたいと思ひます。

○梶原敬義君 につちもさつちもいなくなつたからといふのは、私はそれはそれなりにやつぱり歴史があつたと思ひます。ちよつとこれは長くなる方はあると思ひます。やはり余り何でもかんでも政治路線が走つたり、国が介入したり、政府が介入したりするんでなくて、私は民間だからうまくだから抵抗があります。

いつか委員会で言ひましたが、神戸の宮崎市長やその前の市長が一緒になつて、あれだけの大きなプロジェクトでロックアイランドをつくつたりあるいはポートピアランドをつくつて、そして削つた山は団地になり、土地はできる。自然の關係やいろいろあるかもわかりませんが、うまくだやういふのじゃないですか。なぜ民間じゃなきゃやれないのか、私はどうしてもそこがわからない。それひとつ教へて下さい。

○國務大臣(金子一平君) これまた難しい御質問でございますが、やはり何と云うか、企業の自主努力を尊重するといふことを基本に置くかどうかによつて大分変わつてくるんじゃないでしょうか。そういう点については、やはり六つに分割することによつてそれぞれの地域に適した努力をしていただくわけですね。これは経営者側も職員側も双方からでございますけれども、それをしつかりやるということが一番大事なことではなからうかと考へております。

○梶原敬義君 例へば新日鉄という巨大な企業を考へて下さい。各工場が幾つかありますよね。しかし、それを全部工場ごと本社を持つていきましたら、今言われますように自主努力とか自主性ができるかもしれません。しかし、それぞれ管理部門に一切やつぱりいろいろの業務対策、会計対策、全部やらなきゃならぬ、株主対策。本社に集中しているから管理部門の数は少ないことだつてあり得るわけですね。だからどうも六つに分けたから何かうまくいくといふこれは必ずしも、非常に不効率な部門がやつぱり出てくると思ひます。

よ。むしろ神戸市長の宮崎さんあたりが経営者になれば、官でも恐らくうまくいくでしょうね。要するに、今のような状況で政府が介入しなきゃいけない。だからそのところは、みそもくも、言葉ちよつと悪いんですが、一緒にして——私は日本の悪いところを、戦争といつたら戦争に行く、もうみんな一緒の方に行く。わけわからぬことになつてしまふ。だから賢明な、私尊敬しております経済企画庁長官が、そのところは冷静にひとつ判断をお願いしたいと思います。

時間がありませんから、もう少し言ひたいことを言ひますと、私この前参議院の国会から派遣されて、フランスからずつと西ドイツ、東ドイツ、イギリスやオーストリア、ハンガリーを見てまいりましたが、あちらの国鉄の事情というのはやはり公の性格をちゃんと持たしてやつておるわけですね。アメリカでさえもそういう傾向にあるわけですね。なぜ日本だけが、こついつも私は思ひます。問題がずれているんじゃないかと思ひます。

私は回つてみて、そして大陸から日本を見た場合に、本当に日本は国土が狭いんです。だから、本州と北海道の間にトンネルをつくつて、やつぱり私は線路を走らすべきだと思ひます。四国と本州の間もつなぎ、私は九州ですが、四国と九州の間も路線でつないで、そうしてこの限りのある小さな国土を、外に出るんじゃないかと、もつと中を、国土全体を調和のある発展ができるように、そこに物の考へ方を移すべきだと思ひます。何も朝鮮半島を占領したり、あるいは中国に出ているたり、南に行つたり、過去そういう侵略やりましたら、そういうふうなことでなくて、日本のこの限られた国土をどう利用するか、ここにやつぱりウエートを、物の考へ方をきちつと置いていただきたいと思います。

私は、中小企業の経営者の皆さんと議論をするんですが、分割・民営化になりますと何か国鉄はけしからぬじゃないかと、やり方に対する御批判

もあるんです。ああそうですかと、確かにそれはあるでしょう。しかし、恐らく九州が一つの国鉄に分割された場合には、東海岸の大分県や宮崎です、進まない。時間が小倉からかかってしようがない。この複線化は恐らくも永久にできないんじゃないか。独立採算ですから恐らくできないでしょう。それから、永久に新幹線は走らないだろうと、こう言ったら、それは困る、反対してくれと、経営者の方でもそういう人が多いわけです。

だから、もつと国土全体のバランスを考えて、限りある国土ですから。大臣の庭先だつて、家の庭考えて、真ん中だけよくなりますか、やつぱり隅も気になるでしょう。そういうように、国鉄に対する物の考え方というのは、分割して民営化したらもう端々の線は全部草生えて通りませんことになりすよ。ましてや、先ほど言いましたように資源がなくなるでしょう。五十年、百年先になつたら、恐らく大変なことになるでしょう。そんなつたときは、やつぱり人はできるだけ鉄道で運んで、それ以外のところは、最小限だけでもというときは車運ぶような時代だつて来るんではないでしょうか。

ぜひ国鉄問題については少し枠をはみ出して、答申をしている亀井さんの会社も、これは住友電線ですから、私、口が悪いけど言いますと、ここは、電線の業界が苦しくなりましたか、苦しくなりましたと言つてあなた方どうしましたか。これは産構法——特定産業構造改善臨時措置法かなんかをつくりまして、そうして供給制限をやつて価格をつり上げてあるんじゃないですか。そうしてまでやつて居る住友出身の亀井さんのところだつて、民間の自由競争の原理が完全に適用されていないんですよ。私がそう言つたら、もうその話違ひますと、この前亀井さん逃げて帰りがかつたんですけれどもね。やつぱり亀井さんが言うからといって、それがすべてじゃないんですよ、民間で。雇われ重役じゃないですか。むしろ神戸市

長の宮崎さんあたりの発想をもつと聞いた方がいいですよ。

ちよつと長くなりましたが、金子長官、ぜひひとつもちよつと前向きな答弁をお聞きしたい。○国務大臣(金子一平君) 梶原さんのお考え方、これまた一理屈あると思うんでございまして、特に、日本全体を結ぶ例えは新幹線ルートを今後どう持つていくかというふうな問題につきましましては、やはりこれは国としても今後考えを具体化していかにやいかぬ問題と考へておるのでございまして。

六分割による民営化を進めると同時に、今申しましたような意味での国土の全体的な利用については別途検討を重ねていきたい。また予算的にも、新幹線等につきましましてはそういう取り上げ方をしておられますし、北海道の青函トンネル、何とかこの際鉄道を通したらどうかというふうな有力な意見も出ておることも私も十分承知いたしておりますので、御趣旨は十分尊重しながら、これからは前向きにひとつ考へ方を進めてまいりたいと考へておられます。

○梶原敬義君 先ほど対馬委員からも質問が若干ありましたが、円高問題につきましまして、最初に日本銀行の方にお尋ねをいたします。円高の今後の見通しは一体どうなるのか、それから、日銀が円高維持あるいは円高誘導に向けて介入といたしますか、手を出しておられますか、その状況を言える範囲についてできるだけお願いいたします。

○参考人(深井道雄君) 御答弁申し上げます。現在の為替市場でございましては、御承知のようにG5によりましてドル高は正という合意ができました。九月末から相当急ピッチにドル安、それから円高という方向で進んできておるわけでございます。私どもとしては、当時の二百四十円台から今や二百円——きょうあたりは二百二円でございますから、円相場はかなり高いところまで来たなという感じを持っております。しかしながら、最近の為替市場を見ますと、まだ必ずしも円高基調が定着したとは見られないというの

が私どもの判断でございまして。と申しますのは、為替市場におきましては、為替相場観が当時比べてかなり変わつてきたことは事実でございまして、けれども、またドルが安くなつてまいりまして、市場で、ドルがこの辺が底値かなというふうな感じが出てまいりまして、またドルの買ひの需要が起る、そういうふうな状況が見られておるわけでございます。

私どももいたしましては、あのG5の合意に基づきまして、今の円相場が日本経済のファンダメンタルズをよりよく反映するような方向で円高の定着を図つていきたいというふうな思つておるわけでございますけれども、相場観が自然な形で円高方向に定着している、そういう相場の現実に相場の支えるという形を期待しているわけでございます。

御質問の介入でございまして、これはG5の合意によりまして、介入につきましましての話合いが行われたわけでございまして、具体的にどうするかということにつきましては、国際信義のことがございまして、G5の合意けれども、一般論として申し上げますと、G5の合意以来、日本を初めといたしまして先進五カ国、その他の先進国も含めまして相当積極的に介入が行われた。特に、今まで介入に対して消極的であつたアメリカがかなりの積極的な介入を行ったということが大きな特徴でございまして、その結果として、現にドル高の修正というのが進んできております。その背景において、各国とも相当量の介入が行われたというふうな御理解いただいて結構だと思ひます。

○梶原敬義君 一つは、どのぐらいが我が国としては適正と判断するか、この点と、介入の問題につきましましては、アメリカは相当やつた、各国もやつたと言つても、やつぱり日本の介入も大きいんじゃないですか、その点を少し。今聞いておりましたら、日本は余り、まあ適当だというふうな感じですが、その点はいかがですか。

それから、日本の金利が、介入によつて長短金利が一体どうなるのか、短期金利は新聞見ますと大分上がつておるようですが、この点につきましましてあわせてお願いいたします。

○参考人(深井道雄君) ただいま申しましたように、円高基調を定着させるということでございますけれども、私も、私どもとしては、特定の相場水準をねらつて、それをターゲットとして円高にしようというところは考へておりません。また、G5の合意におきましても、各国がドル高を修正しようという合意は行われなかつたわけでございまして、一般的に、為替相場が各国の経済のファンダメンタルズをよりよく反映するというふうな文言になつておるわけでございます。したがしまして、どの辺のところがいいかということについては、特定の相場水準については、日本銀行としての評価は申し上げるわけにはいかないんでございまして、今、今の感じを申し上げますと、G5の前の二百四十円台から二百二円くらいまで来たわけでございまして、私どもとしては相当円高が進んできたなという感じを持つておるわけでございまして、その辺からお酌み取りいただきたいというふうな思つておられます。

それから、介入でございまして、先ほどの私の御説明、若干舌足らずなところがあつたらお許し願ひたいんでございまして、各国とも介入しておりますけれども、日本も極めて積極的に介入しております。その点につきましましては、以後、各国が日本の介入姿勢が積極的であるというふうなことを評価しておるわけでございまして、決して日本が介入をちゆうちよしてはいるというふうなことはございせん。先進国の中では最も大量に介入している方だというふうな御理解いただいて結構だと思ひます。

それから、金利の点でございまして、御指摘にありましたように、最近、短期金融市場におきましてはコールレート、手形レート等が上昇

してきております。これはどういふことかと申しますと、今申しましたように、円高を図る、したがって協調介入を行つていくということでございますけれども、私も、それに合わせて金融市場におきましても市場の引き締め感というものをそのままレートに反映させるということが側面から協調介入をバックアップするものだというふうな考へておられるわけですが、御承知のように、協調介入をいたしますと、ドルを売るわけでございますから市場からは円が吸い上がります。これは市場の引き締め要因になりますけれども、そういった引き締め要因をそのまま市場レートに反映させるということが円高定着を図るために必要だということ、今そういった政策をとつておられるわけでございます。

○梶原敬義君 日銀はなかなか腹は痛まないと思ふんですけれどもね、何をやろうと。しかし、やっぱり二百四十円台から急に二百二十円台になりまして困るところがたたくさん出るんですよ。困るところがたたくさん出ているのを私も知つておりますし、後から通産省にもお伺いしようと思ふんです。あなたがたいろいろ言われましたから、その辺のことを一体どう考へておられるのかお尋ねいたします。

○参考人(深井道雄君) 確かに九月末、G5以来かなり急ピッチで円高が進んだわけでございますけれども、もう少し長い目で見ますと、本年の春ぐらいから、世界の為替市場におきましては、ドルがちょっと高過ぎるんじゃないかなという警戒感が出ていたのは事実でございます。そういった警戒感がありましたところに、九月末のG5のドル高修正という合意が出ましたので、それから円高修正というのが実情でございます。

御指摘のように、為替相場が余り急ピッチで動いておきません。ただ、やはり今、変動相場制度でございますから、この中でドル高の修正を図ろうということになりますと、その相場の流れに乗

つてやらざるを得ないという面があるのも御理解いただきたいと思います。

こういふふうには円高が進んでまいりますと、確かに輸出産業については採算面、受注面にかなり苦しいところが出てきておられるというふうなことは私も十分承知しておりました。したがって、この円高がそういった輸出産業、特に競争力が大企業ほど強くない中堅、中小の輸出産業にどういった影響が出ていくかというようなことについては十分注目してまいりたいと思つております。

ただ、一つ御理解いただきたいと思つておられるのは、やはり今、日本経済が抱えております非常に大きな問題というのは、やはり対外の不均衡、經常収支の大幅赤字、それに伴う経済摩擦ということでございますので、その経済摩擦を解決いたしますためには、やはり為替相場というのを円高に持つていくということが最も効果的である、したがって円高定着を図るといふ私どもの方針は、そのこと自体はむしろ日米経済摩擦というのを解消して保護主義を防ぐ、あるいは自由貿易主義を守るといふことにつながるという面は御理解いただきたいと思つております。

○梶原敬義君 そこまで言われますと、前段の方は理解をある程度しますが、対外不均衡の問題が円高によつてどのくらいあるかという問題と、円高誘導することによつて、それなら対外経済摩擦が一体当面どうなるかという問題と、これはいろいろ見方がありますね。いろいろそれぞれ銀行やなんかも出してありますし、政府も出してあります。議論のあるところで。

私は、日本銀行もそこまで言いますから少し考へていただきたいんですけれども、やはり日本の輸出競争力というのは、日本人の経営者やあるいは従業員が非常に働いて、政策もよくて、そこが結局競争力の非常に強い原因だろつという、そういう見方を皆さんよくするんです。私は必ずしもそればかりじゃない。労働時間が比較しますと、西ドイツが約千六百時間、イギリスやある

いはアメリカが千九百時間、日本は二千百時間を超えております。特に、輸出競争力の強い産業の中を見ますと、例えば一万人の企業で言いますと、それ以上の関連部品納入メーカーやあるいは関連従業員をその下に使つておられます。これはもつと労働条件が悪いんですよ、上よりは。本工、社員よりは悪い。そういう状況が、二重構造が組み合はれて、労働時間も長い、賃金もそんなに相対的には高くない、ここが組み合はれて、私は結果的にはこの輸出競争力の強い原因になつてきていると思ふんですよ。ここが問題だと思ふんですよ。

だから、対外不均衡の問題をあなたが言われるんなら、やっぱりそこも考へた上で、何かほかのところやればそれで済むような考へ方ではうまいか、問題がやっぱり関連して来ると私は思ふんですよ。この点について通産省いかがでしょうか。

○政府委員(福川伸次君) 私ども、今先生御指摘のような、対外不均衡、日本の黒字の創出というのは幾つかの要因が複合されておると思つております。もちろん為替のミスアライメントと言われます極端なドル高・円安というの大きな一つの要因でありましたし、また、アメリカと日本の景気の拡大の局面の相違ということにも原因があつたように思ふます。それからまた、輸出が伸びやすい、輸入が伸びにくいといった構造も一つございまして、その背景には、今御指摘ありましたように、労働慣行、労働条件、環境等の問題もそこには入るように私も思ふます。

今の労働時間の短縮ということはこれまでもかなり言われておるわけでありまして、これはまた別の面から見ますと、自由時間の増大ということから消費の拡大につながるという側面もあるわけでございます。これはもちろん労使で決めるべきことでございますけれども、私どもも、こういう労働時間の短縮ということについての環境を醸成する意味でいろいろ調査をする、あるいは諸外国の事例を調べるといったようなことで、

労使の話し合いの資料を提供するなり、そういった環境の醸成を労働省ともどもいたしておるわけでございます。また、当然この円高・ドル安ということになつてまいりますと、相対的に見るとデフレ効果の方が大きいことになるわけでありまして、これから私どもとしても内需の拡大ということも非常に重要な政策の課題になつてくると思つておられます。

○梶原敬義君 先般、当院の山内先生を団長にいたしました。私、先ほど言いましたようにフランスから西ドイツ、東ドイツ、ハンガリー、オーストリア、イギリスをずっと見てまいりました。特に海外に進出している日本の企業を各国二つずつぐらい見てまいりました。よく言われておりますように、向こうの労働者は働かないんじゃないか、そういう先入観があつたものから、その辺をずっと見て、日本の経営者の皆さんにも聞いてまいりましたが、私は認識がちょっと違ふんですね。昼休みは短いところでは三十分。午前中十五分休憩し、昼休みは三十分でやる、そのかわり午後は早く帰らせてほしいと。残業はできるだけしたくないから、朝六時から出て仕事したいと、こういうところもありました。フランスでも、西ドイツでもあるいはオーストリアでも労働者はみんなよく働いておられます。

それから、これとこれは不良品出したらいけないということ、これをイギリスでは言つておりました。厳しく言つておけばそれはきちつとやる。かつて日本の労働者の方が頭もよつと働かして、まあこれくらいいいだろうと。それで不良率高い場合だつてある。西ドイツでやつておりましたベアリングの工場も非常に不良率も日本の工場と遜色ない、こういうことなんですよ。だから、当然そういうところからいいますと、問題は労働時間の差あるいは下請構造の問題、この辺がやっぱり非常に問題だろつと思ふます。ぜひこれは、日銀に言つたつてしようがないと思ふんですけれども、通産省サイドで、きょうは経済企画庁の方もお見えでしょうが、ひとつもう少し真

剣に取り組んでいただきたいと思ひます。

そこで、私はなぜそう言うかという、これはG5が九月の二十二日でしたかね、それから一カ月以内ぐらにある自動車の部品メーカーの皆さんと話をしたんです。パネを納めているんですよ。値引きが二・五%ですよ、円高によつて、それで足りりやつていられるのを二・五%仕入れ価格を落とされる。自動車でも電機でもそうでしょう。非常に下請に厳しくやつぱり対応してあります。

産地で直接つくつて、燕の製品やなんかの問題出ておりましたが、通産省もちゃんと調査しておりますが、そういう産地の問題と、表面は何でもない、このぐらゐの円高、二百円ぐらゐでもやれるといつても、そのしわ寄せというのは、下請や関連部品納入メーカーにやつぱりしわ寄せが行く可能性が非常に強い。このところに対しては、くどくど申し上げませんが、通産省もいろいろと通達やなんかも出しておられるようで、調査もされておりますが、十分その辺のところのことまで行き届くように、この円高で犠牲者が余り出ないようにぜひひとつしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博生君) ただいま御答弁ありましたように、円高の傾向自体は日本の国際的な貿易黒字の縮小という意味で望ましい方向であるわけでございますが、一方、先生御指摘のように、中小企業には特に影響が及ぶ可能性があるわけでございます。そういう意味で中小企業製品で輸出の契約が新たに非常にできにくくなつておるといふような産地もたくさんございますので、そういう産地に対する金融面等の措置は十分講じていきたいというふうに考えております。

それと同時に、下請の点につきましても御指摘の懸念があるわけでございます。親事業者六千社、それから親事業者の事業者団体百八十数団体に對しまして、通産大臣とそれから公正取引委員長との連名で、輸出価格低下に伴うしわ寄せを下請中小企業者に及ぶことのないよう通達を出してお

るわけでございます。

むしろ、私もとしては、対外経済均衡のためにも輸出価格自身を下げるということじゃなくて、むしろ高い価格でうまく売っていくというよな形で処理していくということが望ましいことではないかと考えておるわけでございます。

○梶原敬義君 ぜひそういう方向で、結局、私も梶原、調査をして、どういうところが被害が出るか、きよの質問もありますから調べてもらって、大きなところばかり電話で県の方も調べてもらって、その下請のところは全然来ていないんです。それはだめじゃないですかと言つたら、いやちよつともう間に合はぬからと言つて、私の方はわかりません、選挙する身ですから、全県くまなく歩きますからもう全部頭の中に入つていられるわけですよ。ああ、ここはこうなれば響くとか響かぬとかです。ぜひきめ細かいその辺まで指導をお願いしたいと思ひます。

それから、先ほど福川局長から内需拡大の問題が出ましたので、余り時間ありませんが、経済企画庁もおいでですかね、内需拡大に對していろいろ議論があるようですね、私はエコノミストで、西ドイツのシュミットさんが、「日本は財政赤字覚悟を」云々という記事を読みました、私は彼の考え方はなかなか意味があると思つて、私としては狂乱インフレのときに、西ドイツはたしか日本と比べまして卸売物価やあるいは消費者物価は半分ぐらゐで、あのときに、昭和四十八年から九年にかけておさまつたんですよ。非常にそういう意味では、これは物の見方が、今中曽根総理大臣とシュミットさんたちを比較すると、私は深さが違ふと思つて、物の見方が、ここでシュミットさんがいっていると言つておりますが、「日本人の生活水準は、一人当たり所得では欧米とかわらないが、住宅を拜見していただくとときわめて貧困だ。住宅建築に関して法的規制があることも聞いています、土地の値段一云々」といふことから、もう一つは内需の面で、「日本の村落に行つてどうしても目障りだったのは、電線が

どこでも走っている。そして美しい自然を破壊している。たとえば日本中の電線を地下に埋めるとしたら、一〇〇億ドルから二〇〇億ドルはかかるでしょう」と、そして最後に、「これは中曽根首相や大蔵省の方々の意見に真つ向から反對することになるかわかつていますが、黒字を解消しない限り日本は、それだけでなくも孤立」してしまつと、こういうことですね。

ぜひそういう意味では、まあ内需拡大に對して住宅あるいは生活に密着した公共下水道とか、そういう面とか、それからどうしても内需拡大のためには勤労国民の所得が伸びないとやはりいけないわけですね。

この前、デパートや何か回つてみまして、いろいろみんな話をしておりましたら、一番関心があるのは、公務員の賃金が、十二月中に差額が出るかどうか、これなんです。小売業者の皆さんも、やつぱりそういうものが出れば消費に結びつくといふのは、過去何年間の統計で売入人はもうわかっているわけですよ。それがなかなか消費にしないといふのは、今毎月毎月消費といふのが厳しといふのは、実質可処分所得が伸び悩んでおるからであります。

そういう意味では減税についても、所得税減税についても与野党書記長・幹事長会議の中で何回か話したけれども、ふわふわなつておりますが、通産省の方もやつぱりいいことはいわけてすから、ひとつ強く言つていただきたちと思つて、この辺につきままして内需の問題と大臣の決意を伺つて、次に移りたいと思ひます。

○國務大臣(村田敬次郎君) 梶原委員が今、国民生活といふものを、じかにごらんになつて、いろいろな指摘をなさつて、非常に参考になります。またシュミットさんの論文も非常におもしろいと承りました。

内需の振興といふのは、こういった時期に至るまでもいろいろな点で築かれてきたわけでございます。例えば公共投資等についても、従来河川とか道路とか、そういったものが非常に重点を置

かれた時代が長かつたんでございますが、最近公共投資について住宅、下水道等、梶原委員の御指摘になる事業のウエートが非常に高くなつてきておるわけでありまして、これはやはり生活関連を重視しなきゃならぬという考え方が昭和四十年代から五十年代ずっとだんだん拡大をしてきておるのだと思ひます。

具体的な内需拡大の問題になりますと、梶原委員御承知のように、十月十五日に内需拡大に關する対策が決定されました。これはもちろん私出席をしておるわけでございますが、その中で住宅金融公庫の特別増し貸付制度の実施だとか、貸付枠の増加だとか、追加だとか、あるいは下水道事業など、生活関連公共事業の追加なども大きな柱の一つとなつておりますし、それから通産省関連で、例えば電力、ガス事業等のいわゆる事業投資、設備投資といふものを前倒しいたしました。一兆一千億のひつと拡大をしようといふようなことも決定をされました。それから基準・認証の緩和といつたような面でも内需拡大になる面、いろいろなものも指摘をされておるわけでございます。また、先ほど梶原委員のおっしゃつた週休二日制の問題等も、やはり諮問委員会の答申を待つて通産省としても労働省と対応しながら積極的に対応しておるところでございます。

そしてこれからの問題としては、今減税の問題お触れになりましたが、予算それから税制措置を伴う内需拡大策といふのは十月十五日の時点ではまだ触れられませんでしたので、今後引き続き検討をしていくということになつたわけでございます。私は、内需を拡大していかなくやならぬといふ基本的な出発点は梶原委員の御指摘のとおりだと思います。またそれに積極的にかかわつていかなきゃならぬのでございまして、ただ現在の政府の財政上の状況が非常に苦しい状況にあるために、やはり民間活力の重視であるとか、今回いろいろなものについてできるだけ知恵を働かしておるといふことでございます。

現在、景気の拡大がやや緩やかなものとなつて

おりまして、円高のデフレ的な影響も勘案いたしまして内需拡大の必要性は一層高まってくる、このように考えておりました、通産省としても設備投資減税など各般の施策の実現に努力をしてくるというところで、六十一年度予算編成に向けていくような具体的な努力をしておるところであります。

○梶原敬義君 ぜひお願いをしたいと思います。ただ大臣、言葉じりをとらえるようでありまして、財政上手が打てないということをよく言われますが、私は大分前の委員会でも住宅問題を取り上げてきました。私も土地を買って家を随分前にやりました。私も全部借金で買ったんです。やって今振り返ってみて、あああのときやっつてよかつた、これは多くの国民がそう言うんじゃないかと思うんです。したがって、国の財政も借金のしようにしては国民全体の富がふえるような形のものに対しての、少し財政支出があつたとしても、赤字に若干なつたとしても、特に住宅やなんかにつきましても、これはもつと思ひ切つて、国民が豊かになればそれでいいじゃないですか、国民としては。しかも赤字が子供に伝わるつていつたつて、これは資産になつて伝わつておるんですから。

住宅減税につきましても、税額控除を建設省は1%と、こう言つていますけれども、少なくとも通産大臣と経済企画庁長官は、やっぱり住宅取得の税額控除は2%ぐらいに思ひ切つて打ち上げて、そこでどうかという勝負ぐらゐして、それは必ず国民にプラスになつてはね返るわけですから、一緒にたに何もかも財政が財政という中曾根流の今のやり方というのは、どうももう鼻についてしょうがないわけですから、またこの際、毎回回言います言わしていただきます。

それから、また国鉄問題に返りますが、通産省の方で、石油資源というものについては今少し緩和されているから、みんなもうそつちには振り向かないわけですが、五十年先あるいは百年先の資源というものをもう少し科学的に調査をして、科

学的にもつと念を入れて調べ上げて見通しを立てて、そしてその上立つて国鉄の扱いというのはやっぱり考えないと私は大変なことになるんじゃないかと。

分割・民営化をしてしまふと、これは九州なんか久大線も豊肥線も恐らくなくなる可能性ありますよ、十年、二十年たちましたら。しかしそれから先にあつた十年、またその後十年、二十年たつて、五十年ぐらゐたつて、百年たつたときにはどうなるのかね。貨物輸送にしても、あるいは今はガソリンたいて車どんどん走つていますが、本

当に五十年、百年先に今のような、車がどんどん走るような、そんなにガソリンがあるんですか。だからやっぱりそういう点では、人を運び物を運ぶのに効率のいい線路、これは石炭でも原子力でもあるいは水力でもあるいはLNGでも発電はできるわけですからね、私はやっぱり線路というのが貴重だと思ふんですけれども、どうもそここのところが初めから私にはわからないので教えてください、そして頑張つていただきたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) これは全体のグローバルな問題ですから私がお答えをしますが、実は先ほど、金子経済企画庁長官に国鉄問題を梶原委員が御質問になつておられたときのエネルギー問題と輸送パターンという問題で、非常に大きな観点からこの問題をとらえていらつしたことに私は実は敬意を表しながら伺つておつたわけ

です。地球全体的な大きな視野からいふと、私は鉄道輸送というもののパターンがだんだん道路輸送というパターンに変わつていくという全体の傾向はあると思ふんです。したがつて、いろいろこの百年、近代国家が日本として成立してきた動きを見てみますと、非常にそのことが明瞭な形で出てきています。例えば私どもは国鉄というのは世界に誇る何と申しますか、組織であつて、例えばテレビドラマなどで出てくる国鉄職員のおあひつた姿を見ると、何とも言えないノスタルジアを覚えるわけですね。しかしノスタルジアはノスタルジア

として、ここまでやつてまいりますと、国鉄の組織が余りにも大きいために、また国が関与をしておるといつたようないろいろな組織体制の問題もございまして、にっちもさつちもいかなないぐらゐ経営不振に陥つた。ここへやつてまいりますと、やはり私は企業体としての国鉄のあり方というものを考えてみますと、どういふものが採算が合ひ、どういふものが採算が合わないかということ、を思い切つて取捨選択しなきゃならぬ段階がきつと来ているんだと思ふんです。

国鉄の機能が非常に高いという評価は、それは国民の側からあるのは当たり前でありまして、例えば国鉄には社会政策的な意味で採算が合わなくても走らせておる路線がたくさんあるわけでございます。そういう採算、不採算、いろいろございます。先般政府が尊重することと決まつた国鉄改革に関する路線というのは、私は正しいと思ふんでございます。

また、エネルギーの問題は、梶原委員御指摘のように、石油エネルギーに今頼り過ぎておるんじゃないかというふうなことから、例えば水素自動車であるとかあるいはLPGの利用だとか、電気自動車だとか、いろいろ新しいエネルギーの開発がだんだん進んできておりますし、そういう日本に石油がほとんど依存されておらないという資源の状況や、それから代替エネルギーを開発しなきゃならぬというふうないろいろな組み合わせによつて今後の国鉄の動向を考えていかなきゃならぬ、国民的な視野からいふと大変苦しい、国鉄の方々にも随分苦しい試験になるわけでございますが、こういう決定がなされた以上、それに従つていろいろ工夫を凝らしていかなければならないのではないかと、こういうふうな考えをしております。

ただ、国民生活上、それならば地方路線等で廃止をされる面についてはどういふふうに対応するか、あるいは分割されてからの国鉄の経営というものがいかにして効率を重んじてやつていくのかというものは、これからの文字どおり血のじむ

ような努力の積み重ねであらうと、このように考へておるのでございまして、通産省としては、私も閣僚会議に列席をするわけでございまして、産業政策の面から考えるべき点は本当によく考へていかなきゃならぬ、こういうふうな概括的な理解をいたしておるところでございます。また、梶原委員の御高見もよく拝聴をしてディスカスしてまいりたいと思ひます。

○梶原敬義君 大臣、時間がなくて済みません。ちよつと一つだけ。総評で五千万署名というのをやりまして、私も地元では有権者約九十万に対して十九日現在五十六万人が署名している、ダブルを省いても五千万はいつているんです、きちつとやつていきますからね。非常にそういう意味ではこの分割・民営化して、私がさつき言いましたように国鉄の荒廃がやつぱりくるだろうと心配をしております。

それから、どうも先ほどから言つておるんですが、電力会社を九つに分割してあれは成功したといひますか、しかしあれは今度法案審議のところでも、少し基本的に私は問題をえぐつていきたいと思つておるんです、電力料金のあり方や何かにつきましてもね、国鉄料金も電力料金のような決め方いろいろと基本的には採算、要するに資本費がどのくらい要る、経費がどのくらい要るからどのくらい利益を出して、そのために運賃をどうするかとか、こういうふうなやり方をすれば国鉄だつてこれはいけるわけ、これは後で、電力と一緒にたにした物の考え方から、分割・民営化すれば成功するといふような物の考え方には、私は根本的に問題があると思つておるんです。

どうもそういう方向へばつと流されておるから、ぜひそういう意味では、もうちよつとエネルギーの問題と大臣の立場で、これはいつまでたつても、水素や何かやつたつてそう簡単に石油にかわるものがあるんですか。やつぱり先では自動車だんどんどんガソリンたいて走れないような時代が私は来る。そのときにはやはり軌道

で、主なものはむだをせぬように、値段も上がるし、そういう時代が来るのじゃないか。だから、そういう点でひとつ国鉄問題については、大臣から閣僚会議で頑張っていただきますようお願いを申し上げまして終わります。

○委員長(下条進一郎君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時七分開会

○委員長(下条進一郎君) ただいまから商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○杉元恒雄君 五十九年度中小企業白書によりますと、コンピュータの導入利用率は大企業が約八三%であるのに対し、中小企業は三八%と大きな立ちおくれが見られ、またコンピュータのオンライン化を実施している企業を比較しても、大企業の四三%に対し中小企業は六%と、ほんのけた台であります。極めて大きな格差が見られるわけでありまして、言うまでもなく、これからの中小企業は、情報化の進展に對しうまく対応できたものは生き残り、これに落ちこぼれた企業は淘汰され、あるいは苦しい経営を強いられると思うのであります。

しかも、近年情報ネットワークはますます大規模化してきております。これが経営に与える効果もまたそれだけ大きくなりつつあると考えられます。したがって、このままでは大企業との間の情報格差はますます拡大し、このことから生じる経営格差によって中小企業経営は大企業の圧迫を受けるような結果になるのではないかと、このことが心配されているわけでありまして、こういった観点から、政府は中小企業の情報化対応に對しましては特段の支援態勢を用意して援助すべきであるというように考えますが、長官の見解を伺いたいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) ただいま先生がおっしゃいましたように、今後の中小企業の経営の効率化、近代化を図っていくことのためには、どうしても情報化を進めなくては行けないということでありまして、ところが、中小企業の情報化は大企業に比べて相当おくれしておりますので、おくれのお点を改善して大企業並みのコンピュータの有効利用というものを実現する必要がありますかというふうな考えております。

そういう意味で、来年度の中小企業庁の予算要求におきましては、情報化を一番大きな柱といたしまして、中小企業の情報化がうまく進むように、機器の導入あるいはソフトウェアの開発、ネットワークをつくり上げること、そういう点に對して中小企業事業団等の事業を活用するほか、各都道府県にありまして中小企業情報センターをさらに中核的に強化して進めていきたい。それから、組合レベルの情報化等についてもこれを進めていくようにいろいろの施策を考えているわけでございます。

○杉元恒雄君 少しく中に入ってお尋ねをいたしたいと思ひますが、ある調査によれば中小企業の約八割は情報化に對応することの必要性を認識しております。しかし、六割はこれをどのように進めてよいか、その方法がわからないで、情報化の進展に不安感、危機感を抱いているとのことでありまして、このことは、中小企業に對しては情報化に關する人材、よき相談相手の不足が大きな原因になっていっていると思ひます。中小企業者にとつて、情報化に對しての知識を持った人材、機器をうまく使いこなせる人材が確保できないという点は大きな悩みとなっております。

五十九年度中小企業白書におきましても、オフィスコンピュータを導入しない理由として、機器を使いこなせる人材が確保できないことを挙げ、中小企業が全体の約四分の一を占めておられるのでありまして、人材不足がいかに大きな問題であることを示していると思ひます。

私は、この人材不足に對する対策として、中小

企業の従業者に對する教育とコンサルタントの養成などに努めるべきであると考えておりますが、通産省の見解と具体的な施策を御開示いただきたい、こう思ひます。

○政府委員(木下博生君) 御指摘のように、コンピュータを導入いたしますときに、導入しているユーザーの側の問題は、それが非常にうまく使えないという問題がございます。それは単に中小企業にとどまらず、大企業の場合でも、それから私ども官庁の場合でもそうでございまして、私の部屋にも端末はございますが、なかなか私自身も使えないというところでございまして、うまくユーザーが使いやすい機器をメーカーの方でつくってもらおうということも非常に重要なことかと思ひますし、またコンピュータの場合には機械だけではなくて、それを動かすソフトウェアというものが非常に重要でございまして、そのソフトウェアのつくり方あるいは使ひ方という点が非常に難しいわけでございます。

それで御指摘のように、そういう意味で日本全体としては人材が非常に不足しているということがありまして、最近はその人材の養成に政府としても取り組んでいるわけでございます。通産省の来年度の情報化施策の中で、そういう教育問題、人材養成問題というのを情報化全体の問題としても取り上げておるわけでございます。

中小企業分野につきましては、まさにその必要性が高いわけでございます。私もといたしましては、中小企業大学校における研修の中にそういう情報化の研修の内容を充実させるというふうなことも必要かと思ひますし、それから今、先生御指摘がありましたように、そういう情報化に對して非常に高い知識を有する人々をアドバイザーというふうな形で、関係の団体あるいは都道府県の情報センターというふうなところに配置して、その人たちが中小企業者を指導して、うまくそういう情報化機器を使いこなせるように持つていくようにしたいというふうな考えておるわけでございます。

○杉元恒雄君 ただいまお話のありましたソフトウェアに對してお尋ねをいたしますが、最近、情報処理にかかるとコストは、ハードウェアに二割、ソフトウェアに八割というふうなように、ソフトウェアの占めるウエートが大きくなりつつあると聞いております。しかし、中小企業は自分の力だけではみずからの業務に適したソフトウェアを入手することが容易ではありません。

そこで中小企業庁などにおいて、中小企業が使いやすい汎用のソフトウェアをどんどんつくり、これを中小企業に普及するよう施策を講ずる必要があると思ひますが、御見解を伺ひます。

さらに、ついでに伺ひますが、中小企業が独自のソフトウェアを開発するためには相当の資金が必要であらうと思ひます。しかし、中小企業は資金負担力が小さいわけでありまして、また、ソフトウェアの開発も外部に依存しなければなりません。みずから開発力のある企業と比べて大きなハンディキャップを背負っていると言へるわけでありまして、このようなハンディキャップを克服するために資金手当ての充実を図るべきであると思ひますが、これに對する通産省の具体的な施策を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(木下博生君) 御指摘のように、情報処理コストの中に占めるソフトウェアコストの割合は非常に高くなつておるわけで、今後ますますその割合は高くなつていくと考へられます。

その一つの理由は、機器の方は非常に技術革新によつてどんどん値段が安くなつていくという傾向はございまして、ソフトウェアの開発には全部人手をかけるということがありまして、人手をかける非常に複雑なソフトウェアであればあるだけコストが非常に高くなるというふうなことでございまして、したがって、個々の企業にとつて、その企業の経営だけのために必要なソフトウェアを使う必要がある場合もございまして、中小企業の場合には、そのような形でそれぞれ独自のソフトウェアを使つていくというふうなことになるかと、非常にコストが高くなるというふうなこと

になるわけでございます。したがって、できるだけ同じような業務をやっている人たちが同じソフトをみんなで分け合って使っていくという必要があるわけでございまして、そういう意味で汎用ソフトウェアの開発というのは非常に重要なことだと私も思っております。

従来から通産省では、情報処理振興事業協会等で特に中小企業向けの汎用ソフトウェアの開発をやっておりますし、また開発したソフトウェアを中小企業者にうまく普及する、それからまた、民間の事業者がつくっております汎用ソフトウェアを中小企業者の間に周知せしめて、大いに使ってもらおうというような事業をやっておりますわけでございまして、この事業を今後も私どもとしてはますます重視して、それに対する助成も高めていかなければいけないというふうに考えております。

それと同時に、最後に御指摘ございました中小企業者自身のソフトウェアの開発についても、当然のことながら、それが汎用のソフトウェアでは用が足りませんときには必要になってくるわけでございますので、そういう分野につきましては、今年度から各政府関係金融機関でもソフトウェア融資ができるようになりましたし、また情報処理振興事業協会におけるソフトウェアの開発に対する融資というようにできるような活用し、中小企業者ができるだけ安いコストでソフトウェアの開発ができるように今後も持っていきたいと考えております。

○杉元恒雄君 この際、関連してお聞きしておきたいと思いますが、中小企業にとりましてはハードウェアにかかる負担も相変わらず大きな問題でございまして。先ほどの数字のように、中小企業のコンピュータを初めとするメカトロ機器の導入状況が大企業に比べて大きくおこなれているという現状にかんがみ、ハードウェアの導入に対する助成措置も充実されるべきであると思っております。特にメカトロ税制は、中小企業にとって効果が大きいものがあったと私は思います。

そこで、今年度で期限が切れることになっております同税制は、拡充、延長されるべきであると考えますが、通産省の見解をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) 情報化関連機器の導入についても、それは非常に精密なものであるだけにコストが高いと、中小企業者の負担になるものだという点は御指摘のとおりでございますので、来年度の私どもの予算要求におきましては、従来からの制度だけではなくて、リース制度というふうなものも中小企業関係の機関から行えるような形での予算要求をいたしております。

それと同時に、今御指摘ありました税制でございますが、これは五十九年度から実施されたいわゆるメカトロ税制というのがございまして、中小企業の情報関連機器については非常に広い範囲でその対象として指定され、それがいわゆる中小企業の設備投資の促進に役立つおるわけでございまして。これが今年度いっぱい一応期限が切れることになっておりますので、中小企業庁といたしましては来年度以降もそれは延長する。延長すると同時に、対象となる機器の数もふやして関連の中小企業者がそういう情報関連機器をどんどん導入できるようにしていきたいというふうに考えております。

○杉元恒雄君 中小企業の情報化対応を促進する上で、中小企業の身近に有力なデータベースが用意されることは極めて重要であると思っております。そこで、通産省は、地方において中小企業のためにできる限り多く有効適切なデータを収集することができるよう援助すべきであると思っております。さらに、そのデータベースと中小企業事業団のデータベース、SMIRS、これはもちろん例えれば日経、日本科学技術情報センター、まだあると思っておりますが、そういうものなどのデータベースともオンライン化させるといふような構想をお持ちでありますかどうか伺いたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) 情報化を進めてまいります場合に、日々の中小企業の業務を機械化することによって効率化を図ることと同時に、中小企業が必要な情報を十分に得られるように持つていく必要があるわけでございまして、そのためには各種のデータベースを中小企業向けに用意しておく必要があるだろうというふうに考えております。

したがって、従来から中小企業事業団に今お話のございましたSMIRSという名前のデータベースを持ってその充実を現在図っておるわけでございまして、そのデータベースは日経のNEEDSあるいは日本科学技術情報センターのデータベースとも情報をつなげて利用できるように形になっております。したがって、そのようなデータベースを今度個々の中小企業者がうまく利用できるような形にしていきたいと考えておるわけでございまして、それと私どもは各都道府県に置かれております情報センター等をつなげまして、その情報センターが中小企業事業団で持つておきます情報を利用していくというように形にしていきたいというふうに考えておるわけで、それをオンラインで結んでいくことを考えておるわけでございまして。

ただ、地方におきましては、また地方独自独自の情報を蓄積する必要もあるわけでございまして、そういう意味では各県のそういう情報センターに地方独自の情報もあわせて今後は蓄積していくように私どもとしては助成をしていきたいというふうに考えております。

それで、データベースというのもソフトウェアと同じように人手がかかるものでございまして、これは人手がかかって一度できたものは、多数の人がほとんど使っていくことによってそれだけの情報のコストが下がっていくということでもございまして、できるだけその網を広げまして、みんながほとんど利用できる形に持つていくことが結局個々の情報の値段を下げるということにもつながると考えております。

○杉元恒雄君 いろいろお聞きいたしました、中小企業と情報化の問題の最後になりますが、今や中小企業の情報化への対応は喫緊の課題であります。中小企業が置かれたさまざまな状況にきめ細かくかつ総合的に対応し得るよう、中小企業情報化施策の抜本的強化が必要であると思っております。私は、通産省挙げて強力な取り組みをすべきである、こう思いますが、最後にこのことについて通産大臣の御決意を伺い、この部分の質問を終わりたいと思っております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 杉元委員にお答え申し上げます。

情報化そしてまた技術開発、これはやはり通産省の施策としては全般的な極めて重要な問題であるということ、通産省では一丁目一番地というようなことを言っておりますが、それは技術開発と情報化のことだと思っております。

ただ、大企業に比べて中小企業の情報化というのは大規模に立ちおこなれておまして、例えばコンピュータの利用率は大企業が八三%でありまして、中小企業は三八%、それからオンライン率は、大企業は四三%でありまして、中小企業は六%というふうなことで、このままで推移をいたしますと中小企業が非常に大企業に対して立ちおくれる、したがって中小企業の情報化を進めなげやならないという杉元委員の御指摘はまさに私はポイントをついておると思っております。このために中小企業を支える人材の養成、確保、情報化に係る金融などの助成制度の整備、普及、啓蒙事業の充実、さらには中小企業地域情報センターにおける情報化支援機能の強化といったような中小企業にさまざまな状況について、きめ細かくかつ総合的に対応し得る中小企業情報化施策の推進に、御指摘のように全力を挙げて取り組んでまいらる所存でございます。

○杉元恒雄君 貿易摩擦について通産大臣にお尋ねしたいと思っておりますが、先月下旬の中曽根・レーガン首脳会議において、両首脳は、保護主義と闘っていく、五カ国蔵相会議で決定されたドル

高是正のための協調介入を強力に支持し、強化していくことを合意しました。また、日本側は市場開放と内需拡大、米国側は財政赤字の縮小に努力することが必要であるとの認識で一致しております。

さて、米国議会内でこれまで異常なほど燃え上がっていた保護主義の動きも、総理訪米と前後して鎮静化に向かい、このところ米国の保護貿易主義への急傾斜に歯どめがかかったように思われるのでありますが、通産大臣はどのように見られますか、お伺いしたいと思います。

また、ついでに伺いますが、日米首脳会談、G5、米国の新通商政策、我が国の内需拡大対策と、両国の最近の協調的な動きあるいは経済政策が、日米貿易摩擦ひいては自由貿易体制維持のため果たした影響力とその成果は大きなものがあると思えますが、通産大臣はどのように評価しておられるか、御見解を承りたいと思います。

○国務大臣(村田敬次郎君) お答え申し上げます。日米貿易摩擦の問題は、杉元委員御指摘のとおり、非常に過熱をしておったわけでございまして、例えばアメリカのドール院内総務一行の来られたとき、あるいはヤイター通商代表が来られたとき、私は個々に全部お会いをして向こうの様子を聞いておりました。保護貿易主義の米議会における高まりが非常に強い、これは大変憂慮すべき状態であるということが言われたわけでございまして、委員御指摘のように九月二十二日にG5の会議がございました。それからまた、日米首脳会談あるいはニューヨーク・ミニサミットの会合等を通じて、ドル高に対する介入が積極的に始まったわけでございます。それ以来、円高基調というものも非常に短期間の間に出来まいまして、二百四十円台であったものが今二百円台にまで円高が進み、ドル安が進行しておる。それからまた、アメリカ議会における日米貿易摩擦に対する非常に強い動きというののもやや鎮静化に見えるところのような、今杉元委員の御指摘になったような点

があるいは若干あるのかもしれない。

しかし、私は決してこれは樂觀ができないと思うのでございまして、このところ行われておりました米ソ首脳会談であるとか、そういうたばかりの大きな国際的な動向がございまして、その陰で日米貿易摩擦がやや小康を得ておるといふような感じではないかと思っております。今後、十二月あるいは来春にかかりますと、この貿易摩擦の勢いというものがまた激しく始まる可能性もある。現に通産省の若杉審議官をアメリカのヤイター通商代表のところへ派遣いたしまして、例えば皮革、革靴の交渉でございまして、あるいは日本国内においてエレクトロニクスの日米折衝でございまして、そういうことが真剣に行われております。

スミス通商代表の代理が二日、二日前、私のところへ来たのでございまして、こういつた個々の問題について非常に樂觀し得ない厳しい米国情勢を伝えておったところでございまして、もちろん円高傾向は原則的には非常に貿易インバランの解消に対してプラスに役立つという判断をいたしておりましたけれども、しかしまさに自由主義経済と自由主義経済の対応であり、また日米は極めて貿易の上で緊密な関係を持っておりましてだけに、友好状態と同時にそうした摩擦状態というものも常に並行して起こり得るといふのがやはり根本的には我々の考えておかなきゃならない基調だと思っております。

しかし、保護貿易主義を防圧するということについては、レーガン大統領も中曾根総理も、あるいは先進国首脳会議に出席をする国々、その他現在の開発途上国を含めて、基本的にはこれは一致したコンセンサスだと思っております。したがって、保護主義を排し、ニューラウンドに向けて最大の努力をしていくということによって、我々は世界の繁栄というものを経済の上で図っていくことができる、そのために頑張りなげやならない、こういう認識でございまして、今一生懸命頑張っておりますのでございまして。

特に総理は、アクションプログラムであるとか、内需拡大対策であるとか、そういうものを具体的にどんどん決定をしていき、そしてそれを私どもにも、また各省のスタッフにも積極的に陣頭指揮をしておられるということで、私は、こういった効果を東京サミットに向けて着々とあらわされてくることを期待しております。

○杉元恒雄君 これまで政府は、数回にわたり対外経済対策を発表してまいりましたが、これは必ずしも十分な評価を得ていたとは言えないと思っております。先般のアクションプログラムについても、アメリカの議会、政府関係者から、早急かつ目に見える成果が必要であると強く指摘されておるわけでありまして、中でもアクションプログラムの主要な柱である関税の一律引き下げ、撤廃、基準・認証制度の改善等については、アメリカを初め各国から速やかな実施を求めるといふ御承知のとおりであります。このために必要な法的措置を可及的速やかに講じ、対策の早急な実施を図ることは、我が国の国際的信義にかかわる重大事だと思っております。

米議会の保護主義の動きは、ただいま大臣の仰せのような姿でございまして、仮に一時鎮静したような姿でありまして、日本側の市場開放等の努力を怠ることがあつてはならない、こう思うわけでございまして、政府のこれについての覚悟をお聞かせをいただきたいと思っております。

○国務大臣(村田敬次郎君) 七月三十日に骨格を決定いたしましたアクションプログラム、これを発表いたしましたから、実は今御指摘のようにアメリカ、欧米その他いろいろな国々からそれに対する反響が出ておるのでございますが、最初非常に言われまされたのは、三カ年間でやるというのは少し遅い、遅過ぎるのではないか、遅過ぎるのではないか、また、こうして発表になったものだけではない、具体的な成果がどういふことになるかということを見なければわからないというふうないろいろな御指摘があり、そしてまたいろいろな個々の事項に

ついでに要望がアメリカ、E.C.、その他開発途上国からもあつたわけでございまして。

したがって政府としては、このアクションプログラムを各国に理解していただくように関係各省、例えば通産省でも、ジェットロその他を通じて英文に翻訳してPRをするなどのいろいろなことをやっております。そしてまた、外交マターで日本に求められる外国の代表の方々に私はずいづつたものを御説明申し上げたり、アメリカに行つたときもブッシュ副大統領とかポルドリッジ商務長官とかヤイター通商代表などにも、個々に具体的に時間をかけて説明をいたしましたしております。

先ほど申し上げた三年間では遅過ぎるというの、まことに実はある意味ではもつと個々の問題については、これは半年でやるとか、これは一年でやるとかという期間が明示をしていない部分が多いためにそういう誤解を生じたのでございまして、そういう誤解を解き、そして各国の要望にこたえるために、政府はこの臨時国会でも関係法律案やいろいろなものを準備をいたしまして、これが早期に実施できるようにとをどんどんと進めております。今御指摘になった関税の引き下げ等についてもそうでありまして、それから基準・認証の緩和手続でございまして、それから私の方の関連の例えは法律案の一つを申し上げますと、石油の製品輸入を拡大していくための制度の改善であるとか、そういう各般の措置を着々と

ついでに申し上げます。一つ、二、三日、日本・E.C.閣僚会議が東京で開催されました。そしてその折にも、アクションプログラムあるいは内需の拡大等については日本政府のやっていることは評価をするという公式にE.C.の閣僚が言ってくれたわけでございまして。ただ、やはり具体的にどのくらいそれで輸入の数量が増すとか、そういうことがぜひ知りたいので頼むという要請があつたわけでございまして、私もとして

は輸入拡大目標というようなものを数字で各国の代表に示すわけには、自由主義経済体制ですからいきませんが、そういった自由主義開放体制またニューラウンドの推進のために輸入アクセスを改善したり、輸入を拡大したりということについては、全力投球でやってみようということをよく話をしたのであります。

こういった努力を積み重ねまして、三カ年間という期間、これは一応最大限度として設けておるだけであつて、早いものはこの臨時国会で法律が通過すればすぐやってみよう、あるいは来年の一月一日から関税等の引き下げをするものも相当あるというようなことで、具体的に個々に対応をして各国の要請にこたえてまいりたい、そういう努力を続けておるところでございます。

○杉元恒雄君 貿易インバランスを解消するためにはドル高を修正することが最も有効であり、このため適切な協調介入は国際的責任を果たす上からも当然のことであると思ふ。こうした観点からは現在の円高傾向は好ましいことであります。一方円高の急激な進展によつて輸出関連の中小企業に悪影響が出てきています。例えば、日本輸出スカーフ等製造工業組合の示すところによりまると、輸出比率、すなわち全生産額のうち輸出に向けられるものは約八〇％であります。そして、昨年の輸出額は二百二十億でありました。さて、五カ国蔵相会議開催前の九月十二日の為替レートはドル二百四十四円でありましたが、二カ月後の十一月十四日には四百四十二ドル二百四十四円になっておりました。この業界の実情から、一円の相場変動で五千万円の為替差損が出ると言われております。この四十倍は二十億円になります。これはどこまでも推定したものであります。全国でわずかの五十数社であります。この五十数社で二十億円の差損ということではこれらの企業にとつては極めて重大なことであるわけでありませぬ。

また、先ほどお話が出ましたが、円高傾向が持続していれば輸出が停滞しなくなるのはこれは当然

でありませぬ、その実績は二、三カ月後にならなければ統計には出てこないと言われております。しかし、最近、輸出関連中小企業の間から、今まであった引き合いがほとんどなくなった、実際には深刻な実情にあるという話を聞かされるのであります。

今申し上げましたようなことはほんの一例であります。このように円高傾向が進むに伴い、これらの輸出関連中小企業は、差損にしろ輸出の減退にしろ、苦悩はだんだん深まってくるわけでありませぬ。

政府は、国際的には貿易インバランスの解消に努め、対外的な信義を貫かなければならないわけでありませぬ。他方、国内的には、これによつて派生する中小企業の今申し上げましたような苦悩を和らげるための努力をしなければなりません。この対策は極めて重要であると考えますが、通産大臣の御見解を、あるいはお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(村田敏次郎君) 円高によつて貿易のインバランスが解消する方向に向かうであろう、あるいはその他非常に好ましい現象が起こるであろうという期待感と同時に、一方では、今杉元委員が御指摘になつたように、輸出に非常に頼っている企業について、中小企業が特に大変な苦悩を味わつておられるのではないかと。これは事実、九月二十二日のG5以来相当急激な形で円高が進行いたしておりますために、なかなかもって憂慮する事態が一部には起こつておられるわけでありませぬ。通産省では、中小企業庁を中心とするいろいろな調査もいたしまして、これから年末にかけて中小企業が非常に困つておられるところがあること、対策を立てなければならぬというようなことである、来年度の予算要求を含めて諸般の措置を進めておるところでございます。

なお、詳細につきましては、木下中小企業庁長官がおりますから、中小企業庁長官の方から答えてもらいます。

○政府委員(木下博生君) ちよつと補足させていただきます。今御指摘のように、輸出関連中小企業者は非常に困つておられます。スカーフの業界を初めとしたしまして輸出に非常に大きな依存度を持つておられる産地では、新規契約がなかなかできない、とまつておられるというようなことで、金融措置等を要求しております。したがういまして、私も先ほど申し上げた十月に入りまして直ちに関係中小企業金融機関に対して通達を發して、できるだけそういう業者の方々には機動的に金融をするようにというふうなことをやつておられますし、また、信用保証協会あるいは下請の関係は下請の關係の団体、親企業等に対して通達を出して、その影響が中小企業に及ぶことのないように措置しようとしておられます。

ただ、現在やつております措置は、あくまでも現在の制度の内容のままであつておられるものでございまして、それだけで必ずしも十分かという点があれと考へられますので、私も先ほど申し上げたところ、特にこの年末に向かひまして、そういう経済摩擦の関連で影響を受ける中小企業者の方々に今以上の措置をとる必要があるかどうかという点に関係省とも相談しながら検討しております。

○佐藤栄佐久君 日本における原子力発電の歴史は、昭和三十三年に日本原子力発電株式会社が設立されて、三十六年に東海発電所の建設が始まりました。四十二年に稼働を始め、二十年に及ぶわけでございますが、私は、この間、四十九年、五十四年、二度にわたる石油ショックを経験したわけでございます。そういうことを考へますと、原子力の平和利用という問題について、先輩たちの炯眼と申しますか、先見性について敬意を心より表すものでございませぬ。

そして、現在、原子力発電所が二十八基、二千五百六十キロワット、総発電量の一三・八%を占めるという状況になつておられるわけでありまして、また、現在計画中のものも十八基、千七百九十三

キロワットあるということをお聞きしまして、

これからの電力発電における原子力発電の重要性というものについて非常に強く感じておられるわけでございます。特に、現在石油の需給が緩んでおりますけれども、長期的にはやはりタイトになるというお話も伺つておられます。そういうことにおきまして非常に原子力発電の重要性を感じておられるのでございませぬ。

さて、その原子力発電の稼働以来の事故あるいは故障等につきましては、関係省各位の御努力によりまして、統計を見ても四十一年から五十年程度までは数的にも少なかったものでございませぬ。五十年からは少しずつ徐々に減つてきておられます。参考までに申すなら、五十一年、一発電所当たり一・八、後、順次一・二、一・二、一・一、一・一、一・五、一・一、一・〇、〇・六、昨年度は一発電所当たりの事故あるいは故障の件数が〇・六というお話をお伺して、これに対しても非常に敬意を表すると同時に、また大変すばらしいということを感じておられます。

また、国民の中における原子力発電に関する考え方、これは大変な反対の声等も過去においてはあつたわけでございますが、または現在もないとは言へないわけでございますが、国民の一般的な世論としては、原子力に対する考え方でも大分この二十年間皆さんの努力で変わつてきておられるというふうにも考へられるわけでございます。

そういうことで、昨年度は〇・六、すなわち発生件数において十八件ということであつたわけでございますが、もし今年度、六十年間においては、十月まででも結構ですから、その数字がわかるなら教えていただきますと思ひます。

○政府委員(遠坂國一君) お答え申し上げます。昭和六十年度の事故、故障につきましては、先ほど申し上げたが、電気事業法及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律がございませぬが、この二つの法律で報告されました事故、故障の件数は、現在、本日まで六十年度は十六件でございます。これは先生が先ほど申述べられてお

られますように、昨年よりは若干多目かと思いがすが、それまで五、六年の間やっておる件数に比べますと、ほぼ同程度の数字かというふうになっております。したがって、まだ年度が残りませんから、年度の途中なごいさなですが、年度終了の時点で比べますと、大体一基当たり一件というぐらゐの数字になるかと思ひます。

○佐藤栄佐久君 この十六件のうち、東京電力関係、すなわち福島第一原子力、第二原子力関係の事故の件数はおわかりになりますでしょうか。

○政府委員(遠坂国一君) 福島第一発電所でございますが、一号の二件とそれから五号の一件、それから福島第二発電所に二号と三号それぞれ一件ずつ、こういうことになっております。

○佐藤栄佐久君 簡単にでよろしいんですが、この内容についてお話しただければありますが、この内容については三件になっておるわけでございますが、八月の二十一日、八月の二十三日、それから八月の三十一日、第一原子力の方につきましては三件というふうな数字になっておりますが、これは私の間違ひでございますか。

○政府委員(遠坂国一君) 第一発電所につきましては、法律に基づく報告は二件でございますが、そのほかに通達でとっておりますのは事故報告が一つございます。

これは中身はタービン建屋内の電気品室内のケーブルダクトの火災事故でございますが、これは放射線に直接関係しないといえますか、電気設備の火災でございまして、それで先ほどの統計の中には別になっておる。確かに八月三十一日にそういう火災がありました。それは報告されておりますし、その関係のいろんな調査、原因究明その他対策がとられております。

○佐藤栄佐久君 それじや内容については省略いたしますけれども、実は福島第一原子力の一号機に関しましては、今お話しのように、火災の件も含めると三件、事故ないし故障が起きているわけでございます。これも非常に短期間に起きておるわけでございます。短期間と申しますのは、八月の二十一日から三十一日の十日間に、通達に基づくものまで含めると三件の事故が起きておるといふことであります。いわゆるその近在に住む住民にとっては非常に不安感を一時期、あるいは現在も持っておるわけでございますが、持たわけておる。

そういう意味で、これは、先ほども申しましたように、現在二十年に及ぶ経験、歴史があるわけでございますが、この原子力発電の耐用年数といふものにつきまして、まあ規制上の法定耐用年数もあるでしょうけれども、法定耐用年数、あるいは、まだこれは経験がなく、答えになれないけれども、その辺の予想についてお話しただければと思ひます。

けでございます。これは非常に短期間に起きておるわけでございます。短期間と申しますのは、八月の二十一日から三十一日の十日間に、通達に基づくものまで含めると三件の事故が起きておるといふことであります。いわゆるその近在に住む住民にとっては非常に不安感を一時期、あるいは現在も持っておるわけでございますが、持たわけておる。

八月の二十一日と二十三日に主蒸気隔離弁というものの信号によりまして自動停止があった、これは計器の誤差といひますか、誤動作でございますが、この原因となりますのは、従業員が足場で圧力関係の計測パイプに振動を与えた、あるいは施工不良によりましてパイプの信号系のところの、異常信号が出るような結線になっておりました、全く別の回路の蒸気を通す操作をしたときにその振動が伝わって誤動作して炉の停止に結びついたというふうなものでございます。

したがって、こういうものはいろいろ原因究明してみますと、それぞれが関連性があるものではございません。火災もそうなんではない、こういうことでございます。したがって、御心配のような耐用年数との関係では、私どもは基本的にそういう問題ではないというふうに承知しておりますが、こういうふうなことがまたいろいろ御心配をかける、こういうこともありまして、十分な対策をとるようには指導しているところでございます。

なご、先生の御質問の耐用年数でございますが、原子力発電所の一応寿命は、一般には三十年から四十年といふことで、この第一発電所はまだしばらく運転することができるといふふうに思っております。それで、稼働中の発電所につきましては相当丁寧に保守するというにしておりまして、毎年一回、約三ヶ月にわたって入念な定期検査を行っておりますので、運転の年数のいかにかわらないう水準を確保するというところでございまして、当面そういう耐用年数でもって保安が不安になる、安全の問題が出てくるということは考えておりません。十分な対策をするというふうな私どもは心がけております。

○佐藤栄佐久君 耐用年数についてはまだ安心ということですが、私も安心いたしました。これはちよつと話が飛躍いたしますが、スリーマイル島の「恐怖の二時間十八分」という、ノンフィクションみたいなフィクションみたいな小説がございまして、その小説を読みまして、ものごとちよつと出ておると、百万分の一以上の確率なら対応しなければ、百万分の一以上の確率なら対応、対策を考えるということ、飛行機事故に対する、原子炉に墜落するといふ可能性が百万分の一以上ということ、飛行機が墜落しても大丈夫の堅牢な建築物にしたという話がございまして、しかし、それであっても事故があのスリーマイルにおいては起きたわけでございます。これは、いかなるハード—建物あるいは機械を間違ひないものにしようとも、人の心の緩みでそういう事故が起きるといふことだろうと思ひます。

そういう意味で、先ほど言いましたように、初めて日本で原子力発電が始まってから十九年、二十年になるとしておられますし、我が福島県におきましては、四十年からでございます、二十年になるうとしておられます。そういう面での、人の心の緩みと申しますか、甘さというものが、今度の事故に関して、一カ月に三件という事故の中になかったのかどうか。これは非常に難しい質問でございます。

かと思ひますが、ひとつコメントをお願いできればと思ひます。

○政府委員(遠坂国一君) 原子力発電所の安全性の確保に当たりまして、人の運転、特に運転員の要素というものは大変重要であるというところを認識しておられます。

ところで、今度の問題でございますが、今度の一連の問題につきましては、個別に原因究明いたしまして、対策は十分とりました。先ほど来から申し上げておりますように、共通した問題というのではないといひますか、共通してたるみがあったとかそういうことではないといふふうな思ひます。

ただ一件、火災の問題につきまして、現地ではいろいろ火災の通報連絡体制が悪かったのではないかと、こういうふうなことが果当局あるいは消防当局その他から指摘されておるといふことを承知しております。私もその点については今後とも連絡通報の重要性を十分認識してもらつて、その辺のそこのなように、不備がないよう十分に体制を整えるようにというところで口頭指示をして、その対策を報告したところでございます。

そういう意味では、その問題のところは改善されたといふふうな思つております。

○佐藤栄佐久君 今も御指摘ありましたように、この火災の問題ですね、これは原子力の直接の事故、故障と関係ない通達上の問題であるといふお話ししたけれども、これが住民あるいは近隣市町村の一番の不安のもとになったわけでございまして、六時四十二分に火災が発生して、消防署に連絡が入ったのが八時六分ということでございまして、一般の家庭では考えられないような一時間二十分にわたる初期消火の時間があつたといふことございまして、これは大事に至らなかつたからよかつたやうなものでありまして、私もそれはそういう管理体制について、やはりもっとびつとした体制をとってもらいたいと思つた次第でございます。

この件に関しては今の管理体制の中では特に問

題ない、初期消火一時間二十分やっても、それから報告しても法的な問題とかそういうものはなかったのかどうかお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(逢坂国一君) 八月三十一日の火災の件でございますが、場所はタービン建屋内の電気品室付近で発生いたしました。具体的にはケーブルの火災でございます。電源関係のケーブル火災でございます。

この原因は、詳しく述べれば長くなりますけれども、雨水が漏れまして、そこでその雨水を原因とした電気関係の短絡事故ということでありまして、そこで熱を持ちまして火災を発生した、それでケーブルが燃えた、こういうものでございませぬ。恐らくその最初の判断としては、電気のあれなので、いろんな泡消火器その他で消したというふうに報告されておりますけれども、その消し方の方に気を奪われておりますか、初期消火の方で時間をとられて、消防の方に連絡するのが遅くなった、こういうことではないかと思ひます。

この問題につきましては、火災の連絡をどれだけ早くやるべきだったか、今から言うと若干遅いではないかという御指摘は確かにあると思ひますが、一般の火災とは違ひまして、被覆に囲まれた中でのいわばケーブルダクト内の火災でございますので、時間的に消防に連絡するのがどうでなくちやいかぬ、こういうような規則上の問題はなから初めて連絡が行くというふうなことは、いかにも遅いんではないかというふうに私も思ひます。

○佐藤栄佐久君 時間が来ましたのでこれで終わりますが、原子力発電の大切さについて十分認識しておるだけに、特に二十年たち、新しい経験のない世界のことでもありますので、十分管理体制等について御配慮願うことをお願いいたしまして質問を終わります。

以上でございます。
○田代富士男君 最初に、昨日通産省より発表されました六十年、六十一年度の設備投資計画の調

査を見ますと、この二、三年拡大を続けてきた設備投資が六十年後半から鈍化したしまして、特に製造業では六十一年度四・三%減となりまして、先行きに陰りを生じてきているこの動向が見受けられておりますけれども、これをどう受けとめていらつしやるのか。また、この調査には円高による影響が含まれていないのでありまして、実績では計画を下回る公算が強いのではないかとと思ひますが、まずその点からお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(福川伸次君) 昨日、九月一日付現在で実施いたしました設備投資調査の結果を産業構造審議会産業資金部会にお諮りをし、かつ発表いたしましたわけでございます。通産省所管の民間企業を対象に行いました設備投資調査では、昭和六十一年度の設備投資計画額は全体で前年度比一〇・七%の増ということで、その時点で見ます限り二月に調査いたしましたときよりも若干上額修正に年度としてはなつておるわけでありまして、しかし上期と下期と分けて見ますと、前年同期比の伸び率が六十一年度の上期は一三・二%ございましたが、下期は八・四%ということで、増勢が鈍化してまいりました。また、特に製造業を見ますと、前期比の伸び率で見ても、五十九年度の下期が一・四%高かつたのでありますが、六十一年度上期四・八%、下期三・六%ということで増勢が鈍化してまいりました。六十一年度の計画まだ未確定の分野がございまして、これはむしろだんだんとさらに減少するおそれがあるということでございます。

昨日、産業資金部会関係の委員の方々の御意見も拝聴いたしました。またこのときは円高になる状況が入つてはおりませんでしたので、あるいはまたこの数字がさらに下方に修正される可能性があるということの御指摘がございました。特に輸出に関連いたします業種、輸送機械等がその可能性があらわなわけでございまして、とりわけ今まで設備投資を引つ張つてまいりました自動車等の設備投資が今後もこれ以上はふえないという傾向がございまして、製造業を見ます限り、今後

設備投資を引つ張つていくというような業種は見当たらないような形になつてまいりました。したがって、私どもとしても、もう一步消費が非常に伸び上がつてくるということであればまた別でございますけれども、従来輸出とともに内需、景気を引つ張つてまいりました設備投資が今申し上げましたような経緯でございまして、今後また円高の影響も出てくることでもございまして、内需の振興ということが一層必要になつてくるものと考えております。

○田代富士男君 また同じく、七月から九月期の鉱工業生産指数についても発表がなされましたが、これも輸出不振の影響を受けて前期に比べまして一・一%低下をしております。御存じのとおりでございますが、前年と比べますとまだ高水準にあるとはいへ、今後景気後退がはつきりしてくるのではないかと、ただいまの心配する御答弁もありましたけれども、見通しについてはいかがですか。

○政府委員(福川伸次君) 鉱工業生産指数につきましては、必要があればまた別途担当の方から御説明させていただきますが、景気全体でございませぬけれども、大きく全体で眺めてみますと、今、先ほど申しましたように今後の先行きに不安はございまして、これまでのところは設備投資はだんだんとふえてまいつておりました。個人消費は四月一六%で、六%の増、七、八月平均して〇・四%増ということで緩やかな伸びを示しております。また住宅は四月一六%に四・三%増の後、七月九%期はこれが〇・七%の減ということで若干減少ぎみになつておるわけでございます。したがって、景気は全体として緩やかながら拡大の基調を示してまいりました。

しかし、今後の見通しということになりますと、これはまだ今後の為替レートの見通し等先行き不透明な要因を残しておるわけでございますけれども、例えば製造業の業況判断、これはあるいは日銀の俗に言う短観、日銀の企業短期経済観測調査によりまして、製造業において業況がいい

あるいは悪いという、いい悪いの差をとりました指数で見ても、いいとするものがだんだん減少をしてまいつておるわけでございまして、このところそういった先行きの不透明感が出てきておるわけでございまして、今後の動向につきましては、私どもとしても十分注視していかなければならぬ状況に差しかかつておると考えております。

○田代富士男君 ところで、同じ日にアメリカの商務省よりアメリカのGNP統計が発表になりましたけれども、これによりまして、ことしの第三・四半期、七月から九月でありますけれども、そのGNPを先月発表した速報値より一ポイント大幅に上方修正をしております。御存じのとおりだと思います。

これを短兵急に明るい材料とすることはできないかもしれませんが、このアメリカの景気の動きをどう見ているのか、我が国にとつて明るい材料となり得るのかどうか、この点お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 昨日、アメリカの第三・四半期の米国の実質成長率が発表されました。その先月発表されておりました速報値三・三%増ということに比べて、ただいま御指摘のように一%ポイント上方修正されて四・三%ということになつたわけでございます。これは内需が全体として五・四%ポイントの寄与度を示すということで内需が強かつたということでございまして、その中を見ますと、主として政府支出の増でございまして、これはその農産物の購入といったようなことが一時的に出できたために上がったように私も見受けられます。

したがって、もちろんこの内需は依然として強いということが、ある意味ではあるという意味で、明るい材料であるということも言えるかもしれませんが、全体として見ますと、例えば設備投資についても九月ごろから少しづつ下方に伸びてきている、消費も少しづつ陰りが出てくるのではないかと懸念されるような指標も出てきて

おりますので、私どもとしてはこれはこの四・三に上方修正されたのはむしろ一時的な要因ではないだろうかというふうな思っているわけでございます。今のところこれが年率一%ポイント上がったから明るい材料だと即断することはできないと思っております。

○田代富士男君 次に、来年度予算交渉が本格化する時期に当たりまして、通産省の基本姿勢についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

中小企業税制の改善に関しては、中小企業団体からしばしば要望が出ていますのでよく御承知のことと思いますが、その中でも中小企業の承継税制については、中曽根総理みずからこれを拡充するようにと大蔵省に検討を命じたと報道されたこともありまして、中小企業者の関心は並み並みならぬものがあるわけでございますが、まさこの報道の真実はどうであるか、確認をしたいと思っております。

もし真実とするならば、当該監督官庁であります通産省としてもほつておける問題ではないと思っております。大蔵省とは、予算の交渉の時期でもありますし、どのような話をしていくのか、また早期の改善の見通しはどうなっておりますのか、ここらあたりまず最初に伺いたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) 十月三十日の新聞にそういう報道が出ております。たしかその前日であったかと思いますが、衆議院予算委員会での御質問に対して、中曽根総理から中小企業の承継税制問題について言及されたわけでございます。そのときに、その日に自民党の最高顧問会議の中でそういうことが話題になったというふうな形でお話になっておりました。私どもは大蔵省にその点確認いたしましたところ、特にその件に確定的に言及してお話があったわけじゃなくて、全体としての税の見直しの問題の一環として相続税の問題も検討している、その中に入っているというふうな確認しているというのが大蔵省の返事でございます。

それで、中小企業の承継税制の問題につきま

では、御高承のとおり、五十八年度の税制改正におきまして、取引相場のない株式の評価方法の改善とそれから個人事業者の宅地の評価方法の改善等を行ったわけでございます。これに對しましては中小企業者の中で必ずしも十分ではないじやないかという意見もございまして、最近また東京の都心におきましては地価が非常に上がっているというふうなことがありまして、そういう相続のときに個人事業者が非常に大きな負担になるんじゃないかという声も上がっているのは事実でございます。

ただ、承継税制全般の問題につきましては、現在政府の中で税制の抜本見直しをやっておるわけでございますので、その一環として議論していただく課題ではあるのではないかと私どもは考えておられますが、ただそのような問題指摘もございまして、中小企業庁としても、具体的な問題点等につきましまして関係中小企業団体から意見を聴取するというようなことをやっている段階でございます。

○田代富士男君 通産大臣いかがですか、予算の時期でもありませんし、責任者として。

○國務大臣(村田敬次郎君) 承継税制問題につきましては、従来から田代委員御指摘になられた点であり、また取引相場のない株式の評価方法、それから個人事業者の宅地評価方法の改善など今までも行っております。

この改正によって、地価が高騰いたしましたり、相続税負担が過大となつていくケースについてかなりの効果がある、こういう期待をしておりますが、中小企業の場合、事業承継をいたします場合に、その税制につきましましては、税制の抜本見直しに際して、その一環として議論していただく課題である、このように考えておられて、新年度を見越して党においても税制調査会が活動してまいりますので、政府においても税制調査会が活動してまいりますので、こういった時期に現在具体的な問題点等について関係中小企業団体からの意見を聴取してこれに對応したい、このように考えて

おります。

○田代富士男君 長官の今のお話と大臣の話とは大体同じでございますが、わかりました。

また、中小企業者にとりまして関心が最も高くてもまたかつ要望の強いのが、御承知のとおりに減価償却制度の改善問題ではないかと思うのでございますが、技術革新によりまして設備、機器等の陳腐化が急速化していることから、この法定耐用年数の抜本的見直しというものが叫ばれておりますけれども、最近では印刷関係の短縮が実現されましたけれども、その他の業界でも要望が非常に強まっております。これはもう御承知かと思

います。

そういう状況でございますから、通産省としても本腰を入れて長期的展望のもとに推し進めていかなければならない問題ではないかと思うのでございまして、そのような構想を持つていらつしやるのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(福川伸次君) 御指摘のように、機械装置に関しましては、昭和三十九年度に抜本的な見直しが行われて以来、部分的な手直しが行われてきたにすぎません。六十年度は、今先生お触れになられましたように、印刷設備、製本設備、写真製版用の設備といったようなものに若干の手直しが加えられたわけでございます。今御指摘になりましたように、技術革新は大変な速度で進んでいるわけでございます。二十年以上このままになつてまいりました償却制度の耐用年数の抜本的な見直しというのは、私どもとしても本当に御指摘のように腰を入れてやらなければならぬと考えております。私どもでも現在、企業活力と税制に関する研究のための委員会を省内に設けまして、現在産業界の抱えております税制上の諸問題を聞いておられますが、その中でもこの耐用年数の問題というのは一つの大きな課題として取り上げられていくわけでございます。

また、したがって、恐らく来年度、政府税制調査会でも抜本的な税制改革ということが税制全般にわたつて行われるわけでございますが、その

際私どもとしても、産業界の立場から今御指摘のような諸問題について、十分企業の活力を發揮できるような体制で、その税制の改正に我々の意見を反映させていくべく今後大いに努力してまいりたいと思っております。

○田代富士男君 今予算の時期であるからということも前提に私は申しておりますから、村田通産大臣どうですか、大蔵省にどういふ決意でこの問題取り組まれますか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 税制問題全般にわたつて非常に大事な問題であると考えております。したがって、今御指摘になりました耐用年数の問題でございますとか、あるいはメカトロ税制でございますとか、各般にわたつて検討をいたしております。

○田代富士男君 同じく法人税の引き下げの問題、また現行税制の特別措置の延長ということも、中小企業者の皆さんからいろいろ私たちも話をいたすときに要望されるわけでございます。その法人税の中で、所得に於ける段階税率を導入して中小法人に対する負担というものを軽減するなどの意見も一部にあります。これは御承知かと思

いますけれども。

特にこの中小企業新技術体投資促進税制の適用期限を延長してもらいたいということ、このエネルギー利用効率化促進税制の創設というものは、中小企業団体が一体となつて望んでいること

でございます。今も予算の時期であるからということも大臣に、一項目、一項目お尋ねしてまいりましたけれども、やはりこれも中小企業者の皆さんにとりましては大事な要望でありますし、これに對してもいかがでございますか。お答えいただけます。

○政府委員(木下博生君) 中小企業関係、毎年大蔵省にいろいろな税制の要求をしておるわけでございますが、来年度の税制改正の要求といたしましては、今先生から御指摘がありましたように、中小企業新技術体投資促進税制の延長と拡充、それからエネルギー基盤高度化設備投資促進税制

を初めといたしまして、中小企業事業転換対策臨時措置法が来年の十二月に期限切れとなりますので、それを延長することに伴いまして、その拡充措置として税制の新たな創設等、国税関係では十二項目、地方税関係では四項目の要求をいたしておりまして、現在大蔵省に説明する等の事務手続をどんどんやっておりますのでございます。

そういうことの中で、メカトロ税制あるいはエネルギー効率化税制、それから転換税制というような税制は非常に重要な税制でございますので、私もとしましてはその実現のために大いに努力していきたいというふうに考えております。

○田代富士男君　そこで、関連をいたしまして、私はねじ業界の振興問題についてお伺いをしてまいりたいと思っております。

御承知のとおり、このねじの業界というものはそのほとんどが中小企業であります。需要業界に對しまして、こういう言葉が当てはまるかどうかと思いますが、従属的なまた下請的な色彩が強い上に、市場が買手市場という様な現在の状況であることから、構造的に過当競争に陥りやすい業界ではないかと思っております。これは通産省が指導していらっしゃる立場でよく実態はおわかりではないかと思うのでございますが、そういう状態であるという一つの事実を知らなくちゃならない。それと同時に一方では、このねじ工業の技術というものは、その国一國の技術水準の基礎をなすものであると、こういうふうに見られる一面もございまして。

我が國の機械工業の発展にこれは欠かすことのできない業界であることは間違いないわけでございます。いまして、このようにねじ工業というものが求められている水準というものは高いにもかかわらず、その業界全体の体質の面ではまだまだ改善の余地というものが残されている点が多いのではないかと。こういう矛盾を抱えた業界と言えるところの現状をどう認識していらっしゃるのか、この業界の今申し上げました体質改善及び技術水準を高めるためにどのように努力しておられるのか、まずこ

このあたりからお答えいただきたいと思っております。○政府委員(杉山弘君)　ただいま先生から御指摘のございましたように、ねじは各種の機械類に共通に使用される重要な部品でございます。いわば機械工業の基盤の一つと言えるところの業界かと存じます。こういう観点から、通産省といたしましては、昭和三十一年に制定をいたしました機械工業振興臨時措置法以来、この業界の合理化、振興にいろいろと努力をしております。

ただ、先生も御指摘ございましたように、企業数が非常に多うございまして、私も把握している限りにおきましても千二百社を超えるような企業数でございます。全体の企業の中の九八%までが中小企業でございます。完成機械のメーカーは、いずれも大企業でございますから、そういうところとの力関係から申しますと常に押されがちでございます。最近の情勢を見ても、昨年こそ生産金額におきまして一〇%台の伸びを達成いたしました。それが以前数年間にわたつては生産金額はほぼ横ばいでございまして、生産量は多分ふえていると考えられますので、単価が下がっているということが生産金額の横ばいというふうなことにもなっているのではないかと。最近では私も五十六年度に中小企業近代化促進法の構造改善業種として指定をいたしまして、技術開発でございますとか共同生産、共同販売体制等、業界の構造改善に努力をしておりますのでございます。目標年度が六十一年度でございますので、ほぼ半ばを過ぎた時期になってきていますので、努力をしております。目標達成のためにこれからも努力をしております。

○田代富士男君　また、ねじ業界は中小企業が非常に多いというところは御答弁にもあつたとお聞きでございますが、この業界というものは、日本の宿命といえればそれまででございますが、中進國の追い上げというものに直面しているのも現実でございます。技術水準の一層の高度化を進める一方で、この

中小企業体質をどのように改善するかという二つの大きな問題を抱えているわけでございます。中小企業の体質に關して言うならば、中小企業近代化促進法に基づく構造改善事業に取り組んでいくわけでございますけれども、この進捗状況について、今もちょっとお話ししたけれどももう一度お聞きしたいと思います。あわせて具体的に計画の目的、それと同時に、千二百社という今も御答弁がありました。その中にはアウトサイダー対策というものもこれは必要ではないかと思っております。これを聞かしていただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君)　ただいまも御答弁申し上げましたように、五十六年度から六十一年度までの期間にわたつて構造改善をやっております。

構造改善の主たる目標でございますが、一つは品質性能の向上、そのための技術開発というふうなことでございます。技術開発の問題につきましては、全数自動検査装置の開発等、既にある程度の成果を得ているものもございまして、それからまた生産なり経営規模の適正化の問題につきましても、先ほどもちょっと触れましたように、集約化、共同化といったことを主たるねらいにいたしております。既に共同出資会社につきましては九グループの共同出資会社が出ています。組合ベースでも幾つかの組織が生まれておる状況でございます。

全体といたしますと、完全とは申しかねますけれども目標のラインに沿つたところで構造改善事業が進行しているのではないかと考えております。最終年度も近くなつておりますので、これに向けて私も一層バックアップをしております。たいと考へているわけでございます。○田代富士男君　今もちょっとお答えいただきましたけれども、ねじ業界の体質改善を考へる上で一番ネックとなつておるものがこの業界の組織化をどう進めるかという問題ではないか、今もちょっとお話ししたけれども、まずこの業界の組織化

の実態をもうちょっと詳しくお答えいただければと思ひます。

このねじ部品業界というのは今千二百社もあるという、そのうち約九八%が中小規模の企業であるというこの実態、そしてききにも述べましたとおり、下請的な体質から構造的に過当競争が行われやすいという状況にありまして、業界はこれに對抗するために、販売窓口の今もお話しが出ておりました集約化だとか共同生産化、それから共同購入化、また共同輸送など一連の共同化を進めたいという希望もあることは事実でございます。このような事業を行うには、やはり何と申しましても莫づけでありますところの資金が必要になつてくるわけでございます。やはり国として、監督官庁としてこのような要望に對処していかなくてはなりませんけれども、どのように對処していこうかと考へていらっしゃるのかお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君)　まず最初に、ねじ業界の組織化の現状からお答えを申し上げたいと思ひます。ねじ業界の全國組織といたしましては、社団法人日本ねじ工業協会というものが存在をいたしております。これは昭和三十三年に設立をされたものでございまして、現在この協会のメンバーになつております法人数が二百四十三社でございます。それから団体会員、これは品種別ないしは地域別の協同組合組織を中心でございますが、これが十五団体ございまして、この十五団体はそれぞれメンバーとして四百八十五社を抱えておるという状況でございます。先ほど申し上げましたように全体として千二百を超える企業があることから考へますと、既に業界の組織化はあると申しますもののまだまだ十分だと考へざるを得ませんので、こういった点から組織化の問題につきましても、私も今申し上げた一段と努力をしていく必要があるかと考へております。なお、先ほど先生からお尋ねのございました構造改善事業につきましては、約四百社弱の企業が

参加しておりますが、この構造改善事業につきましても参加企業の数もなお十分かと思えますので、先ほど申し上げましたように目標年度も間近になってきておりますので、できましたら、さらにこれに対する参加企業の数等もふやしていきたいと考えているところでございます。

なお、構造改善事業を資金面からバックアップするための手立てでございますが、これも御案内のように、中小企業振興事業団、それから政府系の中小企業関係金融機関、それぞれ助成の措置を既に持っております。こういったものを既に御利用はいただいておりますが、今後ともこういう政策金融が活用されまして、資金面から問題がないように、私も中小企業庁にもお願いをいたしまして後援をしていくつもりでございます。

○田代富士男君 続いて企業の海外進出問題についてお伺いをいたしますけれども、我が国の海外投資は御承知のとおり昭和四十八年の石油ショックとそれに伴う長期不況の影響を受けまして、昭和五十二年まで停滞状況が続いておりましたけれども、その後の景気回復とともに海外投資も息を吹き返した状態ではないかと思えます。

その要因として考えられるのは、御承知のとおり、まず第一に収益に改善が見られ、投資余力が生じたという点もあるでしょうし、また資源の安定確保、また貿易摩擦回避など長期的観点から海外投資の重要性が再認識されてそのようになったということも言えるでしょうし、また海外投資のノウハウ蓄積など、自信をつけたことなど指摘することができるとは思いますが、業種別また地域別によつて異なる特徴があるのか、また中小企業と大企業の動向に違つた点があるのか、さらに今後の海外進出のあるべき姿について通産省としてどのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(福川伸次君) 最近五年間の我が国企業の海外直接投資の動向を見ますと、大蔵省の統計によりまして、昭和五十四年度末累計が三

百十八億ドルでございましたが、五十九年度末でこれが七百十四億ドルとなつておりました、この五十四年度から五十九年度までの間に二・三倍というところで、御指摘のように最近数年間第二次ブームと言われるぐらい海外投資というのは今着実な伸びを示しておるわけでございます。

従来発展途上国向けの投資ということになりまして、例えば今お話ししましたように原材料の確保を図る、あるいは低廉な賃金をねらつた動機といったものがございまして、最近では、むしろ発展途上国も、アメリカ等と比べますれば発展途上国向けの投資も多いのでございますけれども、最近ではアメリカあるいはヨーロッパといった先進国向けの投資がふえるように相なつてきております。

また業種別では、従来資源確保あるいは販路拡張といったような投資が多ございましたが、最近では特にアメリカあるいはヨーロッパといった先進国向けの投資におきまして、テクノロジを背景にいたしましたいわゆる高度組み立て型の産業の投資がふえるように相なつてきております。

もとより、海外直接投資と申しますのは、その国の雇用の拡大あるいは経済の活性化になるわけであります。発展途上国につきましては、その経済発展を促すという効果があるわけでございまして、したがって、私どもとしては、海外投資、これを現地との調和ということを考慮しながらこういった海外投資というものを、民間の海外直接投資を支援する、円滑化するという措置をとるといふことで、税制あるいは金融といった措置を講じますと同時に、また情報収集、情報提供といったようなものを、例えばジェトロの機能を活用するといふようなことでもやっておるわけでございまして、私どもとしても、今まで商品貿易で貿易摩擦というような問題がございまして、投資が現地の社会とうまく融和して投資摩擦を起こさないように、その円滑化を図っていく必要があると考えております。

○政府委員(木下博生君) 中小企業の投資についての御質問が最後にございましたので、ちょっと補足させていただきますと、中小企業の投資も最近漸増傾向にあるわけでございまして、昭和五十九年の数字で見ますと、全投資の中に占める割合が金額で一六%、件数で三九%ということになっております。

それで、業種的に見ますと、機械関係が多ございまして、中小企業の場合には約四三%が機械関係の業種だという形になっておまして、従来よりも比率が高くなつております。

また、地域的に見ますと、アジア地域が、五十九年の場合、中小企業の投資では五五%ということになっておりますが、五十年代の初めのころは六〇%とか七〇%という数字がございましたけれども、それに比べるとアジア地域の比率が相対的に落ちてきているところでございます。

○田代富士男君 中小企業の国際化政策について少しばかりお尋ねをしたいと思いますけれども、「八〇年代中小企業ビジョン」におきましては、「八〇年代中小企業をめぐる基本的環境要因」の真つ先に「国際化の一層の進展」を挙げて、中小企業にとつて国際化の意味は大きいということが言えるのではないかと思つてございまして、しかしながら実情は、ねじの業界の例に見てみれば、親企業の海外進出に伴いまして、下請企業も海外進出を要請されるというような負担を強いられるようなケースもあるようでありまして、これも、そこでまず中小企業の海外進出の実情を、ただいま長官からお話がございましたけれども、下請企業のあり方、指導方針についてはどのようなことか、もう一度お答えいただけますか、と思つております。

○政府委員(木下博生君) 大企業の海外に工場進出するケースというのは非常にふえておまして、それに伴いまして関連下請企業の進出が見られる例もあるようでございます。

ただ、私どもが承知しておりますところでは、今まで大企業が進出する際、関連企業として進出

することを求められたというケースは、そういう関連企業の中でも非常に規模の大きな大企業でございまして、まだいわゆる純粋の中小企業分野まで同時に進出するようという要請を受けたケースは余り聞いておりません。ただ、今後はその可能性があらうかと思つております。

その場合に、大企業が進出するので下請の中小企業に対して進出を強く要請する、あるいは強要するといふような形になることは必ずしも好ましくないといふようなこともございまして、そういう点は公正取引委員会等とも十分連絡をとりながら親企業を指導していくということにしていきたいというふうに考えております。

いづれにいたしましても、中小企業の海外への進出というのは今後ふえてくる可能性もありませんし、またふやしていく可能性もありません。私も、またふやしていく可能性もありません。私も、またふやしていく可能性もありません。私も、またふやしていく可能性もありません。

○田代富士男君 ただいまも御答弁がございましたけれども、中小企業の海外進出には、大企業に比べてまず第一目に情報量、それから経験、資金という、こういう大きな障害が中小企業にはあるのではないかと思つてございまして、これらに対して、今も申されましたけれども、行政としてやはり適切な円滑化対策を推進することが望まれますけれども、これ、長官もちよつと御答弁いただいたんですが、大臣、いかがでございますか、この点。

○国務大臣(村田敬次郎君) 中小企業の海外進出に当たりまして、大企業に比べて、委員御指摘のように、情報力でございまして、かあるいは人材、資金力等において劣つてゐるのは事実でございまして、このために、通産省といたしましては、中小企業の海外進出の円滑化を図りますために、中小企業事業団の海外投資アドバイザー事業、あるいは

各種情報誌の作成などによりまして、進出先の投資環境であるとかあるいは税務関係、労働関係など各般の情報提供に努めますとともに、現地会社で管理者となる者を対象にした中小企業管理者研修、これは中小企業大学校で実施をいたしておりますが、こういった研修による人材養成、また政府系金融機関による中小企業海外投資金融の実施など、きめの細かい施策を講じておるところでございます。今後とも中小企業の海外投資のために施策の充実を図っていく所存でございます。

○田代富士男君 たいま村田通産大臣の方から、現在、海外投資アドバイザー制度も実施しているという御答弁がございましたが、この制度の概要及びこれらの実績がどうなっているのか、もうちょっと詳しくお答えいただきたい。これでは私、まだ十分ではないじゃないかと。これは私の個人的な考えでございますけれども、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) 海外投資アドバイザー制度は、昭和五十六年度に発足した制度でございます。現実に海外に進出して工場をつくり、運営した経験のある企業、これは大企業の場合も非常に多いかと思っておりますが、そういう経験のある企業の職員の方々などをアドバイザーとして中小企業事業団に登録いたしまして、それで、海外進出を予定しております中小企業者の申し込みに応じて適切なアドバイスを与えるようにするというような制度でございます。

現在、本制度のもとで約四百人の方のアドバイザーが登録されておりまして、欧米、アジアへの海外投資案件を中心に、毎年七、八十件程度の中小企業者の方々からの申し込みに応じたアドバイスを行っております。私どもとしてはこの制度は十分な実績を上げておるといふふうに考えております。

○田代富士男君 今、十分に働いている——現時点においてはそうではありません、まだ充実していく必要はあるのではないかと。例えば商社のOBの人であるとか、そういう人たちに對し

てもお願いする等でこれは充実していくべきではないかと思っております。その点どうでございますか。これでよしと思っておりますか。

○政府委員(木下博生君) 現在登録している企業はメーカー関係が多いかと思っておりますが、商社の方々で現実に海外でいろいろそういう工場をつくらなにかした経験のある方も多いかと思っておりますので、そういう方々にもお願いして、今先生御指摘のありますように、中小企業者の方々が、出てみたら失敗をしたというようなことにならないように、十分事前にアドバイスを与えるという制度を充実させるように今後も努力いたしたいと思っております。

○田代富士男君 次に、ジェトロでは、御承知のとおり各国への進出に役立つような情報の収集をして、現在活躍をいらつしやいます。我々も海外に参りましたときに、それをこの目で見てきておるわけでございますけれども、この中小企業の海外進出を支援する上でのジェトロとの連携というものはどうなっているのか、こちらあたりいかがですか。

○政府委員(木下博生君) 従来ジェトロは貿易振興を中心に、特に輸出の振興を中心に仕事をやっておりました時代もありましたが、そのときから中小企業者の方々のお手伝いをするという点が非常に強い形での運営が行われておったわけでございます。したがって、最近のように輸入促進あるいは海外投資の促進に関する事業をジェトロで行っていく場合にも、当然そういう情報を必ずしも十分に持っているない中小企業者の方々に對する情報提供というのも非常に重要な任務としてやっていくものと考えております。

それで、中小企業の場合には中小企業事業団におきまして各種の海外投資に関する情報提供を行っております。当然のことでございますが、ジェトロで得ました情報を中小企業事業団の方に提供してもらいまして、それを中小企業向けに加工し、それから中小企業とのルートを通じた中小企業事業

団が持つておりますので、そういう形で中小企業向けに投資環境、法律制度等の情報を含めて各般の情報提供をするような仕組みをやっておりますが、今後ともこういう制度の充実に努力していきたいと考えております。

○田代富士男君 これは将来の問題になるかと思えますけれども、中小企業の海外進出に伴いまして、短期的な見方でなくして、将来的に国内産業の空洞化という問題が起らないかという心配をする一面もあるわけでございます。やはりこの点も考慮していかなければならない問題点の一つではないかと思っておりますが、これに対する対応はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 先ほどから申し上げましたように、中小企業の海外への進出というのは、近年件数も金額も増加しております。ただ、そのようなことが進んでいく場合に、果たして日本の国内において中小企業の活動がそれだけ減っていくんではないかという懸念があるのは事実でございます。

現実には私も地方を回りますと、地方においてはもつと企業が来てほしいというようなことを希望するところが非常に多いわけでございますが、そういうところに企業が行くかわりに、企業が外国に出ていく。外国に出ていくものも、経営条件が外国の方が有利だから出ていくというより、場合によっては輸入制限というような問題を回避するために生産条件がよくなるも出ていかざるを得ないというようなケースが出てきておるわけでございます。そういうことの結果、今先生御指摘のように、国内における空洞化というようなことが起るといことは、国内経済全体の安定的、均衡的發展を図るために必ずしも好ましくないうようなことあるかと思っております。

具体的にはその空洞化がどういふふうにならるかというところは、必ずしも数字がございません。何とも今の段階で申し上げられるわけではございませんが、将来のそのような懸念を払拭するためにも、今後国内においては創造的であり、

より高度な技術開発に努めまして、新製品の開発、新規事業への展開というようなことで国内での生産活動、活力の維持をしていくこともまた重要かというふうにご考えております。

○田代富士男君 この海外進出についてよく言われることは、また今も御答弁の中にもありましたけれども、現地社会との調和ある海外投資が必要であるという点ではないかと私は思うのでございます。

特に日本人はとかく海外に出ますと日本人だけの閉鎖社会を形成しがちな面がございます。これは島国の生い立ちという面もあるかわかりませんが、そういう面も我々海外で見えてきております。海外の友人からもこういう面をよく聞くのでございます。

こういうことは、海外進出しても、かえって我が国の経済の国際化という点から見ますとマイナスな面があるんじゃないかと、こう考えるわけなんです。これは中小企業の国際化にとつても避けられない、こういう問題ではなかるうかと心配しているところでございますけれども、これらを含めまして、国際化についてどのような見解を持つていらつしやるのかお聞かせいただきたいと思っております。

○國務大臣(村田敬次郎君) 中小企業の海外進出、そして国際化、そしてまたそのために日本国内に空洞化が生じないか、非常に重要な御指摘だと思います。

中小企業が現地社会と調和をしながら海外進出を円滑に行っていく、これは大事なことでございまして、従来から進出先の投資環境だとか、あるいは労働関係、現地の方々の採用などについての情報提供を行うなど、きめの細かい施策を実施してきたところでありまして、私も海外によく参りますので、そのときに日本企業の進出に伴ういろいろな問題があるいは視察をしたり、現地との協力方式などいろいろ勉強してきておるところでございます。日本経済全体の国際化に伴って中小企業の国際化も引き続き進展していくものと考え

られます。今後とも中小企業国際化対策の充実を図ってまいりたいと思っております。

また、先ほど田代委員が御指摘になりました空洞化の問題でございますが、今よくアメリカの国内で空洞化が起こりつつあるという指摘を経済の専門家等がするのでございますが、私は今の段階で日本の国内の空洞化というのは、施策を充実をし、技術開発に努め、情報化を推進していくという努力を怠らなければ、そういった田代委員御指摘の危惧に対して、できるだけ万全の対策をとっていくことができるのではないかと、このように考えておるところでございます。

○田代富士男君 御承知のとおり、最近急激に円高が進んでおりました。輸出関連企業が苦しんでおります。そういう立場から中小企業庁は先ごろ円高の輸出型産地中小企業への影響を調査してまとめられたようでございますけれども、その結果は、もし結果が出ていたならば概要を御説明いただきたいと思っております。

また、今後の影響はどのように推移していくと予想されるのか。巷間いろいろ二百円とか二百円とかいう、一つの山であるという見方もありますけれども、今後どのような対策を講じようとしていらっしゃるのか、あわせてお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(木下博生君) 九月の末に急激に円高の動きが生じて以来、特に輸出向けの商品をつくっております産地において、いろいろと影響が出始めているというような声を聞きましたので、私もともいたしました。各通産局あるいは都道府県を通じて産地の状況を調べたわけでございます。

その結果を先週発表いたしましたわけでございますが、その内容は、約四十産地につきまして調べたものでございまして、具体的に言えますことは、一つは既契約があるものがございまして、既契約がある間においては一応各企業とも操業を続けることができるという状況はございますけれども、ただ契約自身を改定してほしいというような動き

もありませんし、あるいは円建て契約でせつかくなくっておりながら、円建て契約の中身をまた変えてほしいというようなバイヤーからの注文を受けたというようなケースも出てきておるわけでございます。

ただ問題は、既契約よりもむしろ新規の契約でございまして、新規の契約については、円高がどのように今後推移するかは非常に難しいというようないことがあって、模倣眺めの契約がなかなか進まないというケースもあります。また輸出採算レートを一応二百二十円から二百三十円ぐらゐに置いている産地が多々ございまして、そういう産地につきましては、今のうちに二百二十円とか三円とか四円とかというような状況になりますと採算がとれないので、なかなか新しい契約ができていくという状況になっておるわけでございます。

したがって、そのような産地につきましては、当然のことでございますが、現在の契約が切れるころには、新たな契約を得られない限り金融上の問題等も出てまいりますので、金融上の助成措置をしてほしいというような非常に強い声を出しておる産地もたくさん出てきております。したがって、私も私としては、金融面で遺漏のないよう中小企業三機関に対して金融面の助成措置、機動的な運営をやるようにというような通牒を出しておりますし、また、信用保証協会に対しても、そういう円高によつて影響を受けた企業に対する信用保証は早く機動的にやるようにというような通牒も出してあります。

ただ、現在の制度のもとにおけるそういう金融措置だけで十分かどうかという点もございまして、昭和五十二年、五十三年に円高が起こったときにいろいろと政府としても措置を講じたことがございますので、そういう経験も踏まえながら、現在、特に金融面について特別の措置が必要かどうかを少し検討している段階でございます。

○田代富士男君 直接円高に起因するわけではありませぬけれども、ねじ業界の問題といたしまして、

メーカーが輸出向けのねじ部品の製造のために購入しております素材の価格が高であるために、価格面で競争力を失いつつある、そういう面が見られておりますけれども、そこで、この問題を解決する一つといたしまして、輸入ねじ素材の関税を撤廃することが一つの手段ではないかと、このように考えているわけでございます。また、海外におけるねじ部品の共同供給センターというようなもの設置も考えられるのではないかと、このように考えています。

今後我が国の工業基盤を支えるねじ業界の発展、育成、特に下で支えている一番日の当たらない業界でありますし、このためにどのように臨んでいくのか、この問題の最後の質問として大臣にお答えをいただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) とりあえず私の方から技術的細目にわたりました御答弁を申し上げます。ねじ素材につきましては関税撤廃につきまして、かねてねじ業界から強い要望として承っておりますのでございまして。

ただ、先生御案内のように、このねじ用の鉄線と申しますのは、伸線業者が高炉メーカー等から供給を受けました素材を加工をするということでございます。この伸線業者、これもねじ業界と同じように大多数が中小業者でございます。現在のところ、一挙に関税を撤廃するといいますというところでございまして、両者の要望をそれぞれ若干ずつ入れるという形になったわけでございますが、御案内のアクションプログラムの一環といたしまして二〇%の関税の引き下げをやることにいたしておりました。現在、びょうら

用鉄線の関税率四・九%でございますが、これにつきましては二〇%の引き下げが実現いたしますと三・九%でございますから、わずかですが値下がりをするということになっております。素材の安定供給、安価な供給というのは望ましいことであると思っておりますので、さらに今後どこまでできるかという問題については十分検討してまいりたいと思

います。当面以上のような措置をとることを考えております。

それから、ねじ部品の共同供給センターにつきましては、業界の一部で熱心に御検討を進めていただいているということも承っておりますし、構想それ自身としてはかなりおもしろい構想ではないかと思ひまして、業界の構想が固まりましたところで、いろいろ私もともいたしましたお話も承りまして、応援できる面については積極的にこれを応援してまいりたい、かように考えております。

○国務大臣(村田敬次郎君) ねじ業界について先ほど来田代委員から御質問のありました点につきましては、今杉山局長からお答えしたとおりでございますが、アクションプログラムの実施を含め、ねじ業界の将来についてはいろいろと指導をしてまいりたいと思っております。

○田代富士男君 次に、航空機工業の育成について質問をしたいと思ひます。

八月の日航ジャンボ機の墜落事故はいまだに記憶に生々しく、遺族の方々には衷心よりお悔やみ申し上げる次第であります。その問題がまださめやらぬこのときに、またもやうつかりミスと申しますか、日航機が航路をはみ出すというようなことが起きて、日航に対する批判が続出していることが現在のところじゃないかと思ひます。しかし、問題は日航にあるだけではなくして、二重三重に安全対策を施したはずのこのジャンボ機が落ちたということ自体にもつと目を向けなくてはならないのではないかと、このように思ひます。

まあ運輸委員会ではございませぬが、航空機工業の育成という点から質問でございますから、受け取り方の間違いのないように前もってお話ししておきますけれども、そういう意味におきまして、航空機工業の育成に当たつてどのような基本理念を持つていらっしゃるのか。これも監督指導する立場であります通産省の任務でありますから、いかがでございませぬ。

○国務大臣(村田敬次郎君) 航空機工業、この問

題、非常に強い関心を従来から持つておるの
でございませうが、自動車工業の国際的な大発展に
比べて航空機工業が非常におくれておるとい
うのが日本の現状だと思ひます。その際に、日航機
の例を挙げて御指摘になりましたが、航空機の開
発に際しまして安全性というものはもちろん一番基
本的な問題でございまして、これを欠いておつた
らもう全く話にならないわけでありませう。したが
つて、安全性に万全を期して航空機の開発を行
うことはもちろんでありませうが、さらにその上に経
済性が極限まで追求されますために、同一種類の
技術でも他の製品で使用する場合に比べて格段
の正確性、信頼性が要求されると思ひます。

こうした観点から、航空機産業については種々
の先端技術を牽引し、ハイテク産業基盤を強化す
るためのリーディングインダストリーとなり得る
と、こういうふうな考へておるのでございま
して、航空機工業の発展を促してまた安全性につ
いては、十分今後熱心に対応してまいらなければなら
ない、このように考へておられます。

○田代富士男君 先日、航空機・機械工業審議
会から「航空機工業の当面する基本問題と政府助成
の在り方について」という中間報告がなされまし
た。これは御承知のとおりだと思ひますが、この
中間報告の言わんとしていることは理解できるわ
けでございませうけれども、この中には一番肝心な
ための安全性の確保に関する項目というものが全
くありません。この安全性という言葉がわずかに
二カ所、「安全性に万全を期した上」とで、ごく当
たり前のことしか述べられていない。この安全性
の観点からこの答申をどう把握していらつしやる
のか、ここらをお尋ねしたいと思ひますし、また
今後の答申に安全性の観点が反映されてしかるべ
きと考へますけれども、この点はどうでございま
しょうか。

○政府委員(杉山弘君) 航空機開発に当たりまし
て安全性が何よりも重要だということにつきまし
ては、ただいま大臣から御答弁を申し上げたよう
なところでございませう。

先生御指摘の審議会の答申と申しますのは、現
在、今私どもが開発に着手をいたしてございま
すV二五〇と申します旅客機のエンジン及びYX
Xと申します旅客機の開発につきまして、これま
で補助金の交付を中心としてやつてまいりまし
たが、厳しい財政事情のもとで予算の要求もシ
ャーリングもございまして、これから資金需要が高まる
時期におきまして予算要求がなかなか困難にな
つてまいりましたので、そういった助成策を中心
といたしまして、当面解決しなければならぬとい
う問題についての御議論をお願いしたため
でございまして、冒頭申し上げましたように、航空機
の開発に当たりましての安全性の追求というの
は、これはもう大前提でございませう。

これについては、特に今強調するということ
を審議会の中では問題にならなかつたわけ
でございませうが、当然の大前提として我々
これを受けてやつていくつもりでございませ
うので、審議会の答申には直接は触れて
おりませうけれども、繰り返す
ようにございませうが、特に大きな前提
であるということ、肝に銘じてこれから
やつていくつもりでございませう。

○田代富士男君 中間報告にはた
だいまお答えいただきましたYX
X計画、またV二五〇計画、
こういう席で、大体百五十席クラスの
航空機の開発について述べられて
おりますけれども、もつと小型の航空
機の生産についてはほとんど述べ
られていない、この中間報告の中
には、

聞くところによりまして、三菱のMU
300あるいは富士重工のFA200などは
実質生産が中止されているよう
であります。御承知のとおり、国
土の狭い我が国では国内の需要が
ほとんどないことなどの理由があ
ると思ひますけれども、まあそれ
にしても、どうしてこのように我
々の小型機が後退を余儀なくされ
たのか、政府として我が国航空機
工業の中でこのような小型機をど
うに位置づけて政策を行つていく
つもりか、ここらあたり、ちよつと
お聞かせをいただきたいと思ひ
ます。

○政府委員(杉山弘君) 小型機の
開発問題でございませうが、これ
につきましても、先ほど先生御指
摘の答申は、御答弁の中でも申
上げましたように、当面の問題に
ついての対応ということに触れ
ていないわけにございませうが、
この審議会は今後とも活動を統
括することが予定されてございま
すので、あるいは今後この小型機
の開発について御意見をちょうだい
するということもあり得ると思
ひます。

それから、今までの開発の
実績について先生から御指摘が
ございました。これまでやつて
まいりました日本での小型機の
開発と申しますものは、Y
S11の開発計画も百八十機程
度の生産でピリオドを打たざる
を得ないことになつたわけ
でございませう。それから今
お話のございました三菱のMU
300につきましても六十機程
度でございまして、新聞紙上の
伝えるところによりまして、そ
の製造権を譲渡するとかとい
うこともうわさされておるわけ
でございませう。必ずしも日本
における小型機の開発というの
は成功をしたとはなかなか言
いにくい状態にあると思ひま
す。また一方、三菱が開発した
MU2につきましても、これまで
六百五十機程度の販売実績も
上げておられます。これなどは
相当販売数を上げた部類に入る
のではないと思ひます。

この理由につきましても、い
ろいろございませうけれども、
やはりマーケットリサーチの問
題、さらにはYS11の場合につ
きましても、最初手がけた飛行
機ということがございませう
ので、これの販売について若干
不十分なところがあつたのでは
ないか。今になりますという
反省させられるところも多
いわけにございませうが、
やはり小型機の開発につきま
しても、今後の航空機関係の
技術開発という観点からは
おろそかにできないところで
ございませう。民間におき
まして新しい開発構想があり
ます場合には、そういう
マーケットリサーチなり販売
面の問題なりにつきまして
過去の経験を十分に踏まえて
慎重に御判断をいただき、や

つていただくようにする必要
があるのではないと思ひま
す。また、それに対しての政府
と申します御相談がございま
した場合には十分御相談に
乗らして、万全を期して
まいりたい、かように考へ
ておられます。

○田代富士男君 これは御承
知のとおり、報道されました
が、日中で小型航空機の開
発に当たるといふ、これは通
産省の事務次官が訪中されて
決められたことだと思ひま
すけれども、具体的にい
かなる計画であるのか、航
空機開発政策の中でどの
ような位置づけを持つてな
されるのかお答えいただ
きたいと思ひます。

○政府委員(杉山弘君) 新聞
に報道されました日中
共同の小型機の開発でござ
いませうが、これにつきま
してはことしの八月に航空
機関係の業界の代表団が
訪中をいたしました際に、
中国側から非公式に提示
をされたというふうに承
知をいたしてございませ
う。

中国では第七次の五
年計画が始まりまして、
その中で航空輸送力の増
強という観点から、小型
航空機、三、四十席の
ものを用いてございま
す。そういったものを
中国で生産するように
したいという計画があ
るようございませう。こ
れに対して日本の航空
機業界がYS11の生
産計画がありませ
うので協力を求めて
きたという背景のよう
でございませう。

これにつきましても、業
界におきまして委員
会を設けまして、提
案を受け入れて、
フィジビリティ
スタディーから
これに着手する
かどうかという
ことを現在検討
中というふうに
承知をいたして
ございませう。業
界内の意見が
まとまりまし
た場合には、
来年早々に
人を出して
中国側と
話し合
いを始め
る、こ
うい
うな
状
況に
ある
と承
知
いた
して
ござ
いま
す。

○田代富士男君 わかり
ました。この中間報告
では、航空機の国際
共同開発がメ
インテーマとして
述べられてお
りませうけれども、
この国際共同開
発の形態として
どのようなもの
を考へてお
られるのか、
聞くところ
によりませ
う。

エンジンの開発につきましては、インターナショナル・エアロ・エンジンズ社という国際会社を設立して行うこととご意見を申し上げます。それであるならば機体の開発についてはどのようになっているのかお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のように、現在私もジェットエンジン、V二五〇及び航空機YXXの国際共同開発を進めているところでございます。

このうち、エンジンの国際共同開発の方が進んでおりまして、今先生御指摘のございましたような国際的なジョイントベンチャーをつくりまして、五カ国がこの生産を共同して行うということになっております。

YXXの方はまだエンジンよりはちよつと開発のステージがおくれておりまして、ボーイングをパートナーとして考えておるわけでございますけれども、基本的な開発についての覚書は交わしておりますが、いつの時点から本格開発に着手するかというあたりにつきましては、今ボーイングと接触中でございます。本格開発に着手するということになりまして、あるいはエンジンの場合と同じような国際的な組織もつくっていかざるを得ない場面もあるかと思っておりますけれども、まだちよつと開発の段階はおくれておりますので、その辺につきましても具体的な計画が固まっていないう、こういう状況でございます。

○田代富士男君 このYX計画では、日本は機体の胴体部分の製造、こういうようなことになっておられます、我々は航空機のことには素人でございますけれども、素人目から見ると航空機の中核部分ではないのではなからうか。そういうことになりまして、他の産業への波及効果というものが少ないのではないかと思われるわけでございます。その部分を担当しているという見方をしているわけなんです、このYXX計画では我が国はボーイング社等と対等にリスク及び収益も分かち合う、そういうようなパートナーとして参加すると

のことでございますけれども、例えば我が国にとりまして得意なエレクトロニクス関係などの部分も担当することになるのか、またYX計画と比べてどの点がYXX計画は違うのか、また販売やメンテナンスなどはどのように変わっていくと考えていらっしゃるのか、こちらあたりお答えいただきたいと思っております。

○政府委員(杉山弘君) 御指摘のございましたYX計画は、ボーイング社ということで結実をしたわけでございます。これはボーイング社とイタリアのアリタリア社及び我が国の航空機業界の三國の共同開発でありまして、その際我が国の分担部分は胴体部分を主として受け持つということになったわけでございます。

先生の御指摘は、胴体部分というのは機体の他の部分に比べて技術的に比較的簡単な部分ではないか、そういうところを分担していただける意味があるのか、こういう御指摘かと存じますが、航空機全体としては申し上げるまでもございませんで、技術先端的なところもございまして、確かにおっしゃる通りに、胴体部分につきましても他の部分より技術的には比較的容易な部分ということが言えるようではございませんけれども、それにいたしましてこの胴体部分につきましても新しい複合材料を大幅に採用いたしますとか、新しい加工技術を採用し、また設計方法としても、コンピュータを利用していたしました設計方法を採用するとか、技術的に相当波及効果のある部分を含んでおりまして、我々これに参加しましたことにつきまして、それなりの成果はあったものと考えているわけでございます。

今後YXX計画を具体的に詰めていくわけでございますが、これは今後のボーイング社との交渉の過程によって決まってくることでございますので、今の段階で確定的なことを申し上げるわけはまいりませんが、我が国の業界といたしましては、このYX計画の経験を積みまして技術的にもかなり自信ができて、また海外からの信頼も高まったという状況でございますので、できれば

従来とは違つた、もう少し技術的に高度な部分の分担もしたいということのようでございます。日本側の内々の希望といたしましては、主翼なり尾翼なりといった部分を担当したいという気持ちも強いようでございますが、いずれにいたしましても、これは今後先方との具体的な詰めの段階で決まってくる話でございますが、我々もできるだけ民間業界の希望している分野の分担ができるように側面的にこれを応援をしてみたい、かように考えております。

○田代富士男君 時間が参りましたものですから、まとめてちよつと失礼ですがお尋ねいたしますから、まとめてお答えいただきたいと思っております。

航空機の開発は、リスクも高く、関連する分野も広く、波及効果も大きいわけでございます。そういうわけで、当然資金需要も莫大であります。そこで、助成をどう施すかということが重大な問題になってまいりまして、通産省はそのために基金の創設などを考えていらっしゃるようでございますけれども、航空機開発の助成策をいかに考えていらっしゃるのか、これがまず第一点でございます。

これと同時に、心配な点ですが、助成については問題になるのが諸外国からの批判であります。国を挙げて開発をするというゴーストが出て、それだけのお金がついて、そして日本の優秀な民間企業が情熱を持って取り組むならば、我が国がおくれていと言われている業界でございますけれども、この航空機の開発分野でも先進国に追いつくことは可能でありますし、これが同時に今問題になってくる新たな摩擦の原因になりかねないのではなからうかという心配があります。これが第二点でございます。

それから、問題飛ばしまして、航空機工業の防衛需要というのは八二%を占めている、これは御存じのとおりでございます。この航空機の研究開発費というものはV二五〇及びYXX計画とSTOL「飛鳥」の開発機の助成金の合計が八十

九億円、これは六十年度でございますけれども、御承知のとおり支出されているの比へまして、防衛庁の航空機の研究開発には六十年度百四十七億円支出されている。このように民間航空機と自衛隊機ではその設計思想も、使用部品も、材質も違つたと思つてございませぬけれども、その技術などは相互に利用、応用可能な分野はあるのではないかと申すわけでございますが、防衛庁の技術で民間機に應用された例はないのか、また今後どのように考えていらっしゃるのか、これは第三点でございます。

最後に、航空機の平和利用の観点から、航空機はこの技術開発費で助成を民間機重視で考えていくべきではないかと思つてございませぬ、これは最後のところは大臣にお尋ねいたしました。航空機産業についてどう考えていらっしゃるのか、お答えをいただきたいと思つております。

まとめて失礼ですが、時間ありませんからよろしくお願ひいたします。

○政府委員(杉山弘君) まずお尋ねの助成策でございますが、現在手がけております、先ほど来出てまいりましたV二五〇エンジンの開発、YXXの開発につきましても、これから本格開発の時期を迎えることとなりますので、政府の助成策の中で占める資金の量というものは格段に大きくなつてまいりませぬ。

繰り返すようになりますが、現下の財政事情の中では、そういう必要な資金を要求し、支出することがなかなか難しくなつてきておりますので、こちらあたり助成策として新しい考え方を導入する必要があるのではないかと申すことで、先ほど先生御指摘の審議会御検討いただいたわけでございますが、国際航空機共同開発基金構想を御提言いただきましたが、やはり当面必要でございます。この二つのプロジェクトをどうやって継続していくかということでございます。従来からの補助金の交付ということから、少し無利子融資制度の導入ということをお考え

てみたらどうかという審議会の御提言をいたたい
ておりまして、現在その線に沿いまして財政当局
に予算を要求中でございます。

この無利子融資制度が実現できると、航空機
業界の受けやす実質的な利益は従来の補助金制度
と変わりません、効果が期待できるわけござい
ますので、ぜひその実現を図ってまいりたいと考
えております。

それから、諸外国との関係で、政府が助成する
ことに対して風当たりが強くないかという御
心配、御懸念でございますが、二つの具体的な計
画とも国際共同開発ということでございます。そ
ういう意味におきましては、国際的な協力関係の
一環として我々はとらえておる次第でございます
し、またこれから新しいプロジェクトが何か出て
まいります場合でも、現在の世界の航空機に関す
る市場状況から考えますと、日本単独の開発とい
うのはリスクがとて大きくて負担にたえられな
いと考えられますので、今後やはり国際共同開
発路線を歩むということになるかと思っております
で、その点についての御心配は余りなくいいの
かなという感じがいたします。

そのほか、政府の助成につきましても、諸外国
では、例えばコンコルドの開発につきましても、
開発費を参加いたしました各国が一〇〇%負担を
いたしております。現在の日本の助成は、開発段
階が進むに従いまして助成比率を少なくするとい
うことで、本格開発の段階での補助金の交付率は
五〇%ということでございます、諸外国の助成
策に比べましても格段に程度の低いものでござい
ますので、この点からも特に国際的な批判対象に
なるようなことはないかと考えます。

それから、防衛用の航空機の開発の技術が民間
にも利用できるのではないかとということござい
ますが、確かに航空機の開発ということにつきま
しての技術的なノウハウというものはそのまま民
間機の場合にも十分利用できるものだと思いま
すが、ただ、パテント類につきましても、従来ま
でこれが民間機の生産に使われたということはな

いようでございますけれども、全体としての民間
航空機業界の技術レベルの向上には防衛用の飛行
機の開発も大いに効果があることと思われるわけ
でございます。

以上、三点につきまして私からお答えをさして
いただきました。

○国務大臣(村田敬次郎君) 航空機関係について
広範な御質問をいただきました。ありがとうございます。
ました。

杉山政府委員からもお答え申し上げたとおり、
航空機に関して日本の産業自体が大変諸外国に比
べておくれをとっておるということは全く事実で
ございまして、これは一体どうい原因なんだろ
うかということをお考えしました場合に、終戦になつ
て航空機関連のいわゆる技術開発やそういうたも
のが一たん途絶え、そして、そのために日本にお
ける優秀な技術陣が一度解散をしまして、諸
外国がいち早く手をつけていた分野に対すおくれ
が目立つというふうなこともありましようし、
いろいろの原因があるんだらうと思っております。

しかし、これは田代委員御指摘のように、非常
に大切な分野であつて、何としてもこれだけ経済
力あるいは知能の高い日本民族でありますから、
航空機におけるおくれを何とかして取り戻してい
きたい。しかし、この開発のために相当の資金
が要りますし、単独の現在の日本によつて急速な
この面における発展ということを望むことがな
かなか困難な事情もあるらうと思つております。

したがつて、先ほど例としてお挙げになりました
た日中の小型航空機の開発であるとか、それも一
つの例でございますが、いろいろこういつた面の
技術開発を検討をし、ノウハウを検討をいたしま
して、やがて航空機分野における日本の技術ある
いは生産力というものが諸外国に比肩し得るよう
なそういう時代を展望して今後の通産行政を考
えるべきである、このように考えております。

○橋本教君 冬を間近に迎へまして、灯油の問題
は国民生活全体に非常に重要な影響を持つ大きな
問題になっておりますが、まず、この問題から質

問をしたいと思つて
通産省は灯油価格の全国的調査をおやりになつ
たようでありまして、二十日、先日まとめられた
その結果によりますと、全国平均は十八リットル
缶、配達価格で千三百八十七円、九月に比べて七
円安というふうになつておるに伺ひますが、
これは間違いございませんか。

○政府委員(島山善君) 通産省のモニター調査で
ございまして、今委員のおっしゃいました
数字の調査のとおりでございます。

○橋本教君 この傾向は今後の需給関係がよつぽ
ど乱れる、逼迫するという状況がない限り安値で
推移するという傾向のように見てよいのではない
かと思つて、通産省の見通しはいかがです
か。

○政府委員(島山善君) 通産省の分析をいたしま
しては、その七円下がりましたのは、ことしの冬
があるいは暖冬かもしれないというふうなことで
ございまして、今後の見通しにつきましては、一
応私どもで石油業界を指導いたしましたので、九
月未だに六百七十キロリットルという在庫を持
つてもらつてもお持ちますので、供給は順調、安定的
な供給が確保されると思つておりますので、需給の基調
に大幅な変化があるというふうなことはないであ
らうというふうな考えをしております。

○橋本教君 今のお話で暖冬が予想されるという
お話がありました。原油のCIF輸入価格を調
べてみますと、大蔵省貿易統計によつて八月に発
表された数字を見ましても、基準年度の昭和五十
五年に比べて一キロリットル当たり四万七千五百
八円であつたものが六十年八月には四万一千五百
一円。月別に見ましてもわずかでありますが、ず
つと漸次低落傾向にある。この事実は何と云
へません。

○政府委員(島山善君) 原油の価格が漸次低落基
調にあることは間違いございません。

○橋本教君 それに加えて最近の円高基調という
問題がありますから、灯油価格の全国的安値傾向

というものは、今おっしゃつた暖冬ということだけ
ではなくして、こういった原油価格の値下がり傾
向それから最近の円高、こういうことも含めて、
そして今あなたがおっしゃつた需給逼迫というそ
ういふ事態も予想されないうことを含めて値
下げ傾向が出ておる、こう理解すべきじゃありま
せんか。

○政府委員(島山善君) そういつた今御指摘のよ
うな要因も確かにあると思つて、そのほかに
また元売企業の、何と申しましようか、シェア拡
張意識に基づきます過当競争、それを反映した流
通段階における競争、そういったものが激甚に行
われておるということの結果でもあらうかと思つ
ております。

○橋本教君 いずれにしましても、一番価格を左
右する原油価格の値下がりがあるし、円高傾向が
あるし、需給逼迫状況の見通しがそうないとい
うことですから、値上がり要因というのは社会的に
ないわけでは、そういうことで、現在社会的に灯
油価格が、値上がり要因は全くないはずで、値下
がり傾向があるということは、これは国民生活の
安定からいって好ましいことなんです、にもか
かわらず最近三菱、大協、シェル石油元売三社が
盛岡の市民生協あるいは県民生協、県学校生協に
対して灯油価格の値上げを要求をしております。その
交渉がうまくいかないというので出荷停止を通告
する、こういう事態が起こつて非常に大きな問題
になつてきたわけなんです。

この傾向は宮城から福島あるいは山形、こうい
つたところの生協についても同じような問題が出
てくるというふうな状況も言われておりました。
生協の購入は御存じのように何千人、何万街とい
う大量の需給関係を基本としながら、言つてみれ
ば灯油価格のプライスリーダーのような役割を果
たしてきておるから、通産省としてもこれは
当然重視をされておると思つて、今私がお
話したような傾向でありながら大幅の値上げ、
あるいは大幅でない業者は言うかもしれない
けれども、値上げを要求している。話がつかなけ

れば出荷を停止するということになりますと、国民の側からとってみれば、あなたは暖冬だとおっしゃったけれども、東北、北海道は既に雪が舞っておりまして、まさに寒さの脅威にさらされているということになるわけですね。

言ってみれば、元売業者は、寒さの脅威から解放されたければ値上げ要求をのんで価格の引き上げに同意しろと、こういうことにもなりかねないもので、私は今の社会的状況から見ても、またこういうやり方から見ても、この問題はゆゆしい問題だということに思っておりますが、通産省としてはこの出荷停止問題にどういうお考えを持っておりますか。

○政府委員(島山襄君) 今御指摘のございました岩手県の灯油の価格交渉の状況でございますけれども、私も聞いておりますところによりまして、九月の末以来いろいろ交渉を重ねられてきたわけでございますけれども、売り手と買い手側との間の主張に差がございまして、交渉は難航しておるとこのようにございまして。

それで、供給をしないというか、灯油を売らないと言った人たちは、例えば中川石油でございますとか三田商店でございますとか、そういう現地の特約店でございますが、今御指摘の大手の名前が出ましたけれども、大手の企業自身が物を売らないということをやったわけではございませんで、その大手が物を売っている先である、今申し上げた特約店が灯油を生協さんに売らないと言ったという話であるようにございまして。

それで、今申し上げた特約店側といたしましては、生協が主張なさる価格での販売では自分たちの経営が悪化するということで、交渉を行っていったわけですが、その折り合いがつかなくなつたので取引が中断したということのようございまして、私もとしましては、灯油価格は無論市場メカニズムによって決められるものでございまして、今回の事態も現段階におきましては値決め交渉中の一時的な現象かなというふうにも考えておりまして、基本的には当事者、特約店と生

協さんの判断にゆだねられるべき問題かなというふうに思っております。

○橋本敦君 今の答弁は、私は通産省として本場にそういう姿勢でいいのかどうか、まことに私は憤慨にたえないんですが、まず第一に、今、出荷停止をしたのは元売業者ではない、特約店だということにおっしゃいましたね。しかし、通産大臣あてに出されている緊急要請書を見ましても、それから各種の新聞報道を見ましても、元売会社が特約店を通じて価格の値上げを要求させ、元売業者がその特約店に出荷停止というふうな状況をつくり出して、やむを得ず特約店は元売業者の言うとおりに生協に言っているというのが事実じゃありませんか。本当にそれ調べていますか。私が見た新聞やあるいは通産大臣あての緊急集会で皆さんが言っておられる文書を見ても、元売三社が出荷停止をやっているという事実をはっきり言っていますよ、どうですか。

○政府委員(島山襄君) これはこの間大げさな新聞記事も出たものでございまして、大げさなというか、大きな新聞記事になったものですか、ですから私も大手が出荷停止を頼むとかそういうことがあつてはいけなと思ひまして調べてみましたけれども、大手は今申し上げた特約店の側に納入をする側でございます、特約店への納入を大手が拒否をするということはない、それで特約店が拒否をしたということのようございまして。

ただ、御指摘のように、新聞記事等では出まします、無論その特約店が大手の契約関係にある会社でございますので、したがってそういう記事になつたのかなというふうな考えられますし、また御指摘の点に……

○橋本敦君 簡単にやっております、事実だけ。
○政府委員(島山襄君) よろしゅうございませうか。
○橋本敦君 もう事実は今の答弁で尽きているわけですか。
○政府委員(島山襄君) はい。

○橋本敦君 生協に対する特約店の通告は、元売業者から一リットル当たり六十五円、これに値上げを生協側は同意しないという状況ならば、これは今お話しした三菱、大協、昭和シェル、これが指示する価格がそれなんです、それが話にならぬような出荷しないというのを言っているから、特約店も出せない、こう言っていると生協の皆さんはちゃんと文書に書いていますよ。あなた、どこで調べたんですか。生協に直接聞きましたか。だれに聞いたんですか。
○政府委員(島山襄君) 私は、私の方の課がございまして、課の方で調べたことを申し上げているわけでございます。

それから……
○橋本敦君 だれに対して聞いたかと聞いています。拒否された側に聞きましたか。
○政府委員(島山襄君) それはあるいは聞いていないかも知れませんが……
○橋本敦君 それなら、だれに聞いた。
○政府委員(島山襄君) ですから、大手の側に聞いたかも知れません、それは。

○橋本敦君 大手が事実を反して違ふことを言っておるとすれば、これは役所をだますということだけではなくて、役所だってそんな調査でいいかということになりますよ。
この点については、私が指摘している問題は、どれを見ても大手が出荷拒否ということを強要しているという状況から特約店がそうならざるを得ないということになつていまして、もう一遍やり直して、もらいたい。いかがですか。
○政府委員(島山襄君) 生協の側からも、どういふ事情にあるかについてはよく承りたいと思ひます。

○橋本敦君 公取に來ていたお話を、この元売大手会社がこういう価格の引き上げを三社共同でやっているような状況があるとか、あるいは出荷をしないとか、こういうような優越的地位を利用してプレッシャーをかけるのかというよう

な状況になつた場合には、これは不当な取引制限の禁止ということとの関係で問題が出てくるんじゃないかと私は思ふんです。
その前に公取にお伺ひいたしますが、「灯油の流通実態について」ということで六十年十一月十九日、つい先日お出しになつた文書がここにあるわけですね。それで価格形成の問題についてお調べになつておられますが、その中でどういふ項があります。「今回の調査において、灯油の需要期前の生協と納入業者との価格交渉に際し、納入業者の価格決定に対して元売会社が関与することが懸念される」との話が一部に聞かれた。「実際にそういう話があつたと言ふんですね。」この問題については、当委員会は、昨年、元売会社の業務提携を認めるに当たり、各提携会社に対し、特約店等が必要者とする価格交渉に干渉することのないよう注意しているところであり、今後とも生協を含め需要者と特約店等との価格交渉の成り行きについて十分注視していく考えである。」ということがこの文書で出されておるんですが、このことは間違いありませんか。

○政府委員(樋口嘉重君) ただいま先生のおっしゃいましたとおりでございますが、今月の十九日に「灯油の流通実態について」という調査結果の報告をしております、その中で先生が今お読みになつたとおりのことを指摘してございまして。
○橋本敦君 したがって、通産省は再度調査を約束されましたが、その結果、元売業者が特約店と生協との価格交渉に、実際上特約店への出荷を停止するぞというふうなことで価格交渉に干渉しているという事実が明白になつてくれば、公取としては再度調査を行い、独禁法に照らしてかかるべき調査と検討をしていただかなくちゃならぬと思ひますが、お考えはいかがですか。
○政府委員(樋口嘉重君) ただいま先生御指摘のとおりで、そういうふうな事実があればしかるべく独禁法の規定に照らして厳正に対処していく所存でございます。

○橋本敦君 大臣、お聞きのように、公取の方と

しては、元売が不当な方法で価格交渉に介入する
ということがないように注意をされている
と云うことですね。もしあれば厳正に対処せざるを得
ない、と云う言っているんです。しかも、冬を迎
えて出荷拒否という言いがかりが、実際調べてい
ただきますが、元売あるいは特約店によつても値
が合わないなら真冬を前にして一切停止してしま
うというようなことで、言つてみれば、そういう
寒さの脅威に国民をさらすぞというようなやり方
でやるというのは、私は政治的にもよろしくな
い。これは公取にお願ひするまでもなく、通産大
臣の方としてしかるべき解決方向に向けて指導し
ていただきたいと思つたのですが、いかがですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 今橋本委員の御質疑
によつて、この事態について、今回の取引の一時
中断ということが灯油の安定供給に支障を来すま
でに至り、市民生活に大きな影響が出るような事
態になれば問題であると認識をしております。そ
のようなことのないように今後の動向を十分注
視してまいりたいと思つた。

また、関係の元売企業等に対しては、灯油
の安定供給に支障を来すことのないよう誠意を持
つて交渉に当たるよう指導いたしたいと思いま
す。

○橋本敦君 はい、わかりました。

それじゃ、その点の指導をさらに強めていた
くことを願ひし、さらに今お話しした再度の調
査の結果は連絡していただくことを願ひいたし
まして、灯油の関係の質問はこれで終わつて、次
に国鉄関係の質問に移ります。公取の方は御苦勞
さまでございました。

さて、国鉄の問題ですが、これもまた大変な問
題でありまして、今中小企業はいろいろ苦勞して
おるわけですね。ところが、そこへ大國鉄が中小
企業の分野に参入をしていくということで大変な
問題が起つてまいりました。現に昨日の二十日
も國鉄の中小企業分野進出反対というところで緊急
分府協代表者集会というのが開かれまして、新聞
でもテレビでも報道されました。

こういうことで、この問題についてまず最初に
伺いたいのでありますが、まず東京駅の書店の問
題、今どうなつておりますか。これは國鉄から後
で伺いますが、まず中小企業の方から。

○政府委員(照山正夫君) 私どもがたたいま承知
しておりますところは、先生今御指摘の問題は、
國鉄が東京駅の丸の内北口に、名称はブックスシ
グナルと伺つておりますが、という名称で、店舗
面積、現在の計画では約百三十平方メートルのよ
うでございますが、の直営の書店を出店しよう
という御計画がありまして、これに對しまして東京
都書店商業組合が反対の陳情をされ、引き続きま
して九月から十月にかけて何度か交渉を行つ
ておるわけでございます。さらに、十一月六日に
は東京都に對しまして書店商業組合の方から小売
商業調整特別措置法の規定に基づきます調停の申
請を行つておりました、現在引き続き両当事者間
で話し合いが進んでいて、このように承知して
いるわけでございます。

○橋本敦君 國鉄に伺いますが、これは開店はい
つというように考えてやつておられるんですか。

○説明員(松井隆平君) 当初、予定は十月一日と
いうことでございます。

○橋本敦君 今後この点は話し合いを継続され
るといふ國鉄側のお考えですか。

○説明員(松井隆平君) 十一月六日に、東京都の
方から國鉄側と書店組合側によく話し合いなさい
という指導がございましたので、現在話し合いを
続けておるといふことでございます。

○橋本敦君 北口側では、丸の内から半径五百メ
ートルをとつてみましても、私どもの調査では八
つの民間の書店が既にあるんですね、五百メー
トルの範囲に。そこへ最も人の集まる場所である駅
そのものの中に、また北口に書店ができることな
りますと、その皆さんが圧迫を受けるということ
も目に見えておるという状況が、一つはこの問
題でははっきりしているわけですね。現に、書店
全体の現在の経営事情を考へてみますと、小売店
舗は過剩きみでありますし、その上、大企業業者

によつてコンビニエンスストア等もチェーン化さ
れるということもありませんし、シェアの拡大競争
は激化しておりますから、中小小売商というの
は経営的には本当に苦勞をしているというのが書
店の現状だということも異口同音に書店の皆さん
がおっしゃつておられる。そういう書店のところ
へ、今度は、國鉄は最も人の集まる有利な場所、
これを利用して書店を、小売店をやつていかれる
ことになりまして、これは大きな打撃が与えられるこ
とはもう明白であります。

今度は書店だけではなくて写真の現像等、D P
Eですね、これについても全日本写真材料商組合
連合会の陳情書を見ますと、このD P Eの窓口販
売、現在全国で二十万店を超えておりますが、ま
さに飽和状態。そこへ今度は國鉄が、人の行き来
する最も便利な場所、そのところで顧客獲得
には最も有利な場所を利用して割り込んでくる。
こうなりますと、もうまさに私たちが引導を渡さ
れるも同然だと思いたくなるくらいだといふよう
におつしやつておるんですが、これも零細事業に
對する脅威になつておることは明らかです。

今度は、飲食店の場合はどうかということ、
大阪の杉本町、これは阪和線でございますが、こ
の問題を考へてみますと、この駅で國鉄の方は喫
茶店とハンバーガー店、これをおやりにならうと
して、今駅の改装工事の一環としておやりになら
うとしておるんですが、この杉本町のあたりを考
えてみますと、この付近では飲食店という店舗
が五十店舗ぐらゐあつて、これが全部飲食店。と
ころが、その最も人の集まり、行き来をし、かつ
道路に面し、上が駅だといふその場所に、ハンバ
ーガー店と喫茶店ができますと、これも大変な脅
威でありますから、皆さんは早速組合をこしらえ
て、そして國鉄のこの進出については反対とい
うことで交渉をされておる。この杉本町の交渉には
我が党の正森議員も参加をしておる。これは
あります、現在どうなつておるんですか。これは
どちらからでも結構ですが、國鉄の方からでも。

○説明員(松井隆平君) この杉本町のハンバーガ
ー店につきましては、八月初旬に駅改良工事と同
時に店舗を設置する計画で対応したわけでありま
すが、十月までの間に数度話し合いをやつており
ますけれども、いまだ話がつかないということ
であります。その間、大阪市御堂局の方にも説明を
して、市の方からも地元に対して十分話し合いな
さいという指導を受けたわけでございます。

そういう経緯を踏まえて、現在お地元商店街
にアプローチし、話し合いを続けておる現状であ
ります。

○橋本敦君 ということ、非常に反対運動が高
まつている中で、國鉄当局は話し合いをしてい
るというようにおっしゃるんですが、その話し合い
は続けているというものの、大阪市の今言つ
た話し合いをせよといふような話、それから東京
都からの話で、話し合いはするとおっしゃるん
ですが、実際は、杉本町の場合は工事は中止しな
いで店舗をつくる工事は進めている。東京の場合
は、これは話がつけばいつでも開店できる状況の
準備を進めている。それは國鉄間違ったといふ
う。

○説明員(松井隆平君) そのとおりございま
す。

○橋本敦君 そういう姿勢に問題があるんです
ね。話し合いをせよと地方公共団体も言ひ、そし
てまた皆さんが要求しているのは、そういう出店
計画をやめよといふのが中小企業の基本的要求で
すから、どう話をつけるかといふことではなく
て、その話を真剣に聞いて、それで一方で着々と
準備をしながら、話し合いだ話し合いだといふの
ではなくて、そのところで國鉄は中小企業の分
野に参入するということについて抜本的な腹を決
めて私に考へてもらいたい。言いかえてみれば、
誠実に話し合いをする前提として、工事の中止あ
るいは計画の中止を一時やつてでも誠実に話し合
うという態度をとるべきなのが私は当然だと思
うんですが、國鉄はどう考へておるんですか。

○説明員(松井隆平君) 國鉄の附帯事業として、
現在余剰人員という非常に私ども厳しい中で、で

きる限り自前で努力する道を講じておるわけでございませう。こういう努力というのは、国民の皆さん方にも新しい国鉄の仕組みを控え、現在努力できるところはできる限り努力していきたいということ、そういう期待にもおこたえしていきたいという熱意を持っておるわけでございませう。

○橋本教君 数字で言ってください。私どもの知っている調査では、六十年今おっしゃった三百店舗、六十一年度では全国的に約五百九十店舗ぐらいいいというように予想されているんじゃないんですか。

○説明員(松井隆平君) 今の先生のお話、五百九十店舗というところは、その数値というのは私どもは考えておらないわけでありませう。

○橋本教君 どれくらいですか。私ども六十一年度につきましては、この余剰人員といいますが、要員の需給状況というものをこれから考え、かつその発生状況、逐一発生して行く中で考えていかざるを得ないということ、まだその具体的要素というものが未定でございませうので、今のところまだ確定したことは出ておりませう。

○橋本教君 私は今の答弁は信用できないんです。私どもの得た情報と調査では、六十一年度では六百店舗近くぐらいいいというように国鉄は考えているというように私どもの調査ではなっておりませうので、これは論争しませんが、今のお話によっても三百店舗からさらにふえることは明らかになっておる。

○橋本教君 答えにならない答えだと私は思うんですが、具体的に聞きますが、国鉄の直営店、今全国で何店舗ぐらいいいあつて、今後の出店計画は、今あなたがおっしゃったことをやるとすれば、今後はどのくらいふやすつもりですか。

○説明員(松井隆平君) 現在の直営店舗でございませうが、二百四十店舗ございませう。それで、この状態のままではございませうと、本年度には約三百店舗になるであろうということでございます。この直営店舗といひますのは一斉計画でやつていくものではございませうで、余剰人員といひますのは効率化を推進していく過程で、個々、各所各所の現場で発生する人間でございませう。したがって、その発生した都度、要員の需給等を考えながら、その余剰人員を活用する方途を逐一講じていくと、そういう中で私どもは進めておるわけでございませう。

○橋本教君 どれくらいですか。私ども六十一年度につきましては、この余剰人員といいますが、要員の需給状況というものをこれから考え、かつその発生状況、逐一発生して行く中で考えていかざるを得ないということ、まだその具体的要素というものが未定でございませうので、今のところまだ確定したことは出ておりませう。

○橋本教君 私は今の答弁は信用できないんです。私どもの得た情報と調査では、六十一年度では六百店舗近くぐらいいいというように国鉄は考えているというように私どもの調査ではなっておりませうので、これは論争しませんが、今のお話によっても三百店舗からさらにふえることは明らかになっておる。

○橋本教君 数字で言ってください。私どもの知っている調査では、六十年今おっしゃった三百店舗、六十一年度では全国的に約五百九十店舗ぐらいいいというように予想されているんじゃないんですか。

○説明員(松井隆平君) 今の先生のお話、五百九十店舗というところは、その数値というのは私どもは考えておらないわけでありませう。

○橋本教君 どれくらいですか。私ども六十一年度につきましては、この余剰人員といいますが、要員の需給状況というものをこれから考え、かつその発生状況、逐一発生して行く中で考えていかざるを得ないということ、まだその具体的要素というものが未定でございませうので、今のところまだ確定したことは出ておりませう。

○橋本教君 私は今の答弁は信用できないんです。私どもの得た情報と調査では、六十一年度では六百店舗近くぐらいいいというように国鉄は考えているというように私どもの調査ではなっておりませうので、これは論争しませんが、今のお話によっても三百店舗からさらにふえることは明らかになっておる。

○橋本教君 数字で言ってください。私どもの知っている調査では、六十年今おっしゃった三百店舗、六十一年度では全国的に約五百九十店舗ぐらいいいというように予想されているんじゃないんですか。

正どころじゃないんです。本当に巨人と小人が争うようなことになりかねないです。こういうようなことで、余剰人員対策などおっしゃいますけれども、余剰人員対策で附帯事業をやるとすれば、もっと知恵を出して、知恵を出して、国民的な支持とコンセンサスが得られるようなことを国鉄事業部がもっと考えるべきだと私は思うんです。

昭和五十五年国鉄経営再建促進特別措置法案が出されたときに、運輸省と通産省、この間で覚書が交わされて、中小企業に悪影響を及ぼさぬと、このないよう国鉄を指導するというのがそのときに言われておる。これはもう業者の皆さんだつてそのことを知っていますから、そう言っていますよ。そうなりますと、今のような国鉄の中小企業への分野への限り込みのようないやうなことにしては、これは運輸省も通産省も、この五十五年の覚書に基づいて国鉄に対してはこれは十分な指導をしていかなければならぬのではないかと私は思うんですが、大臣のお考えはいかがでございませうか。

○国務大臣(村田敬次郎君) 東京駅に書店を出すという問題であるとか、いろいろなケースを承りました。国鉄がその再建を図りましたために、関連する各種の事業活動を行うということは、関連する各種の事業活動を行うということは、理解できるわけでございますが、国鉄が行う各種の事業活動の機会に適正な確保が損なわれることがないようにする必要があると思ひます。具体的な問題につきましては、国鉄において地域の事情に配慮しながら地域の関連事業者との話し合いを行う、そして十分な協議を行つて対処していただくということが重要であると思ひます。

○橋本教君 その考えはその考えとして、通産大臣としておっしゃる地域の実情に正しく適正にやれというのを今おっしゃったんですからいいわけですが、私が指摘をした昭和五十五年の国鉄経営再建促進特別措置法案の審議に関連して運輸省、通産省の間で、今後は中小企業に悪影響を及ぼさないように国鉄を指導するというような申し合わせ、覚書がつけられておるといふ事実はどうなんでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 過去におきまして、国鉄が再建のためにいろいろ計画を進められるに当たりまして、今お話がありましたような点につきましては、運輸省と通産省との間で十分了解をしておるわけでございませうが、これはそもそも中小企業基本法にそういう規定があるわけでございませうから、これは当然のことかと考えております。

○橋本教君 その当然のことを当然なこととしてきつちり今こそ英断をもって指導すべきです。中小企業に悪影響を及ぼさないように国鉄は国鉄として知恵を出して、再建促進のやらやりの出し方が私には足らぬと、こう言っているんです。中小企業の零細で苦勞しているところへ、あの一等地所をばつと使つて限り込むようなことをしなさいな。知恵出さないよ。

○橋本教君 くだいようですが、国鉄と協議をしておるとおっしゃいましたが、今言つたように、六十一年度には何ほなるか知りませんが、どんな店舗をふやしていく、しかも中小企業が苦し

輸省、通産省の間で、今後は中小企業に悪影響を及ぼさないように国鉄を指導するというような申し合わせ、覚書がつけられておるといふ事実はどうなんでしょうか。

○政府委員(木下博生君) 過去におきまして、国鉄が再建のためにいろいろ計画を進められるに当たりまして、今お話がありましたような点につきましては、運輸省と通産省との間で十分了解をしておるわけでございませうが、これはそもそも中小企業基本法にそういう規定があるわけでございませうから、これは当然のことかと考えております。

○橋本教君 その当然のことを当然なこととしてきつちり今こそ英断をもって指導すべきです。中小企業に悪影響を及ぼさないように国鉄は国鉄として知恵を出して、再建促進のやらやりの出し方が私には足らぬと、こう言っているんです。中小企業の零細で苦勞しているところへ、あの一等地所をばつと使つて限り込むようなことをしなさいな。知恵出さないよ。

○橋本教君 くだいようですが、国鉄と協議をしておるとおっしゃいましたが、今言つたように、六十一年度には何ほなるか知りませんが、どんな店舗をふやしていく、しかも中小企業が苦し

○橋本教君 数字で言ってください。私どもの知っている調査では、六十年今おっしゃった三百店舗、六十一年度では全国的に約五百九十店舗ぐらいいいというように予想されているんじゃないんですか。

○説明員(松井隆平君) 今の先生のお話、五百九十店舗というところは、その数値というのは私どもは考えておらないわけでありませう。

○橋本教君 どれくらいですか。私ども六十一年度につきましては、この余剰人員といいますが、要員の需給状況というものをこれから考え、かつその発生状況、逐一発生して行く中で考えていかざるを得ないということ、まだその具体的要素というものが未定でございませうので、今のところまだ確定したことは出ておりませう。

んでいる分野、飲食店、それから写真の現像、焼きつけ、こういう零細、それから書店、これが中心で広がっていくということについて協議して、了解しておるんですか。それをほつきりしてください。何をおっしゃって先ほどから協議をしているとおっしゃっているんですか。問題ですよ。

○政府委員(木下博生君) 先ほど来申し上げておりますように、個々のそういう店を設ける、事業を行うという場合には、その地域における中小企業者との関連を考慮なくちゃいけないわけでございますので、そういう点を十分考慮して事業を進めていきたいと思いますという申し入れを運輸省及び国鉄に対してやっておりますということでございます。

○橋本敦君 それでよくわかりました。だから、今のような通産省中小企業庁の姿勢で、中小企業に悪影響を及ぼすことがないようにという御意見もはつきりしましたので、今後ともそういうことで、大臣さつきおっしゃったようなことで、運輸大臣とも相談をされて国鉄に指導していただくというのを切に私は強くお願いをして、そしてまた、国鉄もきょう来ていただきましたが、地元との話し合いをしておっしゃっているんですから、誠意をもって話し合いされることを要求をして、質問を終わります。

○木本平八郎君 私は三つの点について質問したいんですけれども、余りに質問通告が莫然としていられるのでお答えにくい面もあると思っておりますけれども、お答えにくい点は答えにくいと言っていたら結構でございますから、ひとつ柔軟な回答をしてみたいと思っております。

まず一番初めは、先日商工委員会、群馬、長野の委員視察に行つたわけですが、時間も関係でいろいろ問題を感じたんですが、時間の関係で一つだけ申し上げたいんですけれども、松本に松本家具という伝統工芸というの、家具屋さんがあるわけですね。なかなか立派なものをつくっておられるんですけれども、何しろ値段が高くて到底ちよつと私なんかの手には負えないという感じがしたんです。

その節、池田社長が言われた中で非常に感じたのは、後継者の育成が大変だと、したがって地元協同組合でみんな何とか後継者を育成しようとしてやっていると、なかなか定着も大変だし、教育も大変なんだということをおっしゃっていただけです。

私、それを聞きまして、ああいうのはなかなかコマーシャルベースではできないんで、それに就業しようという人も少ないのはわかるんですけれども、やはりああいうものは残していかなきゃいかぬ。通産省としては四十九年に伝産法ですか、これをおつくりになって、そういう伝統的な工芸品産業については非常に今力を入れて助成されている。年間相当の、四億三千万とか五千万の補助も出しておられるということなんですけれども、私がそこで受けた感じはやっぱりちょっと不十分じゃないかという気がするんです。ただ、展示館とか工芸館とかいうものの箱物は一応整っているでしょうけれども、後継者の育成という点については通産省として改めて本腰を入れていただく必要があるんじゃないか。家具だけじゃなくて、これで承りますとやっぱり百五十一品目から四品目あるわけですね、いろいろな伝統工芸が。

そこで、私の一つの提案なんですけれども、例えば国立の工芸専門学校というふうなものをつくって、通産省の管下でそういう学校をつくって、そこで各業界から先生とかいろいろの理事なんか出していただいて、そして計画的に養成していくということをお考えの方がいんじゃないか。それから、あそこでもちよつとあつたんですけれども、やはり東南アジアなんかから日本のそういう工芸を習いたいという人も来るわけですね。これは日本の労働不足の問題もいろいろありますから、そういう点からそこで教育して、そしてきちつとオーソライズして、そういう人を業界に帰すと同時に、外国にもそういう日本の伝統的な工芸を伝えていくということも一つの意義があるんじゃないかと思うんです。大学がいいのか専門学校がいいのかわかりませんが、そういうものをつくっていくことについて、今すぐつくれとか何とかという問題じゃなくて、感性的にどういふふうにお感じになつてお承りしたいのですね。

○説明員(高瀬和夫君) ただいま先生御指摘のとおり、我が国には全国各地に長い歴史を有するいわゆる伝統的工芸品産業というものが多数存在するわけでございます。これらの産業は小規模かつ零細でありまして、後継者の確保が非常に難しいとか、あるいは原材料の入手が困難、その他いろいろ難しい問題を抱えております。大変我が国伝統工芸品産業を取り巻く環境が厳しいということでは事実でございます。

このような状況にかんがみまして、御指摘のとおり通産省におきましては昭和四十九年に制定されました伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づきまして伝統的工芸品を指定いたしております。そして、各産地の組合が行います後継者の確保、育成の事業あるいは需要の開拓等の事業に対して認定された振興計画に基づきまして国庫補助の形で助成を行つてきております。また、後継者の技術研修等のためには、いわゆる伝産会館の建設に対しても同様の助成を行つているところでございます。

伝統的工芸品は、国民生活に豊かさや潤いを与えるものであり、さらに今後進展が予想されます高度技術社会におきまして、ますますその存在が貴重になるんだというふうな考えられますので、通産省といたしましては、今後とも後継者の育成を初めとする伝統的工芸品産業の振興に努めてまいりたい、そういうふうな考えているところでございます。

○木本平八郎君 ぜひ努力していただきたいと思っております。

それで、ただ一つ、これは私しょつちゅう補助金特別委員会でも言つたんですが、補助金の使い方とかやり方というのは、私はもうちよつと変えなきゃいかぬんじゃないか。したがって、イニシア

ルコストですね、例えば学校をつくるのか、初めの投資のときに国からほんとうと金を出してつくる。後は、民生活やないけれどもなるべく民営で運営させて、自主的に運営させる。それで後は通産省は口も金も出さないというふうな方法がいいんじゃないかと思うんです。そういう点を踏まえて、ぜひ今後とも前向きに取り上げていただきたいと思っております。

次に、貿易摩擦の問題に移ります。先般横浜の桜木町でインポートバザールがありまして、大臣も行かれてテープカットをされて、みずからいろいろな物をお買いになつていたように思いますが、後でいろいろ聞いてみますと、余り安くないんじゃないか、余りいい物ない、ほかの百貨店だとか何とかにあるのと余り変わらないというふうなことで、あれはよかつたという声は余り聞かないですね、庶民の間では。そこで売り上げが五億数千万円であつたというふうな新聞で見ているんですけれども、私あのやり方を見ていて、非常にこれじゃやっぱりしようがないんじゃないかという感じはしたわけですね。

それはなぜかという、わざわざああいうものをやるということは、やはり外国品を紹介するということ、そしてみんなに味をしめてもらうということですね、まあ食べ物なら、それで、いろいろな物を買つてみて、あんなほのほのいいんじゃないかと。今まで日本人は舶来品の崇拜もありますけれども、食わず嫌いなものもあるわけですね。それをやっぱり実地にやつてもうという点で、ああいうのは非常に意味があると思うんですね。

ところが、私もその後も調べて、きょう大蔵省に聞いたんですけどね、あそこに入つてきた物は全部関税もかかっていれば物品税も全部かかっていっているんです。それで輸入の手数料もかかっていまして、それからマーケティングアップ、マーケティングアップ、それが普通の輸入と同じことなんです。そんならなぜ、エトロがあんなことやって、大臣があんなところへ行つてテープカットす

るか、私はあんまり意味がないと思うんですよ。ああいうことをやるからには、もういや今回だけは免税だとか、関税は要らぬ、物品税は要らぬと、それで業者も、商社でもいいと思うんですけど、おまえさんら今度は実費でもう協力しろと、それでほかの人たちにも今回はこれ紹介するんだから犠牲を払っておいで、それで輸入品がもうかるようになったらそこでもうけりゃいいじゃないかという指導をやつぱり通産省としておやりになるべきじゃないかと。そうしてみんなに喜んでもらつて、ああなるほど外国品も捨てたもんじやないよという経験をさせるのが大事じやないか。あそこで五億売る、六億売るといふのは、そんなものあんまり目じやないという感じはするんですよ。

その辺、今後ああいうものをどんどんおやりになつていくのに、私は例えばあの池袋のインポートマートですか、ああいつたところで場所を大使館とそこの国に貸してやつて、そして免税にしてやつて、そして日本の消費者に紹介するというふうなやり方の方が僕はいいんじゃないかと思うんですが、通産省としてどういふふうにお考えになつてゐるか、ちよつと感触をお聞きしたいんですがね。

○政府委員(鈴木直道君) お話しのような輸入促進の一端といたしまして、この十月、十一月を輸入促進月間といたしまして、その政策の一端として、おっしゃるような全国千カ所輸入バザールをやつてゐるわけでございますが、非常に大きな目的は、御指摘にもございましたけれども、消費者に輸入品というものを知っていただくという面が非常に大きい一つの要素でございます。もう一つは、やはり売る方に一生懸命売つてもらつて、かつ日本の需要というものをつかんでいただく、一体日本の消費者は何を希望してゐるかを知らりながら積極的輸出努力をしていただく、両面あると思ひます。

そういう意味で今回意欲的にやつてゐるわけでございまして、まあちよつと横浜の件をお触れに

なりまして、少ないか多いかいろいろ御議論があると思ひますが、実は私もから見ますと予想以上に売り上げもありますし、入場者も多いということで、現実の最近の実施状況を見ますと、我々から見ますと非常に成功をおさめてゐると思つております。それだけ一般の消費者の輸入品に対する関心は高いと思ひますが、ただ、先ほど申し上げましたように、本当に日本の消費層に合ったものを売つてゐるかどうかという点はやはり疑問があります。これは我々もニーズに合ったものをつくつて、そして売つていただく。まあ例えば色にしろ柄にしろサイズにしろ、日本人に合ったものを開発して売つていただくというのが非常に重要で、そういう努力をしていただくという意味においては成功だと思つております。

その際におっしゃるような関税等を免除する、一つのお考えだろつと思ひます。我々も検討はしてありますが、ただ、私どもから見ますと、やはり輸入品が日本に定着してもらわなかつちやいけな。仮に関税を一時下げますと、そのときは確かに安いから売れますが、また結局もとへ戻りますから、その結果として売れなくなると意味がないので、やはり現行を前提にして輸出努力して、本当に売れるようにしてもらつても重要なことと思ひますが、ただ御指摘の点もございまして、私どもとしても研究したいと思ひます。

○本平八郎君 いや、今努力なさつてゐるということとはもうよくわかるんです。ただ、まあさばり言わしていただく、やはりお役所仕事だなどという感じはして、私なんかはそういう仕事ばかりやつてしまつたんで、ちよつと見てもお粗末だなという感じがするんです。まあしかし、そういう点は今後商社もどんどん起用されたらいいと思ひますし、商社もこんなことでもうけようなんて絶対思ひないと思ひますので、これはやつていただくやいと思ひますね。

それで私、この九月に参議院から派遣されて豪州その他へ行つたんです。豪州のシドニーなんかでも、あの何と言いましたかな、こんな倉庫を

改造したところにおみやげ品がわんさどあるんですよ。日本語をしゃべれる売り子さんがいっぱいおるわけですね。それで日本語で全部説明もあれば、値段も入つてゐるわけですね。フリーピンへ行つたらフリーピンへ行つたで、タイ国へ行つたらタイ国、もうインドネシアもみんなそうなんです。あんなにすごい日本人の観光客がショッピングやる。これは私も前から感じていましたけれども、あれだけ外国で外国品を買つたことなんでも百貨店やなんかで買わないかということなんです。もう唯一値段が高いというだけなんです。

私が申し上げるのは、業者の立場を考へてみたら、フリーピンとか外国ね、フランス品でもそれで売れるかどうかという心配があるわけですね。そうすると、相当やつぱり余裕があるわけですね。そうすると、相当やつぱり余裕があるわけですね。利益を見ておかないといかぬということでは余裕見るわけですね。見ると値段が高くなる。値段が高くなるやつぱり買わないわけですね。そういう悪循環を起こしてゐるわけですね。その辺をどうかで断ち切らなさいかぬ。今回のアクションプログラムとか、こういうのは私はもうチャンスだと思ひますよ。

そこで、今言つたようにインポートバザールでこれを安く売つて、ああなかなかいじやないか、うまいじやないかということになれば、今回は物品税から何から全部にだから仮に三百円だと、それが全部かかつても四百五十円だということになれば買つし、業者の方も売れるとなれば、何も八百円しなかつた四百五十円でいいわけですよ。その辺をやはり微妙に商売のなをつかんでいただくなさいかぬと思ひます。したがつて、これももう少し百貨店とかそういう知識をやつぱり動員していただいた方がいんじやないかと思ひます。私なんかもう本当に見て

いて歴然と、ああまじいことやつてゐると、わざわざあれだけの大きなイベントやつて、もうちよつと知恵を出せばいいじやないかという感じはし

たわけです。その辺をぜひ、例えばよくこでも問題になりますけれども、成田なんかで、あんなにウイスキーだとか、重いもの持つて帰つてくるわけですね。そういうことも、ついでこの間の新聞に十倍ぐらい高いからというの、もうまさに庶民の感覚というの、それにあらわされてゐるわけですよ。そういうことで、何も外国品を忌避してゐるわけじやなくて、もう値段だけの問題だと、まあ品質も問題ありますけれども、そういう点をぜひ御考慮をいただきたいと思ひますよ。

それから先ほどの、前にこれもシンバエの大使館の主催で、インポートマートで何か物産展をやるといふので、私まあちよつと行つたんですよ。象牙だとか、やつぱりなかなかいい物があるわけですね。日本は象牙なんか輸入禁止ですから、製品でしか入つてこないですね。向こうは輸出しないから、ところが、非常にいいんだけれども、どうもデザインだとかそういうものが日本向きじやないわけですね。

したがつて、私はあの人に大使に言つたんですけれども、これはまた三越でも何でもいいんですけれども、そういうところからデザイナーを招聘して向こうで指導してもらつて、日本向きの物をつくつて持つてくればもう相当売れるんじゃないかと思ひます。日本は労賃が高いですから、これはまあジェットロがやるの知りませんけれども、通産省の方であつせんして、それで私は、まあこれほかのことでは言つてゐるんですけども、今買える物があるから買つとか、そういうものじやなくて、何とか輸入さしていただくというか、売つていただくというか、もうこつちが頭下げて売つていただくような態度にならなさいかぬのじやないかと思ひます。今の日本の現状は。

それで一生懸命努力したと、四億の予定のところか五億数千万円売つたからいいじやないかというんじやなくて、これはもう本当に世界がみん

な、なるほど日本はよくやってくれているということ満ちさせなきやいかぬ段階だから、その点で私はもうぜひ考え方を変えなきやいかぬ時代になつてきているんじゃないかと思うんですね。その辺はどういうふうにお考えですか。

○國務大臣(村田敬次郎君) 大塚木本委員の御意見は参考になるいい御意見だと思います。

私は横浜インポートバザールも行って見ましたし、それからこの間は渋谷でやはり渋谷の商店街が一致してインポートバザールを開いた。これにはアメリカのマンズフィールド大使だとか、あるいはプリンクホルストEC大使などと一緒に出席をしてテープカットをした。その真意は、製品輸入の拡大というものを国を挙げて勧奨をしておる、お勧めをしておるということでございますから、ひとつ、先ほど鈴木次長からお答えしたように、ことしの十月、十一月で一千カ所、実際には一千カ所を超えたいと思いますが、そういうところでインポートバザールをやる、そういう契機に国民に外国品をできるだけ輸入していただくという気持ちで養っていただくということだとか、そしてまた、総理自身から一生懸命やっておられるアクションプログラムやそういうものに対する理解を深めていただきたいという趣旨でございます、なるほど、売る工夫が専門家である木本委員から見られてどうも足りないという御指摘、私はきつとあると思うんです。

というのは、外国へ行きまされた際に、日本人の観光者を自当てに非常な努力を外国の業者がしておられる、それに比べるとまだまだ工夫が足りないのかなということも考えられますが、実は、ジェット口なども本当に一生懸命にやってくれておりまして、その誠意は私は非常に高く買っておるわけでございます。

今の御指摘の点はよくわかりますから、また具体的にいろいろと教えていただいて、この輸入拡大という問題が国民意識にしっかりと植えつかるような、そういうPRをいたしたいと思えます。

○木本平八郎君 ぜひそういう方向で努力していただきたいと思うんです。

それで、ちよつとまた嫌なことをもう一つだけ申し上げますと、通産省の優秀な事務局の役人の方々と打ち合わせていますと、アクションプログラムをやつたときに、世界各国の残存輸入制限とかそういうものを全部調べて、それよりも下回るレベルで設定しましたと、それから関税にしても非常に下げられていますというふうな御説明だつたわけです。それはそれなりに正しいと思うんです。

ところが、今の日本はもうそういう考え方でない、例えば、外国はここからここまでのいいいやないか、あるいはここまで行っているんだからいいいやないかという考え方がなくて、もう日本は全部ゼロにいたします。ただ、ゼロにはするけれども、一番極端な例が鉄砲だとか麻薬が入つてきては困るので、これは制限させていただきますというものをガットに話せば、いや、それはそれでしよう、鉄砲やなにはお困りでしょうというふうなことで、そこから始めて残存輸入制限はこの辺まで上がったということじゃないかといかぬと思うんです。ここまで下げたからここから比べたらいいじゃないかということでは、もうみんなが承知しないと思うんです。したがって、その発想をがらつと変えていただかないと、なかなか皆の満足を得られないんじゃないかという気がいたしますので、ぜひそういう方向で御検討をいただきたいと思うわけです。

それで、経済摩擦の問題は皆さんもよく言っておられるし、新聞なんかにも出ていますけれども、私の感じでは、世が世ならばというのか、戦前なら、これは経済紛争から当然戦争になつていんじゃないかと思うんですね。ところが、今世界的に戦争はできないと。したがって、みんなが我慢強くなるいろいろな交渉をしながら、いろいろな譲歩をしながら何とか解決という方向でやっていると、そういう状況だと思つておられます。そういうことなんで、その上に、私は、日本ももうこま

で来ますと、いわゆるシングルプレーヤーになるシングルプレーヤーらしいプレーの仕方をして、何か今、ハンディ十八ぐらいにしておいて賞品ばかり稼いでいるということじゃないかぬのじゃないかということが外国から言われていると思つておられます。

そこで、局長さんにお伺いしたいんですが、私は、結論的にちよつと感じておるんですけれども、この貿易摩擦の問題は、今後二十一世紀にかけて日本の輸出構造という産業構造、経済構造からは不可避じゃないかという感じがするんですね。幾ら輸入してみても、日本の今の世界におけるポジションからいって輸出をどうせざるを得なくなつて、例えば韓国なんかに対して自動車エンジンを輸出していますね。ところが、貿易摩擦があるからといってエンジンの供給をストップしてしまつと向こうの自動車がでなくなつて、韓国の対米輸出がでなくなつちゃうわけでしょう。それから、日本からいろいろな部品がアメリカに行つておられます。日本がストップするとアメリカが手を上げちゃうわけですね、自動車の部品でも。そうすると、いや応なしに日本は供給を続けざるを得ない。供給を続けると外貨が入つてきちゃうわけですね。

そういうジレンマというか、輸出をやめた方がいいじゃないか、輸出を抑えた方がいいといったつて、例えば先般の自動車の自主規制、これは通産省が大変にうまくやられたんですけれども、私の友達なんか、アメリカでは、何だ、日本はカルテルを結んで供給制限して、そのために向こうでは何か三三ドルぐらい高いというわけですね。それで、三三ドル高い上にどんどん売れちゃうわけですよ、供給がちよつとしかないから。もうちよつとあればダンピングなんか起こるのに、あんなマーケティングの、うまいマーケティングだけれども極めてずるい、それで自主規制だといってとんでもないと言って消費者は怒っているわけですよ。自主規制をやれ、やれと言っているのは向こうの自動車メーカーですね。こういう非常に矛盾

したことにうまく対処せざるを得ないのが日本の置かれてある宿命というか、体質みたいなものだと思うんですね。

その辺、今後の方向について通産省としてどういうふうな受けとめられているか、お伺いしたいのです。

○政府委員(福川伸次君) 今御指摘のように、最近国際間の分業というものが大変進んでおりました、日本は、あるいはアメリカあるいはヨーロッパ等に部品も供給する、あるいは製品も供給する、また日本も発展途上国が日本の海外投資でつくった部品を持ってきて組み立てているというふうな、国際分業の複合化が今大変進んでおりました、製品間あるいは工程間の分業が進んでおるわけで、その意味では世界的に相互依存関係が大変深まつておると私は思います。

今、黒字の問題は、御指摘のようにいろいろ要因がございまして、一つには為替レートが、いろいろな経済政策の運営の結果として大変高・円安が続いてきた。その間に、その条件の中でのいろいろな産業の活動が新しい形で形づくられてきた、あるいは極端な言い方をすれば、アメリカの産業が部品供給等を海外にむしる求める、工場を出すというふうなことから起こつてきたわけでありまして、また、景気回復の局面が、アメリカが大変内需振興を旨とした投資減税、所得減税等をやつたことによつて、かなり内需と外需のバランスでどうしても日本から輸出が出るような形になつてきた。それからまた、今御指摘のように、日本もかなり所得弾力性の高い産業に特化してきてきたために、世界の経済成長が進むと輸出が出やすいという、そういう体質に今なつてきたと思つておられます。

したがって、今はレートがある程度直つてまいります。それからまた、経済政策のいわゆるマクロの政策の国際間の調整、コディネーションということが非常に重要になつてきて、それがまた価格機能を通じて、新しい分業ということになつていくと思つておられますが、しかしそこままたいろいろ

機能に限界があるところもあると思しますので、私どももこの産業構造というものを国際的な視点でとらえていかなければならないと思っております。したがって、今お話もございました輸入促進あるいは市場開放というのその大きな一環であろうと思えます。それからまた今後海外投資を進める、日本の成長の成果を先進国あるいは発展途上国に資本あるいは技術の形で移転して、それぞれの経済の活性化あるいは経済のフロンティアの開発に貢献していくということもまたこれ日本としてやるべきことであろうと思えます。

しかし他方、日本の国内に雇用の不安が起こるとか、あるいは産業の空洞化が起こってはならぬわけでありまして、そういう意味では国内の成長の源泉たる研究開発、技術開発、これも十分行われると同時に、諸外国にもある程度マーケットを譲るといふ意味がもし必要になってくると思います。ですから、当然日本の産業構造を柔軟な形にして、今後日本が技術集約的なものに変えていくような業地をつくっていく、こういうことも必要だと思っておりますが、まさに御指摘のように、産業構造を非常に国際的なインプリケーションで考えなければならぬ時代であるという点については、私どもとしても全く同じような考え方をしております。

○木平八郎君 今の御意見を聞いて非常に心強く思っています。ところが、もう少し皮肉な言い方をさせていただきますと、やっぱり官庁というのは一つの限度があると思うんですね。何か事故が起こったとがわかっていてもなかなか予防的なことはやれない。アクションプログラムの悪口を言うわけじゃないですけれども、経済摩擦が起こって、アメリカからぎやあぎやあ言われるからやる。例えば話的に言えば、きのう起こったことをきょう一生懸命考えて、それでまあとりあえず手を打つ。きょう起こっていることについてもまたその次考えていくということであって、あすのことをきょうや

るといふ体制にはないわけですね。私はこれはもう国の将来を考えていくのはやっぱり政治家の仕事だと思えますけれども、政治家の方がなかなか力がないのですからね、そこまできかないんですけれども。

それで、私ちよつと話を飛ばして経企庁の方に伺いたいんですけどもね。日本の二十一世紀の経済構造というんですね、産業構造、経済構造、産業は通産省の方かもしれませんが、それをどういうふうな今設定されているか、予想されているかというふうな点をちよつとお聞かせいただきたいと思っております。

○政府委員(勝村坦郎君) 二十一世紀に向けての貿易構造、産業構造はどういうふうになつていくかという非常に難しい御質問でございます。十分お答えできるかどうかわかりませんが、私も、一応手がかりをいたしましては、これは五十七年でございまして、経済審議会の中に長期展望委員会というのを設けてございまして「二〇〇〇年の日本」という成果を一応発表いたしております。それから、最近やはり総合計画局に研究会を設けてございまして、「二〇〇〇年における太平洋地域の発展と課題」という作業もいたしているわけでございます。産業構造がどの程度になるか、例えばサービス産業が何%ぐらいになるか、先端産業は何%になるか、そこまでの詳しい作業はちよつといたしてございせんものですから、世界経済、国際経済の中の日本の位置というものをどういうふうに見ているかというところをお答えさせていただきます。

それで、両方の研究ともほぼ共通した結論を出しておりますが、貿易ということになりますと、やはりこれは今後日本が例えば四%ぐらい、それからアメリカが二ないし三%ぐらいの経済成長を続ける、そういう中で、特に現在のNICSでございまして、それから今後NICS化する国、そういう国の経済成長あるいは貿易の伸びというのを恐らく、もちろんこれは一応順調な国際環境ということ前提にした上でありますが、一

番伸びとしては高いのではないだろうか。そういう中で、さらに水平分業的な構造が発達をいたしまして、一部の進んだNICS等は資本財の輸出国にもなつてくるだろう。それから、特に地域というところで申し上げますが、太平洋地域、環太平洋地域という言い方もございますが、太平洋地域の伸びというの、日本それからNICS、それから現在はまだ発展途上国である国々も含めて、恐らく国際的には一番成長力の高い地域として発展していくだろうというところでございまして。

そういう中で日本がどういう形で今後の世界経済の発展に対応していかなければならないか。これはいろいろ問題がございまして、思いつくままに幾つかの問題を拾い上げますと、やはり今通産省の方からも御指摘のありました相互依存関係の一層の進展という中で、大きな対外不均衡をいつまでも日本が続けていくというのは不可能、それはもう経済的にも外交的にも不可能であろうと思っております。したがって、現在経済審議会でも御討議をいたしているの、あります、今後長期的な形で内外にわたつての基本的な均衡を保つた日本の経済成長というものをどうやって維持していくか、これが今後の基本的な政策課題になるだろうというふうに思うわけでありまして。

そういう対外均衡の維持の問題がございまして、同時に技術の問題になりますと、日本はよく技術の問題につきまして、ほかの国々からいわば輸入技術で実際の製造段階の技術を発達させて、みずからは開発のコストを余り負わないで発展しているじゃないかという非難がよくあります。これには相当誤解もまじっていると思えます。否定できない面もあるのではないだろうか。ですから、そういう意味ではやはりこれから世界を最先端の技術開発というのをやりまして、それを発展途上国のみならず、ほかの先進国に対しては技術移転していきける。日本というのは、そういう意味で非常に国際的に貴重な国だという形をつくり上げていかなければいけないだろうというふ

うに思うわけでありまして。それから、やはりそういう中で、同時に市場の開放ということをもっと積極的に、これはもう必然的な命題として続けていかなければならないだろうと思っております。日本の競争力の強さあるいは産業発展力の強さというところは御指摘のとおりであります。今までの世界の工業品貿易の中で日本のシェアというものを考えてみますと、最近輸出のシェア、工業品の世界輸出に占めるシェアはどんどん上がつてまいりまして、最近ではむしろアメリカをしのぐという形になっております。実は工業製品の中の輸入のシェアということになりますと、これはもう七〇年ごろからほとんど上がつていないということがございまして。いわゆる製品輸入比率の低さという考え方もあります。やはり世界工業品貿易の中でシェアが輸入としては上がつていないという問題はやはり何とかしていかなければならないことではないだろうかというふうに考えております。

それで、国内の産業ということになりますと、いわゆる積極的な産業調整ということを進めていくのは当然でございまして、その点について二、三申しますと、日本はOECD等で五十六、七十年に産業調整の議論が進められていたわけでありまして、結果として見ますと、日本というのはむしろ産業調整の優等生であったとも言えるわけでございます。典型的に言いますと、かつての石炭とか、繊維とか、そういうふうな規模を、雇用を縮小してまでも産業調整をやつてきたというのは、日本が一番積極的に行つてきたわけでありまして、そういう意味で日本が保護主義的な体質を持つていているという非難は必ずしも当たらない面があるろうかと思えます。もちろん一次産品等の問題につきましては問題が残っております。

ただ積極的な産業調整を進めてまいりますと、これは御指摘のような貿易摩擦の問題というのはどうしても起こつてくるわけでありまして、例えばアメリカの問題を考えてみますと、いろいろな問題がございまして。特に最近ドル高の問題がござ

会の高度化・情報化に対応するための供給信頼度の向上等を行うことが必要であり、これらに要する設備資金は、確実に増加していくものと見込まれております。

これらの事情を勘案いたしますと、一般電気事業会社による設備投資額は、今後十年間で総額約四十六兆円に達するものと予想されます。これに必要な資金を調達するため、長期・安定的な資金源である社債の発行額は今後増加し、現行の発行限度、すなわち商法の発行限度額の四倍を超え、昭和七十年末には、一般電気事業会社の平均の社債発行倍率は、商法の発行限度の五・五倍にまで達するものと見込まれております。

したがって、今後当分の間大幅に増大する見通しにある一般電気事業会社の設備投資のための資金需要に対処し、電気の安定供給の確保を図るためには、一般電気事業会社が社債による所要の資金調達を円滑に行い得るよう、現行社債特例法の期限を延長し、当分の間の措置として、一般電気事業会社の社債発行限度額を拡大することが必要であります。

なお、一般ガス事業会社につきましては、今後の設備投資のための資金需要の動向からみて、昭和五十二年に制定された社債発行限度暫定措置法によつて、社債による所要の資金調達が可能であると見込まれるところから、改正された後の社債特例法の対象とはしないものとしております。

次に、この法律案の要旨について御説明申し上げます。

まず、題名を一般電気事業会社の社債の発行限度に関する特例法と改めるものとすることが第一点であります。

第二に、一般電気事業会社は、現行法では、社債の発行限度額を商法の社債発行限度額の四倍に定めておりますが、当分の間、この限度額を商法の発行限度額の六倍に引き上げることとしております。

第三に、一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例は、廃止することとしております。

なお、内需拡大策として、政府が一般電気事業会社に要請している追加的設備投資を円滑に実施するためには、これら会社は、本年中にも周到な資金計画を策定した上で、関係金融機関との事前調整を行う必要があります。このため、できる限り早く社債発行に係る法的整備を行い、今後の社債発行を含めた資金調達について確実な見通しを与えることが、政府の責務であると考えられます。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、御賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(下条進一郎君) 以上で趣旨説明聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日行うこととし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時散会

十一月十五日日本委員会に左の案件が付託された。

一、革靴輸入自由化反対に関する請願(第三三二号)

第三三二号 昭和六十年十一月一日受理

革靴輸入自由化反対に関する請願

請願者 東京都台東区浅草五ノ四二ノ一

一 本間熊蔵

紹介議員 市川 正一君

米国による関税及び貿易に関する一般協定(以下ガットという)への不当な提訴により、我が国の革靴輸入制限措置がガット違反であるとして同理事會で審議中である。これに対する政府の対応は米国の主張を認め、革靴輸入制限措置を撤廃して関税保護措置に切り替えるため、現在各国と交渉中であるとのことである。しかしながら本件は日本と米国の貿易摩擦問題には無関係であり、革靴に関するかぎり輸出入では我が国の輸入超過であると同時に、米国が世界各国から輸入している革靴の輸入高に占める日本のシェアはわずかに〇・四パーセントにすぎない。したがって、我が国はこの点についてはなんら米国に迷惑をかけていないことは明らかで、ガット第二十三条に基づき提訴すること自体違法である。一方、我が国の革靴業界は従業者十名未満の小零細企業が大半を占め、近年の消費不況の影響により業績不振のものが多く、倒産、整理が続出して現在の現状にある。万一、輸入制限措置を撤廃すれば、近隣諸国より低価格の革靴が殺到し、我が国をはじめ各国の多国籍企業が低開発国に進出して廉価の製品を製造、逆輸入するなど流通関係にも混乱をきたすおそれがある。この結果、生き残れる業者は三割程度で業界は壊滅状態におちいる。また、この影響は革靴製造業者にとどまらず関連業界、下請加工業者、雇用労働者、家内労働者職人の生活と営業に打撃を与え、産地の地域経済にも深刻な打撃をもたらす。政府が対応している関税引上げによる代替措置は、高率の関税改訂が実際可能であるかどうかとあわせ、世界各国のすう勢から永続性の保障もなく、地場産業の危機を回避する実効ある措置とはいえない。ついでには、国内産業を保護し、我が国の経済主権を堅持するため、革靴輸入制限措置撤廃に反対されたい。

靴の輸入高に占める日本のシェアはわずかに〇・四パーセントにすぎない。したがって、我が国はこの点についてはなんら米国に迷惑をかけていないことは明らかで、ガット第二十三条に基づき提訴すること自体違法である。一方、我が国の革靴業界は従業者十名未満の小零細企業が大半を占め、近年の消費不況の影響により業績不振のものが多く、倒産、整理が続出して現在の現状にある。万一、輸入制限措置を撤廃すれば、近隣諸国より低価格の革靴が殺到し、我が国をはじめ各国の多国籍企業が低開発国に進出して廉価の製品を製造、逆輸入するなど流通関係にも混乱をきたすおそれがある。この結果、生き残れる業者は三割程度で業界は壊滅状態におちいる。また、この影響は革靴製造業者にとどまらず関連業界、下請加工業者、雇用労働者、家内労働者職人の生活と営業に打撃を与え、産地の地域経済にも深刻な打撃をもたらす。政府が対応している関税引上げによる代替措置は、高率の関税改訂が実際可能であるかどうかとあわせ、世界各国のすう勢から永続性の保障もなく、地場産業の危機を回避する実効ある措置とはいえない。ついでには、国内産業を保護し、我が国の経済主権を堅持するため、革靴輸入制限措置撤廃に反対されたい。

十一月二十日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

一 一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法(昭和五十一年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

一般電気事業会社の社債発行限度に関する特例法

例法

第一条中「及びガス」及び「及び一般ガス事業会社」を削り、「これらの会社」を「一般電気事業会社」に改める。

第二条中「又は一般ガス事業会社」を「又は一般ガス事業会社(昭和二十九年法律第五十一号第二条第二項に規定する一般ガス事業者であつて会社であるものをいう。以下同じ。)」を削り、「電気事業法第三十九条ただし書又は商法明治三十二年法律第四十八号(第九十七号)を」を「当分の間、電気事業法第三十九条ただし書」に改め、ただし書を次のように改める。

ただし、社債の総額は、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により一般電気事業会社に現存する純資産額のいずれか少ない額の六倍を超えてはならない。

第三条中「又は一般ガス事業会社」、「又は商法第二十九十七条」及び「又はガス」を削る。

第四条中「三十万円」を「百万円」に改める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法第二条に規定する一般ガス事業会社の社債の募集については、昭和六十一年三月三十一日までは、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十一月二十一日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は十一月二十日)

- 一、一般電気事業者社及び一般ガス事業者社の社債発行限度に関する特例法の一部を改正する法律案

昭和六十年十二月二日印刷

昭和六十年十二月三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W